

会報

第99号

国立大学協会

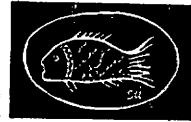
昭和58年2月

(第33卷第1号 通卷第99号)

会報

第99号

2
月
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー			
学長職を振り返って	岐阜大学長	館 正知	6
●学長の国際交流			
メキシコ国大学学長の来日	第5常置委員長 帯広畜産大学長	西川 義正	13
《窓》 「森林文化」への視点	山形大学農学部教授	北村 昌美	107
日本海時代への展望	鳥根大学法文学部教授	内藤 正中	117

事業報告

●諸会議議事要録 (10月~12月)		
理事会 (10.27)	-----	31
会務報告		
協議		
副会長の互選について		
第71回総会の日程について		
第72回総会の日時・場所等について		
委員の交代について		
大学格差問題特別委員会の改組について		
常置委員会の担当事項の改正について		
各委員会委員長報告と協議		
その他 (総会の運営方法について)		
第71回総会 [第1日目] (11.17)	-----	40
会務報告		
協議事項		
常置委員会の担当事項の改正について		
大学格差問題特別委員会の改組について		
昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について		
各委員会委員長報告と協議		
その他 (学長懇談会の運営について/第72回総会の日時・場所等について)		
共通入試に関する自由討議のためのオリエンテーションについて		
各地区学長会議における報告事項について		
第71回総会 [第2日目] (11.18)	-----	55
共通入試に関する自由討議		

第38回事務連絡会議 (11.19)	55
総会状況報告	
大学入試センター連絡事項	
文部省連絡事項	
第1常置委員会 (12.14)	62
国立大学の学部等の整理再編（臨調部会の指摘事項）について	
第2常置委員会 (10.14)	66
昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について	
国立大学の入試改善について	
入試教科目改訂専門委員会 (10.25)	68
昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について	
第2常置委員会 (10.26)	70
昭和60年度以降の共通第1次学力試験出題科目について	
国立大学の入試改善について	
第3常置委員会 (10.26)	74
留年問題の今後の検討について	
就職協定の問題について	
次期委員長の互選について	
第4常置委員会 (11.16)	78
「育英奨学事業のあり方」に対する本委員会の意見について	
学生教育研究災害傷害保険の改善内容について	
今後への申し送り事項について	
第5常置委員会 (11.16)	83
メキシコ国大学学長の来日について	

来年度外国学長の招致計画について 大学間交流について	87
図書館特別委員会 (10.27)	87
学術情報システムの問題について 委員長の互選について	
医学教育に関する特別委員会 (11.16)	91
医師国家試験の改善について 臨調の改革案——国立大学医学部の整理統合——について	
教養課程に関する特別委員会 (11.16)	93
教養課程に関するアンケート調査について	
教員養成制度特別委員会 (11.16)	95
大学における教員養成の問題について	
大学格差問題特別委員会 (10.27)	98
委員会運営の基本的方針について	
就職問題懇談会 (12.15)	102
大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務について	
特別会計制度協議会 (12.24)	105
昭和58年度予算案について	
●第71回総会国立大学協会事業報告	108
諸会合（各委員会主要審議事項） 要望書その他の諸活動（対外的諸活動／各国立大学への意見照会 等／資料・連絡強化等） 要望書等の受理 刊行物	

●諸 会 合 (昭和57年10月～12月末までの開催会議) ————— 114

要 望 書 等

人事院勧告凍結に対する会長声明 ————— 115

国立大学の学生納付金の改定と育英奨学制度について (要望) ————— 115

資 料

昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について ——— 118

そ の 他

学長等の異動 ————— 120

寄贈図書 ————— 120

学長職を振り返って

岐阜大学長 館 正知

*

会誌に何か書けとのお誘いがあった。私は本年5月で学長の任期を満了する。統合移転で終始した6年間なので学長とは何なのかをろくに考える暇もなく退官する。この機会に学長としての体験の中で考えたこと、気付いたことを書いてみる。

本年1月の文教ニュースに国立大学長の、大学の管理運営の考え方、取り組み方、当面している諸問題等についてアンケートした結果の取りまとめが連載されている。回答率が59.1%で約半数の学長の意見でしかないし、更に設問が常識的なものであったために学長論として議論するのにはいささか物足りないが、現在の国立大学の学長が何を考えているかの一端を窺うことができ興味深く読んだ。

学長とは大学において何であるのか、何であるべきか、の学長論を“IDE”が特集したことがある(IDE, No. 175, 1977)。ここには数人の学長による体験的学長論があり、当時の日本の学長の年齢、出身大学、出身学部等の実態を国公立別や規模別などに分類した資料も添付されている。更に M. D. Cohem & J. G. March の大学学長論 (Leadership and Ambiguity: The American College President, 1974) の一部も紹介されている。アメリカの大学なので、日本の大学とりわけ国立大学とはかなり事情が異なるはずであるが、学長のキャリア・パターン、学長の選ばれ方、学長になってゆく過程、学長に対するイメージ、極めて多忙なタイムスケジュール、大学のような言わばアナーキー的組織におけるリーダーシップのとり方などは日本の大学の学長と共通するものがあり、大いに考えさせられるところがあった。

学長の職務に関すること

わが国の学校教育法では、“学長は校務を掌り、所属職員を統督する”となっている。校務とは、国立大学において何を指すのか、統督するというのは、学長に任命権のない教職員や、教育公務員特令法で一般の国家公務員とは別の取扱いをわざわざ決めている教官に対し、学長の力がどの程度作用できるのかが未だによくわからない。校務とは大学の全ての活動を指し、統督するのは任命権者が誰であれ、一旦発令された者が大学内にいる限り、それらの人々の言動の全てに学長が責任を負え、ということだと事務局長が教えてくれた。校務の方は何となくわかったが、統督の方は若しそうならば学長はその責任を果たすためにかなりの権限を持たせてもらわねばならぬ。大学というところがそのような学長の権限のもとに動いてよいがどうか問題である。

何れにしる学校教育法で示している学長の職務は行政職的発想が強すぎるように思われてならない。教授を併任しない限り学会出張旅費は出ないと聞かされて息のとまる程驚いた学長の話を読んだことがあるが、管理の仕事に専念せよというわけである。

私は学長就任時に事務系職員に対しこんな挨拶をした。第一に法令に振りまわされる事務官になってくれるな。法令があるから大学の教育研究活動が発展するのではなく、大学の教育研究がその成果を充分にあげるために法令があると考えて欲しい。国立大学の管理運営が勅令主義から法令主義にかわった現在でも、大学における教学については大まかな枠組みが決められているだけで、かなりの自由度をもって動けるようになっているはずである。法令の条文にとらわれることなく、法令の作られた趣旨に沿った言動をしてくれと。第二は大学は生きものである。絶えず変化していなければならない。過ちを恐れ、前例にならうというような消極的態度をとって欲しくない。何でも思いきってやって欲しい。第三に本部職員を偉いと思うな。本部には文部省の人事による局長、部課長がいるが、本部は全学的事務をやっているにすぎず、部局の職員との間に上下の関係はないは

ずである。何でも本部にうかがいをたて、本部で駄目というから云々というのはやめて欲しいと。以上のような、学部 にいた時に感じていたことを述べたのであるが、この挨拶は物議をかもした。特に第一、第三の発言は部局が何でも勝手にやれると解されるおそれがあるので困るという注意があった。学長の発言は入学式、卒業式の式辞以外は事前にチェックされることを学長になった途端に覚えた。

その後学部で勝手にやられて困った事例のいくつかを経験して反省するところがあるが、この挨拶の本質は変えたくないと思っている。

さて、はからずも学長に選ばれてしまって最初に考えたことは、有権者諸君すなわち教官諸君は、また事務局の諸君は私に何を期待しているのだろうか、であった。当時私どもの大学は昭和38年以来念願の統合移転が見通しがついて、その具体的作業に入ろうとしていた時期であった。私に統合移転の実現を期待していたことは確実である。しかしこれは当時の私どもの大学の特殊事情である。

一般に大学の構成員は学長に何を期待しているのだろうか。それはどんな発想から学長を選んだかを考えることから浮きでてくるように思う。研究業績顕著で知名度の高いシンボルの欲しい大学もあろう。学内の組織をとりまとめ、諸会議をうまく運営し、管理的作業をテキパキとさばく人が欲しい大学もあろう。教育への情熱その他の人格特性の高い人、対外接渉のたくみな政治力のある人、等々。ほんとうは全ての能力を兼ね備えた人が欲しいのかもしれないが、それは無理である。大学のおかれている現状によって期待される学長像が異なるように思う。



ところで、大学の構成員は選んだ学長に研究の方向づけや研究テーマの選定をまかせはしない。教官人事やカリキュラムに学長が口を出すのを許してはくれない。できるだけたくさんの金を大学にとってくことは期待するが、部局の配分予算の執行にまで口を出すことは極力避けようとする。学長に選んでおいて、しかも大学にとって最も重要な事項については口を出させない。おかしいことである。私は問題提起という形で機会のある度に口を出し、その都度叱られたり、敬遠されたりしてきた。

教職員が学長に期待する最も大きなことは大学の拡大と充実にあるように思われる。具体的には概算要求事項の実現である。多くの要求事項の優先順位を決めるに当って必要な学内の調整能力、学外における交渉能力ないしは政治力を強く期待しているのではなからうか。6年間の経験で学長への期待はそこにあるように思えてならない。大学の物理的な拡大だけが大学の充実ではないと考える学長にとってこれは悲劇である。

私は学長の最も重要な職務は大学の“方向づけ”にあると思っている。多くの行財政上の制約の中で大学の向ってゆく方向を提案し、大学構成員の賛同を得る作業が学長の職務であり、学長しかできない業務であると考え。そしてもしそれに成功すれば、次の段階としてその実現の為の短・中・長期的戦略を決定する作業が学長の業務となる。勿論学長が独りで考え、独りで提案し、独りで決定するという事ではない。私のところにはないが学長を取りまく補佐団を持っている大学もあり、部局長会議、部局長懇談会などがその役割りを負っている大学もあるようである。またそのような事項について学長の諮問に応ずる委員会を持っている大学もある。何れにしろ未来への構想作りが学長の最も大事な職務のように思う。

学長になって気付いたこと

学長は生まれながらにして学長ではない。或る日から突然学長である。教授の中から、一般には学部長などの管理的業務を体験した人が学長に選ばれているの

が最も多いようである。我が国ばかりでなくアメリカでも、それが一般的な過程のようである。学長もスタートは極く狭い分野の研究者である。行政や組織の管理運営についての原則や技術を学んだわけではない。管理運営の技法は経験的に身につけたにしかすぎない。この未熟さが、大学にとっては甚だ困った事態を引き起こしたことを私自身も経験したし、似たようなことを他の学長からも聞いている。

このことは仕方のないことだと思う。行政学や管理学ないし企業学の専門家が大学の学長に適しているかどうか問題である。大学は効率のみをあげつらいする組織ではないはずである。ただ学長自らがこの分野で未熟であることをいつも認識していなければならない。事務局長以下の行政のベテランが控えている所以がここにある。そのベテランであるべき人々が、大学の特質を考えないで、事に当って形式的、教条的なことしかできないときには大学にとってこれまた悲劇である。

次は多忙の問題である。どの学長もそれを託っている。学長は業務と権限とを如何に他に委任するかで真価が問われると先輩に教えられたが、如何に委任しても、学長自らが対応しなければならない学内・学外の諸会議、交渉がちっとも減らない。私は学長就任時に国の審議会委員だけを残して他の全ての学外の仕事を辞退したが、学長なるが故に出席しなければならない学外の業務が新しくできてきた。学内の諸問題についても各種委員会では学長の決断を求めるものがあり、それに対応しなければならないし、文部省との対応についての意見をまとめる会議も少なからずある。

このような多忙さと、即決しなければならない学内諸問題への対応の連続は、本来あるべき学長としての思考活動を著しく妨げている。頭の切り替えを上手にできることが学長に求められる資質ないしは能力であることをはっきり知った。

私は仕事を担当の係の者と直接交渉したり、教官と直接相談したり、意見を聞いたりすることがよくあった。大学は組織で動いているのだからそれは困ると注意されるが、しばしば無視してきた。例えば局長を通じて流した情報が部・課長

を経て末端では全く逆の情報になっていたのを経験したことがあるし、学部長を通じてお願いした学部での討論がピントのはずれた討論であったこともある。組織を無視されるとタテ社会の秩序が保てなくなるわけだが、タテ社会の秩序を重んずる事務系の職員の系列において、部・課長が頻々に交代されると部・課長をとばして担当の係員と懸案の事項を処理する方がずっと能率的である。教官層においてはタテの従属関係は弱いから、むしろない方がよいと思っているが、多くの人々の意見を直接聞く機会を増やそうとしてきた。私の姿勢の是非はともかくとして情報の収集方法やコミュニケーションの工夫が学長として大切なことも身をもって知った。

学長の言動は慎重でなければならないこと、別の表現をすると学長の言動は厳しく制限されることも身をもって知った。学長就任当時、学長は24時間学長であるので慎重に、と注意されたことが後になってよくわかった。学長の一言はたとえ私的な場所であっても、大学の内外に重大な反応をもたらすものであること、更に私どものような地方都市では、夜の盛り場の学長の一挙手一投足が大学のイメージに大きな影響を与えるのである。

この6年間私は言葉も、行動も大変慎重になった。以前に比べるとフランクでなくなったと批判もされたが、日常の言動が慎重になったことだけは学長になってよかったことだと思っている。

事務系幹部職員のこと

私はこの6年間で4人の局長とつき合ったし、一緒に仕事をした部・課長・次長もかなりの数になる。このめまぐるしい異動は改めなければいけないと考える。大学の為には決して良いことではない。任期が短いために能力を充分に発揮できずに去った人もいるし、人柄を正しく理解されずに去った人もいる。そして移動管理職とか巡回公務員とか玉石混淆とかと陰で悪しざまに言われているのを見るのは学長として極めて遺憾である。

かつてある学長が、この管理職の転勤制度を厳しく批判し、大学の発展のため

にマイナスであると論評し、その反論が文部省OBから出たことがある。新しい部・課長などの転入はその大学に長くいる者には気付かぬいはば新風を持ち込んでくれる大きな利益がある。しかし、部・課長の人格特性とも関係するであろうが、それらの人々によって既定の計画が停滞したり、ひどい時にはいつの間にか変更させられたりしていることがある。気付く度にきつく注意するが、気付かぬこともある。部長と課長と一緒に転勤したりした時には一層ひどい。大学には良し悪しは別としてそれぞれ特有な気風がある。伝統とか慣習とかといえるものさえある。それを無視されたり、踏みにじられたりされた時に生まれる不信感や抵抗は当人にはわからぬかもしれぬが、かなり強いものがある。

この転勤制度は容易には変えられない事情も承知しているが、せめて在任期間を4、5年にすることはできないものであろうか。そうならば大学の立場に立った比較的長期にわたる仕事の計画・立案・実施が容易になるはずである。つまり責任の持てる仕事ができることになる。かつて学生を通過集団と位置づけて、主張は聞きおくとしたことがあるが、通過事務官として位置づけられては大変なことになる。また任期の短いことに一つの原因があるように思うが、何か事がある度に全て文部省にお伺いをたて、自分の主張のない没我メッセンジャー行政官にならないで欲しいものである。

文部省へのお伺いと言えば、文部省が承知してくれませんか、反対ですとかという言葉聞いて、当初は真面目に受け取っていたが、文部省のある係官がつぶやいたことが上のような表現になっていることがあるのを知った。何故承知してくれないのか、反対の理由は何か、対案はどうなのか、がなければ大学のような理屈を大切にす社会では通用しないし、次の段階への発展もない。

移動管理職の中で学生部の管理職員は学生に対応する場面が多様なせいか自ら考え、自ら処理している場合が多く、大変好ましく眺めてきた。

学長に学長としてのトレーニングが必要であるように、大学にいる文部事務官・技官にも大学職員としてのトレーニングが必要であるように思う。

●学長の国際交流

メキシコ国大学学長の来日

第5常置委員長 西川 義正
帯広畜産大学長

昭和57年度における国大協の「学長の国際交流」事業としては、メキシコから3人の学長を招へいすることについては既に決定していたが、その後文部省国際教育文化課を介し、人選や来日の日程などにつき相手国と種々折衝を重ね、次の3人の学長の来日を見た。

Dr. Jorge Enrique Zambrano Villa

Rector

la Universidad de Guadalajara

Avda, Juarez No 975

Guadalajara, JAL

Mexico

Dr. Ruben Castro Bojorquez

Rector

la Universidad Autonoma

de Baja California

Rio Conchos Y Paseo

Del Valle, Mexicali

Baja California Norte

Mexico

Dr. Alfredo Pineyro Lopez

Rector

la Universidad Autonoma

de Nuevo Leon

Undad Universitaria

Monterrey, Nuevo Leon

Mexico

なお、昭和57年8月23日に「メキシコ国大学学長招待準備委員会」（委員長は平野会長）を開催し、次の滞日スケジュールを決定し、3学長はほぼこの日程に従って行動された。

日次	月 日	行 動 計 画		宿 泊
		午 前	午 後	
1	10.13 (水)		16:10 成田着 (JL61)	ホテルニューオータニ (東京)
2	10.14 (木)	10:00 } 文部次官表敬 } 文部省幹部との懇 12:00 } 談	12:30 } 東京大学訪問 (会食) 16:00 } 18:00 } 学術国際局長主催夕食会	"
3	10.15 (金)	10:00 } 上智大学訪問 } 会食 14:00 }	17:00 } 日本学術振興会訪問 } (理事長主催夕食会) 19:30 }	"
4	10.16 (土)	10:00 } 東京外国語大学訪 } 問 } 会食 13:20 }		"
5	10.17 (日)	休 日	(自 由)	"
6	10.18 (月)	10:00 } 上野発 (ひたち5 } 土浦着 号) 10:45 } 11:20 } 筑波大学訪問 13:50 } 会食	14:00 } 関係教官と懇談 15:50 } 中央図書館見学 15:50 } 学内及び研究学園都市車上 } 見学 17:09 } 土浦発 (ときわ10号) 18:04 } 上野着	"
7	10.19 (火)	8:45 } 羽田発 (TDA } 鹿児島着 371) 10:40 } 11:50 } 鹿児島大学訪問 13:20 } 会食	13:35 } 大学首脳部との懇談 16:20 } 受託研修員・留学生との懇談 17:30 } 学長招待夕食会 19:30 }	サン・ロイヤル ホテル (鹿児島)
8	10.20 (水)	10:00 } 練習船敬天丸視察 } 医学部・附属病院 13:20 } 視察 会食	13:40 } 磯庭園等見学 } 16:20 } 桜島見学	"
9	10.21 (木)	11:45 } 鹿児島発 (ANA } 大阪着 544) 12:50 }	13:00 } 国立民族学博物館訪問 16:30 }	ロイヤルホテル (京都)
10	10.22 (金)	10:00 } 京都大学訪問 } 13:10 } 会食	14:00 } 桂離宮, 国立京都博物館見 16:00 } 学 18:00 } 総長主催夕食会 20:00 }	"
11	10.23 (土)	10:00 } 京都御所見学 } 13:40 } 会食	14:41 } 京都発 (ひかり178) 17:52 } 東京着	ホテルニューオー タニ (東京)
12	10.24 (日)	休 日	(自 山)	"
13	10.25 (月)	11:00 } メキシコ大使館訪 } 問 13:30 } 会食	16:00 } 国大協主催懇談会 18:00 } (15~16時招待準備委) 18:30 } 国大協会長招待パーティ 20:30 } (学士会館)	"
14	10.26 (火)	帰 国 準 備	帰 国 準 備 18:50 成田発 (JL12)	

文 部 省 訪 問

昭和57年10月14日（木）午前10時～12時。3学長は、三角事務次官を表敬訪問したあと、引き続き文部省の第4特別会議室において日本の高等教育について説明を受けた。

各 大 学 の 訪 問

以下は3学長が各大学を訪問された際の状況を記録した各大学からの報告である。

◇東京大学

10月14日（木）午後12時30分～15時30分

12時30分頃東京大学に到着した一行は、まず総長室で、平野龍一総長、田丸謙二（理学部教授）と小宮隆太郎（経済学部教授）の両総長特別補佐ならびに増田昭三教授（教養学部中南米学科）と懇談を行い、最初に東大側から東京大学の概況説明が行われ、これに関連する質疑がいくつかなされた後、メキシコ側からそれぞれ大学の概況が説明された。

この後、1時から2時まで学生会分館で前記の出席者により昼食会が行われた。

昼食後、2時から3時半まで懐徳館（ゲストハウス）で日本庭園の美を観賞しながら、昭和56年度から教養学部で正式に発足した中南米学科の増田教授ほか学科スタッフ数名との懇談が行われた。懇談の内容は、東大中南米学科の設立趣旨および学科内容の紹介があった後、今後の中南米学の研究方法等について相互の意見交換がなされた。

◇上智大学

10月15日（金）午前10時～午後2時

上智大学イベロアメリカ研究所長のアンドラーデ教授が3学長の宿舎であるホテルニューオータニまで迎えに行った。以下同ホテルに送り届けるまでアンドラーデが同行し、学内を案内した。

上智大学に到着後まず柳瀬睦男学長と森脇隆夫理事長を学長室に表敬訪問。ついで午前中にイベロアメリカ研究所図書室別室、ホフマンホール（学生会館）、外国語学部教員研究室、体育館などを見学。また、イベロアメリカ研究所を訪問し懇談がなされた。

○昼食会（12：00～13：40）

出席者は大谷啓治（文学部教授、学務担当副学長）、グスタボ・アンドラーデ（イベロアメリカ研究所教授、同所長）、高山智博（外国語学部教授、イスパニア語学科長、イベロアメリカ研究所員）、小林一宏（外国語学部教授、イベロアメリカ研究所員）、エドゥアルド・ペ

レスパレラ（文学部講師，メキシコ人）

昼食後，学生食堂および購買部の見学がなされた。

会談内容

（学長室において）

本学長よりメキシコ政府および学界の本学に対する好意に対して感謝の意が伝えられ，両国とも財政困難な状態であるが，出来る限り今後とも文化・学術交流を続けてゆきたいという点で両者が一致した。

（イペロアメリカ研究所において）

アンドラーデ教授から日本の大学制度，私立大学の役割，学生生活および同研究所，日本のラテンアメリカ研究についての説明があり，それに対して3学長は以下のような感想を述べた。

私立大学および学生の数の多さに驚き，日本の高等教育に対する私立大学の貢献度を高く評価した。学生生活については，日本における学生の課外活動に興味を示し，また大学の授業に体育がとり入れられていることに関心をよせた。

研究所およびラテンアメリカ研究については，イペロアメリカ研究所のラテンアメリカ関係蔵書が書籍26,000冊，雑誌380点にのぼることを高く評価し，日本におけるラテンアメリカへの関心の高さに感動するとともに，メキシコにおける日本学がまだ初歩的段階であることに遺憾の意を表した。

（昼食会において）

日本の教育問題およびメキシコの大学制度について意見交換を行った。

◇東京外国語大学

10月16日（土）午前10時～午後1時20分

本学スペイン語学科清水透助教授が3大学長とメキシコ大使館文化担当者ハイメ・ヌアラルト氏をホテル・ニューオータニに出迎え，午前10時本学に到着，鈴木学長から歓迎の挨拶がのべられた。これに対しメキシコ国3大学長を代表してヌエボ・レオン自治大学長から答礼があった。早速，鈴木学長から外国の大学長招待について，次のとおり説明された。

国立大学協会は，国際交流の一環として，日本の高等教育の現状を理解していただくため，毎年外国の大学長をお招きしている。

本学は3大学長の専門とは異なる性質の大学であるが，日本人学生に対するスペイン語教育コースには学部のスペイン語学科，大学院の外国語学研究科のロマンス系言語専攻および地域研究研究科のラテンアメリカ地域研究があり，また外国人に対する日本語教育コースとして学部の特設日本語学科と大学院の外国語学研究科日本語専攻および附属日本語学校があり，メキシコからも留学生を迎え入れている。本学としては今後もメキシコをはじめとするラテンア

リカ諸国との文化交流の必要性を十分認識しており、このため3大学長をお招きした次第である。

さらに、また、鈴木学長から(1)本学の創立以来の歴史、(2)本学の組織(学部、大学院、アジア・アフリカ言語文化研究所、附属日本語学校)と教育・研究の状況、(3)卒業生の就職先、(4)受入れ留学生、(5)本学からメキシコへの留学生、などについて説明された。

前記に引き続き、次の事項について意見交換があった。

○ 留学生の受入れについて

ヌエボ・レオン自治大学長から、日本への留学希望者は文科、理科を問わず増えており、日本の留学の場合、まず言語面での障害が問題となるが、貴学との関連でどのようなルートが考えられるか、との質問があった。

これに対し鈴木学長から、国費留学生、私費留学生及び学部特設日本語学科、大学院の外国語学研究科日本語専攻への入学方法等について説明された。

○ 外国語教育について

鈴木学長からメキシコにおける外国語教育について尋ねたところ、グアダラハラ大学長から、メキシコにおける中・高等教育の語学教育について説明があり、メキシコはアメリカ合衆国と経済的に緊密な関係にあり、また、地理的にも国境を接しているが米・墨戦争以後の歴史的経緯から、英語に対する根強い反感が国民一般のみならず知識人の一部にもあるとのことであった。

鈴木学長は、日本では明治維新以降主として西欧から文化を導入したため、経済的にはそれほど重要ではないがドイツ語が今日も英仏語と並び重要な地位を占めていること、さらにスペイン語教育は、60年代以降主としてラテンアメリカとの経済関係の緊密化に伴い急速に拡大してきたが未だ十分普及されていない実情を話された。

○ 大学自治・大学組織について

長学生部長から、メキシコの大学自治・組織などについて尋ねたところ、パーハ・カリフォルニア自治大学長から、次の説明がなされた。

基本的には、メキシコの公立大学の場合、学生参加を含む自治権が認められている。しかし、その範囲は州あるいは各大学によってかなりの差異がある。一般的には学生参加といっても形式的なものに過ぎず問題はない。また、医学系学部には「封建制」的制度が学部長選出等に残っている場合も多い。例えば、アルフレッド・ピニェイロ・ロペス博士が勤めるヌエボ・レオン大学の場合、終身学部長制と大学自治がうまく組み合わさっている。

このほか、学長と学部長の任期や選出方法等についても相互から説明があった後、時間の都合により懇談を打ち切り、施設を見学した。

○ 視聴覚教育センターでは、とくにマイコン付ブースレコーダー、マイコン式マスターコンソールを中心に作られた視聴覚教室、教材作製室とスタジオ、および建物全体が一つのシステ

ムになっており、全階、全教室が連結しているなどの充実した装置設備に興味を示され、種々質問をされた。

○ また、図書館では蔵書収納のための電動密集書架システムと近年各大学図書館でも設備され始めたブック・ディテクションシステムに3大学長とも強い関心を示された。

以上、施設見学を終えたのち、直ちに池袋サンシャイン・シティのプリンス・ホテルに案内し昼食をともにし、(1)メキシコ経済の現状、(2)日墨文化の相違、(3)今後の交流のあり方、などを中心に話がなされ、終始なごやかな雰囲気の内にて会食を終え、午後3時前清水助教がホテル・ニューオータニへお送りした。

◇筑波大学

10月18日(月) 午前11時20分～午後4時30分

午前10時45分、常磐線特急ひたち5号で、メキシコの3大学長が随行員の東京大学小野事務官とともに土浦駅に到着し、駅頭には国際交流課長が出迎えた。直ちにマイクロバスで大学に向かった。途中、研究学園都市の概要および車窓外に展開される施設、建物等について国際交流課長から説明があり、また、本日のスケジュールにつき説明が行われた。

11時20分、本部棟特別会議室で3大学長の本学学長表敬訪問が行われ、福田学長、茂木副学長(教育担当)、および中井副学長(医療担当)がこれにのぞんだ。学長から歓迎の辞が述べられた後、双方の紹介が行われた。引き続き福田学長から、本学の教育・研究および管理運営機構が従来の日本の大学のそれと様々な相違点があること、講座制を採っていないこと等、本学の組織・機構の特徴を紹介し、現在、本学では学際的な研究・教育が円滑に行われ、且つ国際的にも国際会議の開催、研究者・留学生交流、共同研究等に力を入れていることが強調された。

さらに、ラテン・アメリカ研究については、特別に「ラテン・アメリカ特別プロジェクト研究組織」を組織して、広い分野にわたり多くの教官が研究に従事し、重点を置いていることが付け加えられた。

学長の説明により、メキシコ3大学長とも本学に対して非常に関心を持たれた様子であった。最後に、メキシコ3大学長それぞれから謝辞が述べられ、表敬訪問を終了した。

引き続き、同会議室で11時40分から本学のラテン・アメリカ関係教官との懇談が約40分間にわたり活発に行われた。本懇談には江口大学公開室長(体育科学系教授)およびラテン・アメリカ特別プロジェクト研究組織から細野助教(社会学系)、松田講師(社会学系)、淵上助手(歴史・人類学系)の3名のほか、レオン外国人講師らが参加した。

細野助教から、同プロジェクトの経緯、これまでの活動内容、研究全体におけるメキシコ研究の占める重要性などについて説明があり、これに対して3大学長からは、これまでのメキシコからの研究者の来学など具体的交流について質問があった。メキシコ研究に関して細野助

教授から、特に同プロジェクトはメキシコ市のような巨大都市の都市環境問題、インフォーマル・セクターについて重点的研究を実施していることを説明すると、サンブラノ・グアダラハラ大学長から、グアダラハラ市におけるここ数十年の急速な人口増加がメキシコ市と同様な問題を引き起こしているの、州政府・大学もそれに対する研究チームを発足させたとの説明があった。また、カストロ・パーハ・カルフォルニア大学長は、同州も米国と国境を接している関係から工業団地の集中と人口の流入を招いており、州政府、同大学、コレヒオ・デ・メヒコ（メキシコ大学院大学）等による共同研究が発足しつつあるとのことであった。こうした研究組織が本学のプロジェクトとの研究と何らかの接点を見出すことができれば幸いであるとの意思表示が同学長からあった。また、帰国後、本学プロジェクトに、上述の研究組織によるインフォメーションを送付するように指示するとのこと付け加えられた。なお、本学からは、同プロジェクト研究の今までの成果の一部である「ラテン・アメリカ特別プロジェクト研究報告書」が細野助教授から3大学長に贈呈された。

懇談終了後、研究学園都市内のレストランに移動し、福田学長、茂木福学長、中井副学長等、関係者が出席して昼食会に入った。

昼食をともにしながら、メキシコ3大学長は、福田学長をはじめとする本学側と楽しげのうちに懇談がなされた。懇談は両国の大学の組織、管理・運営、財政、学生の自治活動に関しての比較、メキシコ側からは同国における人口の都市集中化に伴って発生する諸問題の紹介等から両国の日常生活の相違点まで、話題は極めてバラエティに富んだものであり、メキシコ3大学長も満足の様子であった。

昼食を終るにあたり、福田学長からピニエイロ学長、サンブラノ学長およびカストロ学長に記念品が贈呈され、これに対しそれぞれの学長から謝辞が述べられた。

午後1時50分、再び大学に戻り、施設見学に移った。2時から中央図書館を見学した。内部施設見学に先立ち、図書館部長室で部長から、本学図書館の蔵書数、利用者数等の一般的な説明および本学図書館の特徴である全面開架方式および、選書、受入れ、図書目録作成、貸出し、蔵書・情報検索等が全て電算化によって管理されていることが紹介された。ついで館内の見学に移り、部長らの案内で約40分間の見学が行われた。とくに3大学長は、カウンターでの貸出業務が電算化により極めて簡略化されていることに興味を示された。また、本図書館には何名位の職員が常時業務にたずさわっているのかとの質問が出され、部長から約90名との返答に感心されていた。

図書館見学後、次の見学施設まで、本学独自の歩行者専用道（ペDESTリアン）を約10分間徒歩で移動し、途中、淵上助手が周囲の研究棟、施設につき説明・案内した。

午後5時から学術情報処理センター見学に入った。中山センター長は出張のため、山本助手（電子・情報工学系）がセンターの概要説明および案内を行った。同センター会議室で、同センターの目的である計算機システムの管理、学内における情報処理のための利用、学術情報シ

システムの開発等について説明があった。これに対して、3大学長は興味をもって説明を受けられ、とくに3大学長とも学内の各施設に端末装置が配置され、光ファイバーで同センターと連結され学内のどの端末装置からも入力できるシステムに感心されていた。また、サンブラノ学長はとくにコンピュータに造詣が深く、山本助手と専門的分野について詳細にわたり質疑応答を展開した。会議室での概要説明および質疑応答の後、内部施設の見学に移った。情報処理教育実習室では実際に学生が操作しているところを、また計算機室では大型コンピュータが稼働しているところを見学した。そして午後4時すぎに同施設の見学を終了した。

学術情報処理センター見学終了後、メキシコから本学に留学している2名の学生を淵上助手が3大学長に紹介して一行に加わり、車中で懇談した。午後4時10分に学内一周道路（ループ道路）に沿って車中から淵上助手の案内で各学群棟、体育施設、学生宿舎、各種センター、大会館、開学記念館、附属病院等を見学しながら一路土浦駅に向かい、午後5時9分土浦発の急行で無事帰京された。なお、車中で、3大学長とも筑波大学を含め研究学園都市が短期間で完成されたことはまことに驚嘆であると感想を述べられた。

◇鹿児島大学

本学における10月19日（火）と20日（水）の両日のスケジュールは次のようである。

10月19日（火）

12:10~12:30 学長表敬訪問

12:40~13:40 昼食（於：城山観光ホテル）

14:00~15:20 学長・関係部局長と懇談会

（出席者）

石神学長、岩熊学生部長、篠原医学部長、竹下工学部長、柿本水産学部長、
矢尾板事務局長、大橋庶務部長

15:30~16:50 外国人受託研修員・留学生および指導教官との懇談会

（出席者）

岩熊学生部長、柿本水産学部長、平田教授、税所教授、手島助教授、松田
助教授、川村助教授

研修員 Mr. ヘスス、Mr. リカルド、Mr. ピニア、Mr. ヒメネス、
Mr. チャバス

留学生 Miss. マルチネス

18:00~20:00 学長招待夕食会（於：サンロイヤルホテル）

（出席者）

石神学長、岩熊学生部長、篠原医学部長、竹下工学部長、柿本水産学部長、
大橋庶務部長

10月20日（水）

- 9：40～10：40 工学部視察
- 11：00～12：00 医学部および同附属病院視察
- 12：20～13：20 昼食（於：さつま路）
- 13：40～14：40 磯庭園・尚古集成館見学
- 15：20～16：30 桜島見学

10月21日（木）

10：30 鹿兒島空港発（ANA544便 大阪へ）

以上の2日間における見学、懇談などの内容は次の通りである。

10月19日（火）

メキシコ国大学学長団一行は、東京から鹿兒島空港に定刻より20分遅れて午前11時に到着した。本学から柿本水産学部長、平島庶務課長が出迎えた。本部事務局に12時10分到着。学長室に石神学長を表敬訪問した。

昼食の後、午後2時から学長室において、学長・関係部局長との懇談会が約1時間20分におたって行われた。

石神学長から鹿兒島大学の沿革および現況についての説明、ならびにメキシコ国3大学長からそれぞれの大学についての紹介があった後、大学運営の学生参加の問題、両国大学の教育課程の相違、大学運営に関する財政問題、留学生等の受入れの問題および施設・設備の問題等について、質疑を交えて意見交換を行った。

この後、水産学部キャンパス内にある留学生会館談話室に会場を移し、メキシコから来学している外国人受託研修員および留学生にそれぞれの指導教官を交えての懇談会が約1時間20分におたって行われた。

柿本水産学部長が進行役を務め、出席者の自己紹介があった後、研修員及び留学生から日本で研修または教育を受けた感想ならびに各指導教官から研修員を受入れての感想が述べられた。

次いで、カストロ学長から、指導教官に対してお礼の挨拶があった後、研修員に対し、渡日するにあたっての目的、日本を選んだ理由、学んだのは理論面か技術面か、どのような制度で渡日したのか、帰国後の見通しはどうか、言葉の面での苦勞はないか、また、日本の大学運営に学生が参加していないことについてどのように考えるか等の質問があり、約40分にわたり3学長と研修員・留学生が通訳ぬきで意見交換を行った。

10月20日（水）

当初見学を予定していた水産学部附属練習船敬天丸が台風の影響で予定日に帰港できなかったため、工学部の視察に変更した。

午前9時40分から工学部の関係教官の案内で海洋土木開発工学科の平面水槽実験室、機械工

学科の機械工作実験室、蒸気工学実験室及び建築学科のコンクリート強度実験設備などの視察を行った。3学長は特に平面水槽実験室の造波実験装置に興味を示していた。

引き続きマイクロバスで宇宿地区にある医学部に赴いた。

篠原医学部長、橋本病院長らが出迎え、医学部長室において午前11時から医学部および附属病院の概要についての説明、ならびにピニエイロ学長が関心を示された水俣病の状況について説明があった後、外来受付、診療施設等を視察した。

昼食の際に3学長より、各学内施設視察の感想として、工学部については、メキシコの大学は学生が非常に多いので、実験室はグループごとに朝7時から夜11時まで時間割を組んで常時使用しているが、鹿児島大学の学生は余裕をもって実験ができ、また、設備も整っているのが非常に恵まれていること、逆にこれだけの設備があればもっと多くの学生を教育できると思われること等が、また医学部、附属病院については、管理運営体制が確立されていること、学部と病院とが機能的に配置されていること、最新の設備が整っていることに感銘を受けたこと等が述べられた。

昼食の後、平島庶務課長の案内で磯庭園、尚古集成館、桜島を見学し、日本庭園の美しさ、熔岩原の雄大さに感動していたようであった。ただ、桜島が登山禁止のため噴火口を見ることができなかったことを残念がっておられた。

10月21日（木）

柿本水産学部長、平島庶務課長、留学生の Miss マルチネスの見送りを受けて、10時30分発の全日空 544 便で大阪へ向け機上の人となった。

◇京都大学

本学における10月22日（金）と23日（土）のスケジュールは次の通りである。

10月22日（金）

9：30～10：30 総長表敬訪問および懇談（総長室）

（出席者）西島教授（国際交流委員会委員長、総長代理）澤田事務局長、

神野学生部長他

10：40～11：40 情報処理教育センター視察

11：50～13：00 昼食（京大会館）

（出席者）神野学生部長、メキシコ国留学生1名他

14：00～15：00 文化施設見学（桂離宮）

15：50～17：30 鴨川おどり見物（先斗町歌舞練場）

18：00～20：30 総長招待夕食会（栗田山荘）

（出席者）沢田総長、西島教授（国際交流委員会委員長）、澤田事務局長他

10月23日（土）

10:00~11:50 文化施設見学(金閣寺)およびショッピング

12:00~13:20 昼食(清風荘)

(出席者) 沢田総長, 西島教授(国際交流委員会委員長) 澤田事務局長,
山田教授(工)他

14:05 京都発 東京へ

本学における会談内容の概要は次の通りである。

総長表敬訪問の際には、総長不在のため代理として本学の国際交流委員会委員長の西島工学部教授が応接した。

同教授より本学の創立時の経過から現況までを紹介し、さらに最近の本学での国際化の動きとして①「日本語・日本文化研修留学生」、②「工学研究科における特別コース研究留学生」の受け入れ制度など語学教育と関連づけて説明があった。

また、神野学生部長が日本の入試制度、特に国立大学への入学の困難性と、これに関連して近ごろの受験産業の発達の紹介をした。

情報処理教育センターを訪問し、学生のコンピュータを使用しての授業風景を実地見学した。3学長には日本のコンピュータ産業について興味があるようで、同センターでは、南米地域への進出などが話題となった。

昼食会には、メキシコ国からの留学生が同席した。本学はメキシコ国の教育研究機関との交流が従来ほとんど無く、互いに双方の実情を紹介するにとどまった。

国大協主催の懇談会

日時 昭和57年10月25日(月) 16:00~18:00

場所 如水会館 けやきの間

出席者

- (メキシコ) アルフレッド・ピニエイロ・ロペス(ヌエボ・レオン自治大学長)
ホルヘ・エンリケ・サンブラノ・ピージャ(グアダラハラ大学長)
ルベン・カストロ・ボホルケス(パーハ・カリフォルニア自治大学長)
- (国大協) 平野 龍一(東京大学長・国大協会長・招待準備委員会委員長)
西川 義正(帯広畜産大学長・第5常置委員会委員長・招待準備委員会委員)
福田 信之(筑波大学長・招待準備委員会委員)
鈴木 幸寿(東京外国語大学長・招待準備委員会委員)
石神 兼文(鹿児島大学長・招待準備委員会委員)
藤巻 正生(お茶の水女子大学長)
天野 慶之(東京水産大学長)

野村 正七（横浜国立大学長）

但馬 孝雄（東京大学国際第一掛長・招待準備委員会専門委員）

竹下 英夫（国大協事務局次長）

（文 部 省） 植木 浩（学術国際局審議官）

草場 宗春（国際教育文化課長）

長谷川善一（国際学術課長）

菊本 虔（留学生課課長補佐）

小口 浩一（大学課課長補佐）

渡辺 順子（国際教育文化課専門員）

（関係機関） 五十嵐耕一（日本学術振興会常務理事）

高橋 末雄（日本医科大学理事長・日本私立大学協会会長）

柳瀬 睦男（上智大学長）

（通 訳） 土谷 尚子

平野会長の司会の下に開会され、まず初めに会長より次のように挨拶が述べられた。

メキシコの3学長には10日余りにわたる日本の大学等への訪問視察を終えられ大変お疲れとは思いますが、折角の機会でもあるので国立大学及び文部省の関係者その他私立大学や国際交流に関係する機関の方々にもご出席を願い懇談会を開くことにした。この懇談会はインフォーマルなものであるので、遠慮なく日本の教育研究に関する印象とか、日本への注文等についてご意見をおきかせいただければ幸いである。まず初めに西川第5常置委員会委員長より本日の出席者について紹介していただき、そのあと3人のメキシコ国大学長より一人10～15分程度お話しをしていただき、それに基づいて懇談を進めたい。

以上の挨拶があったのち、西川委員長より本日の出席者の紹介があり、ついで懇談に入った。初めに、ヌエボ・レオン自治大学ピニェイロ学長より次のように述べられた。

まず初めに、今回の日本への招待にご尽力くださった国大協および文部省の方々、また訪問に際し種々ご配慮いただいた関係の方々に対し深甚な謝意を表したい。

また本日は、日本での印象を主観的・客観的な観点から述べさせて頂く機会を与えられ幸いに思っている。私達は遠く離れた国から来たので、日本の大学についての予備知識を持たずに来日した。また、主観的印象を述べるには滞在期間が短く正確ではないが、一言にいうと、日本の大学は秩序正しく組織も整っており、素晴らしい機能を果している。また私ども3名は大学・研究所等を訪問したが、そこで研究教育に従事している人達が、大学のことを含めメキシコのすべてのことについて強い関心を抱いているのが感じられた。

私達3人はそれぞれ専門的視点から日本の実情を観察したが、私は医者立場から自国のものと全く違った状況を見て、この経験が今後の自分の研究の礎となるかもしれないと感じた。それから、私の感じた日本文化の印象についていうと、それは悲しみの文化、瞑想の文化で、

これは他の西洋文明と全く違った文化であると思う。

次に客観的印象について言うと、今回訪問したところはいずこも研究室・実験室・図書館等の施設設備が非常に整っていることを強く感じた。

私は、ひとつの国を理解するためにはその国の形成の歴史とそれに寄与した人達の事績を知る必要があると思っている。ひとつの国の人間というものは、その置かれた環境やその将来の見通しなどに多分に影響されるものである。そのような意味で日本の歴史を知ることは極めて有意義である。私はこの訪日を機に、帰国したら自国の大学に日本の言語と文化についての講座を開設したいと考えている。

続いて、バーハ・カリフォルニア自治大学のカストロ学長より次のように述べられた。

本日は、平野会長、各大学の学長ならびに文部省の方々等がお集まり下さり、私共をお招き下さったことを厚くお礼申し上げます。

メキシコは発展途上国ということもあり、また西洋文明の影響を受けた国であるので、今回初めて西洋文明の国へ足を踏み入れ、しかも先進国の社会に触れ、私の印象は多岐にわたり簡潔にまとめて述べるのは非常に困難である。

日本に来る以前、私は日本が先進国であることも、また近年その経済成長が著しいことも知っていたが、今回来日して日本人の国民性（例えば、勤勉・清潔好き等々）を実際に見て、その成長の秘訣を実感させられた。日本の国力の発展の素晴らしさは世界に定評のあるところであるが、日本の大学制度を見て、それが経済成長と見合っていることを強く感じた。日本は世界のどの国に比べても進歩した内容を持っており、それは世界に誇るべきものと思う。

今回は招待日程に従い、伝統のある大学としては東京大学・京都大学・東京外国語大学・上智大学を、また新構想の大学としては筑波大学を、地方の大学としては鹿児島大学を訪問した。どの大学も施設設備等の下部構造は整っており、また教授陣容も充実しており、素晴らしいという印象をもった。これは他の大学も同様であろうと想像できる。このような進歩した大学制度は世界のどこと比較しても誇れるものである。その他、訪問大学ではコンピュータが導入され、それが教育システムの基礎として活用されている点に驚嘆した。また大阪の民族学博物館も素晴らしかった。

今回の日本訪問で得た知識・情報は、帰国後何らかの形でメキシコの発展のために活かしたいと思う。また、これを機会に日本とメキシコの大学の間で、いろいろな形の交換活動が実現するよう期待する。

最後に、グアダラハラ大学サンブラノ学長より次のように述べられた。

私は公式の日本訪問は2回目であり、日本人が親切であることを知っていたので、他の2人の学長ほど強い感銘を受けなかったが、今回は前回以上に親切な扱いを受けた。また前回知り合った友人と再会し旧交を暖めることができた。

今回各大学を訪問して受けた私の印象は、先の2学長の話と変わらないが、あえて言えば、客

観的な面では、日本の大学制度は効率的であり、また学生・教官等の大学を構成するすべての人々が意欲的であることを、改めて強く印象づけられた。次に、主観的印象について述べると、私も日本に関する知識の乏しい状態のまま来日したが、今回の大学訪問を通じ、日本の教育は目的意識が明確で且つ正確であるということ強く感じた。

また、国大協を中心として関係の方々在日本とメキシコとの大学間交流を深めることに尽力され、学術協力ができる状況にまでなったことを感謝する。私は二国間の政府対政府、国民対国民がお互に近づくための一番有効な方法は、教育機関あるいは文化・科学・学術の交流を通じて図るのが最も近道であると思う。日本とメキシコとの大学間交流においては、メキシコの大学が日本の大学に提供するものよりも日本の大学が提供するものの方が遙かに多いであろうが、メキシコの大学としても、両国の友情・友好を深めるための通路として大きな役割を果せるものと思われる。日本は先進国であり、かつ工業国である。一方、メキシコは先進国でもなく、また工業国とも言えない。しかし、両国が交流すれば、相互に役に立つこともあるのではないかと思う。日本は市場開拓を必要としており、エネルギー資源は外国に依存している。そういう意味では、メキシコは日本に提供できるものを持っており、お互に補い合える関係にある。そしてその交流の際、重要な役割を果すのが、メキシコの場合大学であると思う。大学は両国間の友情を深める懸橋にもなれるし、また学術交流を通じ民間大使の役割も果せるからである。

最後に、日本への招待を感謝するとともに、私の日本に対する深い愛着の気持を表しお礼の言葉としたい。

メキシコの3学長より概ね以上のような挨拶があったのち、次のような意見の交換が行われた。(◎はメキシコ大学長の発言、○は日本側出席者の発言)

○ メキシコの3学長が来日される前に、その経歴や所属大学に関するデータを見せてもらったが、3人の学長がいずれも年齢が若いのに驚いた。その点についてお尋ねしてみたが、学長選考規程は各大学それぞれ違うようである。それはそれとして、若い学長がどうやって大学の管理運営をされているのかと深い関心を持った。日本の大学の学長は日頃大学の管理運営に苦勞している。先程、メキシコの学長方から日本の大学の組織・秩序等について称賛の言葉をいただいたが、メキシコの3学長は年齢も若く、またぼう大な数の学生をかかえ、その管理が大変であろうと思うが、どういう点で苦勞されているか、その辺の事情をお聞かせいただきたい。

◎ 近年、メキシコでは高等教育に対する若者の志向が強く大学入学希望者が増大している。その反面いずれの大学も経営困難の問題に直面している。つまり入学者増加に伴い、大学の設備の改善を図ろうとすると学術水準の方に影響を及ぼし、逆に学術水準の向上を図ろうとすると設備の改善が進まない、という二律背反の状況にある。1990年代中頃を目途に設備の充実及び学術水準のアップの実現を図りたいが、現段階ではこのような状況の中で出来るだ

け可能性を追求してゆくということより仕方がない。

- ◎ 私の経験では、各学部・研究所・附属機関にそれぞれ自治権を持たせ、その長が各部局を代表して独立した方針で管理運営にあたり、学長はそれを統轄するのが理想的な形であると考えている。学部長が学部を代表して学生・教官・事務員に対して絶対の立場に立たないといけな。そういう意味で大学には封建制度が必要である。人間は誰でも団体に帰属したい気持ちがあるので、学部の者がそれぞれ自分はこの学部の者であるという意識を持つことが大切である。中央集権化するよりも学部自主性とした方が大学としては安定する。
- ◎ メキシコでは大学長の立場は経営上不安定な立場に置かれている。メキシコの大学では、学生増とか授業料の問題、また大学の財政難、人員不足、労働組合結成等、種々困難な問題に直面している。メキシコ政府は高等教育機関への進学を奨励しており、大学入学者の大部分は公立大学へ進学し、費用のかかる私立大学へ進学する者は15%程度である。メキシコは膨大な勉学人口をかかえており、まず量をこなす、つまり総ての入学希望者を就学させることが当面の重要課題であり、質の改善はその次の課題である。その意味で、今回日本の各大学で立派な施設設備を見て大変羨ましく思った。
- 2つの問題についてご意見を伺いたい。第一に、日本とメキシコの大学レベルの交流だが、学生・教官の交流から研究プロジェクトの交流に至るまで出来れば非常に有意義である。1970年代を通じ、日本は国内のみならず国際的次元からも、経済的側面での国際的役割の遂行への要求が多く出ている。その際、学術上の交流は相互の利害関係を生じず、また相互理解に役立つので我々としても極力促進したいと考えている。しかし、日本は地理的な条件がよくない上、言語の特異性もあって、これまで文化的に閉鎖されていた。その点、文化的な国際交流を進めることが難しいわけであるが、この点に関してご意見をお伺いしたい。
第二に、メキシコの学長方には筑波大学に訪問の際、「ラテンアメリカ特別プロジェクト」の方々とも面談ねがったが、このプロジェクトは2つの意味で大変重要性がある。その1つは、筑波大学は固定した研究所を設置せず、5年単位で「特別プロジェクト」という、いわば新しい形の研究所を設置し研究に従事している。そして本年が設置5年目に当り、これが筑波大学の研究面の成否を左右する。もう1つの意味は当特別プロジェクトは国際協力の一環として取り上げたわけで、人的交流や研究交流という面でも重視している。以上の2点について、3学長には関係者と会われてどのような評価を得たのか率直な印象をお聞かせねがいたい。
- ◎ 最初の大学レベルの交流の問題であるが、私の大学（ヌエボ・レオン自治大学）としては教官の交流はしやすいし、望ましいものと思っている。その際、言葉の問題は勉強によりある程度カバー出来るので、大きな支障になるとは思わない。それより相手国の物の考え方を通して、その文化・国民性等を理解することの方が肝心と考える。そのため、私は帰国後、日本に関する言語学・民族学の講座開設について担当の学部長と話し合いたいと思っている。

次にラテンアメリカ特別プロジェクトのことだが、研究については非常に興味を感じたし、またこういうものを通じて相互の交流の足がかりが出来ると考える。しかし、一口にラテンアメリカといってもその地域は広大で、文化的にも非常に相違がある。それで、研究実績を上げるためには努力を結集させるとともに、時間もまた必要である。そして一定期間かけて研究したものを取りまとめてインフォメーションを作ることが大切である。私が最後に一言したいことは、もっともっと努力してほしいことである。努力を集中することが効果を上げる第一の要件である。

- ◎ まず第一の質問についてであるが、これまでの経験からして、留学生等の交流で一番障害となっているのは言語と文化の問題であると思う。しかし、これは相互に努力すればある程度解決可能な問題である。そのために私としては大学に設置してある日本に関する講座の改善充実を図りたい。

次に「ラテンアメリカ特別プロジェクト」のことだが、上記のピニェイロ学長と同意見だが、その他若干補足的に申し述べたい。ラテンアメリカは広大な地域にわたり、しかも内容が雑多で一種のモザイク状をなしており、各国はそれぞれの速度とリズムで動いている。これについては日本の政府も大学関係者も理解していると思うが、研究にもアクセントをつけてほしい。そして、その力点はメキシコとブラジルに置かれるべきであろうと思う。

- ◎ 筑波大学でプロジェクト担当者との面談の際、プロジェクトのうち、例えば都市計画の研究等に対して、現地にある大学として必要な情報・資料の収集・提供の面で国際協力も可能と考え、その旨は担当者に伝えておいた。

- 現在、日本とメキシコ間で毎年100名の学生の交流があると聞くが、現状について説明ねがいたい。

- 相互に留学生・研修生を交換する計画で、メキシコからも毎年100名が派遣されている。ただし、100名のうちには企業研修者も含まれており、学生枠としては30名くらいである。

- メキシコからの留学生は30名くらいで少数であるが、その原因は言語の問題であるときいている。学生の30名に対し、技術修得のための企業研修者が多いということの事情も分かるが、やはりアンバランスである。企業で日本の技術・ノウハウを学ぶことも重要であろうが、学生時代に相互に大学で学びあうことも両国の将来にとって重要なことである。現在のようなアンバランスを解消するため、その原因とこれを解決する方途についてご意見を伺いたい。

- ◎ 私も両国の文化の交流は企業サイドよりも大学レベルで行われるのが望ましいと思っている。日本の企業への研修の場合、技術的な面、あるいは経営的な面で種々学ぶことが多いと思うが、やはり企業と大学とでは教える内容が相違する。なお、日本からの教官や学生の留学先はメキシコ、グアダハラ等南部の方に集中しており、私の大学（ヌエボ・レオン自治大学）は今まで余り交流実績がない。この点交流の際にお考えいただきたい。

- ◎ 日本とメキシコとの間の留学生交換で、どちらが効果を挙げているかという点、それは日本側にあると思う。例えば、企業研修の場合、日本の研修者は自分の志望がはっきりしている。それからメキシコから日本に留学する場合の言葉の問題であるが、これもだんだん改善されてきている。日本政府も外国に日本語を教える機会を設けているし、私の大学でも日本語の教育に力を入れたいと希望している。言語の修得は各大学でやるのが効果的と思っている。
- メキシコの3学長には、10月15日日本学術振興会への訪問の際に説明したが、1977年以来日本学術振興会とメキシコ国家科学技術会議の間で、大学を中心に学者の交流事業が進められている。過去6年間で、日本からメキシコに派遣した者、またメキシコから日本に派遣された者、両方とも9名でまだまだ交流の実績がさほどあがっているとは言えない。しかし最近、メキシコから日本に来る先生も徐々に増えている。今回の3学長の訪日により、日本の大学における研究状況等ご理解いただけたと考えるので、帰国後、この交流事業が一層充実するようご尽力いただければ幸いである。また、日本からメキシコへの派遣も必ずしも多くないので、この機会に大学関係者のメキシコへの関心の高まることを期待する。なお、この両国の学術交流には技術関係のみならず社会科学の分野のものも含まれているのでご承知いただきたい。
- ◎ メキシコにも日本学術振興会と同じような、ポナシットという組織があるのは知っており、その交流実績については先般の訪問の際説明を伺った。しかし、その際、メキシコの大学とポナシットとの関係について説明しなかったため、この席をかりて個人的見解を述べたい。日本の場合、日本学術振興会と大学は密接な関係を持っているが、ヌエボ・レオン自治大学とポナシットとの関係は、これまでそれほど生産的とは言えない。また他の大学との関係も大同小異であろう。私自身としては、ポナシットは国際協力、共同研究の問題には余り関心がないのではないかと考えている。
- メキシコで医学部の設置されている大学はどのくらいあるか。
- ◎ 学部数から言うと全国で60ある。
- 私の大学で、メキシコ、ブラジルへの留学希望者が相当いるが、留学するにはどのようにしたらよいか。
- ◎ 私費留学生、国費留学生を問わず、日本の医学部の学生がメキシコの医学部で学ぶことは可能である。学生個人としてでも、大学を通じてでも、いずれも可能である。

概ね以上のような意見の交換があったのち、植木学術国際局審議官より日本とメキシコの教育・学術・文化の交流の現状について、次のような説明があった。

第一に留学生の交流についてだが、メキシコからの留学生受入れは、1981年には23名で、そのうち16名は文部省が日本の経費で受入れている。また日本からメキシコへの留学生派遣は2

つの方法があり、その1つは、学生国際交流制度（日本の大学がメキシコの大学と話し合い協定を締結した場合、日本の大学が学生を日本の経費で派遣する制度）で、この制度によって1981年メキシコの大学に3名が留学した。もう1つは、先程も話に出た研修生学生交流計画に基づくもので、日本から102人（内30人は大学から）がメキシコに留学した。

次に教官の交流についてだが、文部省には外国人教師受入れの制度があり、これにより1981年にメキシコから4名の教師が日本の大学に来ている。その他、小・中学校レベルでは、日本の小・中学校の先生が海外教育事情を視察する制度があり、1982年にはこの制度により90名の先生がメキシコに視察に行き種々学びとって来た。

また、日本の総理大臣とメキシコ大統領の共同声明に基づき、1977年に日墨学院が設立され、そこでは日本とメキシコの子弟が一緒に勉強している。その他、文部省経費での海外学術調査や文化庁を通じてメキシコの文化・芸術の導入・紹介等の事業も実施している。

いずれにしろ、このような教育・学術・文化の交流は言葉の問題が基本的問題としてあり、そのため大学教育等々を通じ語学教育に努力しているところであるが、メキシコの3学長の来日を機に、文部省としても今後益々両国間の交流が盛んになることを期待するとともに更に努力を重ねたいと考えている。

以上をもって懇談を終り、平野会長より次のような閉会の挨拶があった。

長時間に亘りご懇談いただき感謝に堪えない。これでメキシコの3学長にはすべての“義務”より解放されたことになる。このあと引続いて懇親会が催されるので、そこでは、先程のご感想にあった“悲しみの文化”ではない日本の明るく楽しい文化の一面を感じ取っていただきたい。

最後に、メキシコの3学長を代表し、サンブラノ学長より次のような挨拶があった。

私達3名を代表し、今回の招待に心よりお礼を申し上げる。お蔭で私達3名は日本の伝統・文化、あるいは大学における研究教育等様々なことについて知識を深めることが出来た。帰国後も、日本で得た知識・情報を機会ある毎に話し、かつ広めてゆきたい。最後に、日本で受けた厚意に対し心より感謝申し上げます。

以上をもって本日の懇談を終了した。

事業報告

諸会議議事要録

理事會

日時 昭和57年10月27日(水) 13:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
沢田副会長
有江, 牧野, 前田, 小野, 井出, 松田, 官沢,
猪, 金子, 飯島, 堯天, 小西, 添田, 田中,
福見, 釘宮各理事
広根(第3), 野村(第4), 西川(第5), 諸星
(第6) 各常置委員会委員長
須甲(教養課程), 井沢(教員養成制度)各特別委
員会委員長
(特別出席) 福田, 吉田各監事
(大学入試センター) 肥田野副所長,
中村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、来る11月総会の日程および香月副会長の退任に伴う後任副会長の選出等についてご審議願うためお集まりいただいた。

なお、このたび香月理事(千葉大学長)に代り井出千葉大学長が新たに理事に就任されたのでご紹介する。

なお、本日は須甲埼玉大学長(教養課程特別委員会委員長)、井沢三重大学長(教員養成制度特別委員会委員長)の両委員長にも特にご出席いただいた。また、共通入試関係事項についての説明のため、大学入試センター所長に代り肥田野副所長が出席されるのでご了承いただきたい。

ついで、竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告についてはお手許に「理事會会務報告」が配付されているので簡単に報告したいと述べられ、以下の事項について報告があった。

1. 大分医科大学長の逝去について
2. 要望書の処理について
 - (1) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について
 - (2) 「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」について
3. 第2次臨時行政調査会の報告に対する見解の公表について
4. 大学設置審議会(大学設置分科会)委員について
5. メキシコ国大学学長の招待について
6. 全国大学院生協議会との会見について

7. 国大協宛要望書について

Ⅱ 協 議

1. 副会長の互選について

去る7月末をもって退任された香月副会長の後任の選出について、会長から次のことが諮られた。

副会長の互選については、従来、1名は旧帝大から、1名はその他の大学から選出するという慣例があるが、今回もこの慣例に従うことにしてよろしいか。また、この慣例に従う場合、どのような選出方法がよいか、お諮りする。

これについて協議の結果、従来の慣例に倣うこととし、投票により選出が行われ、開票の結果、松田理事（東京工業大学長）が得票多数をもって副会長に選任された。

2. 第71回総会の日程について

(1) 日程について

これについて会長より次のように諮られ、了承された。

来る11月17日～18日開催の第71回総会は「資料5」の日程によって運営してよろしいかお諮りする。

なお、今回も前2回と同様に、予定の議題の審議を第1日に終了するよう取り運び、第2日の午前（午後は学長懇談会開催）は自由討議に当てたいと思うがいかがであろうか。

なお、自由討議の主要テーマは「4年間の共通1次試験を願みて」というようなものを考えているがいかがであろうか。

(2) 学長懇談会の運営について

会長から、総会第2日午後に行われる学長懇談会の運営については、前例により司会を会

長、副会長が交代して当たることにし、当面する大学の諸問題について、文部省関係官を交え自由討議を行うこととしたいのでご了承願いたい、と述べられ異議なく了承された。

3. 第72回総会の日時・場所等について

会長から、第72回総会の日時・場所等について、会場借用の都合もあるので「資料6」のとおり予定してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

4. 委員の交代について

会長から、第1常置委員会山田敏郎委員（京都大学教授）の退官に伴う教員委員の補充ならびに大学格差問題特別委員会の改組（予定）に関連する委員の補充について「資料7」のとおりにしてよろしいか諮られ、異議なく承認された。

5. 大学格差問題特別委員会の改組について

このことについて会長から次のように述べられた。

「常置委員会の担当事項の改正」の問題の審議の過程において、大学格差問題特別委員会の担当事項の改変ならびにこれに伴う委員会名称の改称のことが提起され、この方針が理事会および6月総会において一応了承が得られたので、同特別委員会における具体的構想を伺ったうえで改組の正式決定をいたしたい。

ついで金子委員長より、同特別委員会における本問題に関する審議の経過について説明があり、これについて審議の結果、この改組を異議なく承認した。

このあと会長から、本日の承認により大学格差問題特別委員会の改組が決定されたが、新委

委員の発足は11月総会に報告後ということとしたいので、ご了承いただきたい、と述べられた。

6. 常置委員会の担当事項の改正について

このことについて会長から次のように述べられた。

本議題については既に2回に亘りご討議を願い、その結果を踏まえ去る6月総会に問題提起をしたが格別の異論もなかった。それで、来る11月総会にその具体的構想を提示し、それに伴う関係規則の改正をも提案して正式決定を図り、来年6月総会における委員改選の機会にあわせて実施することにしたいので、改めてご審議をお願いしたい。

ついで、竹下事務局次長から資料を基に改正の内容およびこれに伴う措置について説明があり、協議の結果、原案を了承し、これを来る11月総会に提案することとした。

7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、これについて協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（前田委員長）

① 前回の委員会の状況について

去る9月27日に委員会を開催し、今後の検討課題に関しこれまでの検討事項の見直しを行うとともに、各方面から寄せられた要望書の紹介を行った。その中で、放送大学、臨調関係の問題は、現時点では特に取り上げるべきものはないが、今後の成行きを見守りながら必要に応じ対応する考えである。なお、本日配付のあった臨調の「省庁組織の整理・再編合理化に関する主要指摘事項」に対する日教組大学部の見解については、この問題の内容が詳らかでないの

で、その実情をさらに調べたうえで対処したい。そのほか大学院問題、待遇改善の問題などがあるが、これらはそれぞれ関係委員会の方に廻すことにした。

② 助手の待遇改善の問題について

この問題は、昭和49年以来第1常置委員会と第6常置委員会の合同で検討を進めてきた問題であるが、なかなか意見の調整がつかず、54年以降棚上げになっている。しかし、最近またこの問題に対する要望が強いのでこれを取り上げて討議した。この問題についての本委員会としての基本的な考え方は会報第84号（24～25ページ）に記されているように、①現在の職階をいじらないで助手という職階の中で待遇改善を考える、②希望のある部局は助手定員の中で10～30%の範囲で講師に振り替えるようにする、ということであるので、この基本線を再確認して、第6常置委員会と再度話し合うこととした。

③ 国立短期大学卒業生のための夜間部学部開講の要望について

これについて、国立短期大学協会会長添田徳島大学長から、夜間の短期大学修了者が4年制大学に進めるような夜間の学部設置の要望があったが、これには種々問題が伴うので、また改めて検討することとした。

④ 大学格差問題の今後の取扱いについて

大学格差問題特別委員会より、同委員会は今後大学院問題特別委員会に改組するので、従来扱ってきた大学格差問題（大学院関係のものを除く）については、今後第1常置委員会の方で取り扱ってほしいという申出があり、協議の結果、これを本委員会が窓口になって処理することを了承した。

以上の報告に関し、助手の講師振替えのこと

に関し若干意見の交換があり、また臨調の「省庁組織の整理・再編合理化」の問題について沢田副会長（臨調第1部会参与）より、その審議経過の概要の説明があった。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

① 昭和60年度以降の共通第1次学力試験出題科目等について

これについて委員長から「資料10」を基に次のように説明があった。

高等学校学習指導要領改訂に伴う「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」については、昨年11月総会にその「中間まとめ」を提出し、さらにこれの補足事項として「高等学校の「職業科」に係る出題科目案」を本年の6月総会に提出した。この「中間まとめ」と「職業科」に係る出題科目案を取りまとめるに当たっては、各国（公）立大学および高等学校関係者の意見を求めたが、大方の賛成が得られたので、このたびこの両者を総括した「最終まとめ」を取りまとめた。それが配付の「資料10」であるが、ここでは「中間まとめ」に記されていた解説的な部分は省略して結論だけを提示する簡潔な形とした。

この「最終まとめ」に提示されている出題教科・科目の内容は、先の「中間まとめ」に示したものと変りないが、「職業科」に係る出題科目を配慮した関係で、「数学」の出題科目に「工業数理」と「簿記会計Ⅰ」及び「簿記会計Ⅱ」の2科目が新たに加えられた。

また、試験の形式については、現行制度と同様にすべての受験生に対して5教科7科目の試験を共通に課することを基本とした、いわゆる単一の試験形式とした。

なお、この「最終まとめ」では、出題教科・

科目に関する基本的な事項が示されているが、その出題の範囲等についての更に具体的な検討が残されている。特に「社会」と「数学」においては問題を“選択解答”させることになっているので、この点についての具体的な説明が必要とされる。それで、入試センターでは「新教育課程試験問題調査研究委員会」においてこの出題の仕方について研究を進め、来年3月までに具体的な出題範囲についての構想をまとめ、高校側に示すことにしている。なお、各国（公）立大学では、来年3月末までに「昭和60年度の各大学の学力検査実施教科・科目」を発表する関係で、目下その検討が進められている状況にあるので、上述の出題範囲についての構想がある程度まとまった段階で12月中にこれを各大学に送り、第2次試験実施要項作成の参考に供したいと考えている。

そこでご了承いただきたいのは、この出題範囲の構想の発表については、時間的な関係もあり、理事会、総会の承認の手続きを経ずに第2常置委員会の責任において発表できるようお取り計らい願いたいと思うので、ご了承をいただきたい（了承）。

② 国立大学の入試改善について

本委員会では、当面の「60年度以降の共通入試の出題教科・科目」に関する問題の審議と並行して、国立大学の入試のあり方についての検討を行っている。この問題については、今度の総会で種々なデータを示してご意見を伺い、それを基にアンケート調査を実施したいと考えている。

共通1次試験について目下問題とされている事項としては、①試験期日の繰下げ、②いわゆる「輪切り」現象、③試験教科・科目数の減、などの問題がある。

試験期日の繰下げについては、いろいろな観点からの案があるが、新高校教育課程による試験問題作成のためには高校3年の3学期の分まで含めないと出題がむずかしいという事情もあり、今後検討を要する問題である。

次に、いわゆる「輪切り」現象のことであるが、これについて世上いろいろ批判があるので、現在その実態を調査中である。各大学の共通1次試験に関するデータは入試センターの方に整理されているので、各大学ではそれを請求して「輪切り」の実態について調査していただきたいと思う。なお、この「輪切り」の実態を調べるに当たっては、第2次試験の内容をも明らかにする必要があるので、それらのデータを提供して貰えると好都合である。

いま一つの試験教科目数の問題であるが、これについては現行の5教科7科目は受験生に過重な負担になるとの批判もあるが、教科・科目数を減らすことは高校教育、大学教育に及ぼす影響が大きいのので時間をかけて検討したい。

それで当面は、試験期日の繰下げと、輪切り現象の問題について、判断資料を添えて各大学にアンケートをして、その結果を基に検討を進めたいと思う。

以上の委員長報告に続いて、大学入試センター肥田野副所長より次の事項について発言があった。

- 1) 本年度の「国公立大学の志願者のためのガイドブック」の発刊に当り、各大学の紹介について各大学長が直々ご執筆下さり、立派なものが出来たことについて厚くお礼申し上げる。
- 2) 昭和58年度の共通第1次学力試験の志願者状況がまとまったので概要をご報告する。志願者総数は362,609人で、これは54

年度以降最高の数字となっている。ただし、来年3月高校を卒業する者が増えているので、志願率は15.6%となっており、これまでの最低となっている。

- 3) 高等学校の新教育課程に即する昭和60年度の共通第1次学力試験の試験問題の作成委員を各大学よりお願いしているが、これらの教官に対しては大学における授業担当時間の軽減等格別のご配慮をお願いしたい。

以上の発言に関連して、次のような意見の交換があった。

- 58年度の入学志願者数は昨年と比べて、どれほど増えたのであろうか。
- 58年度の志願者数は、昨年と比べて約10,000名程度の増員である。
- 埼玉大学では、受験者が多いため、本年はその一部を東京地区の大学にお願いして試験を行ってもらったのであるが、来年はこれ以上に志願者が増えるということになると、また元どおりの状態になると思うが、これについてはこれから考えていただくというわけにはいかないものであろうか。
- 横浜国立大学も埼玉大学と同じ状況にあるが、来年も同じように東京地区にお引受け願えば、来年の志願者増員は450名程度であるから何んとかなるのではないかと考えている。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

① 就職協定の問題について

本年度は、就職協定の問題についていろいろと問題があったが、従前どおりのスケジュールで行われ、順調に進めることができた。しかし、58年度以降の就職協定についてはこれから大学団体間の協議ならびに大学側と企業側との折衝

を通じて取り決められることになる。この問題について当委員会としては、現行の10月—11月協定は大体定着してきているので、58年度以降もこの線で推し進めたいと考えている。

② 留年問題について

一昨年夏から審議してきた留年問題については、これに関するアンケート結果を先の6月総会に報告したが、その後さらに本問題を掘り下げるため検討を続けてきた。しかし、これから先の問題は学生の意識の領域に関わることになり、その検討には種々困難を伴うことから、本問題の検討はこれをもって一応打ち切ることにした。

③ 委員長の交代について

私は、学長任期の満了に伴い、当委員会の委員長も辞任することになるので、次期委員長について委員会において互選した結果、世良晃志郎委員（宇都宮大学長）を選出したのでご報告する。

(4) 第4常置委員会（野村委員長）

去る8月30日に小委員会を開催し、次のような2つの議題について討議した。

- 1) 当委員会では、昨年国立大学に対して実施した「学生教育研究災害傷害保険に関するアンケート」の結果に基づき、この保険の契約者である学徒援護会に対して、その内容の改善について申入れを行った。これを受けて学徒援護会では、関係保険会社20社の代表である東京海上火災保険会社との間で折衝を行い、その結果について報告があった。それによると、保険の担保内容について、従来は正課の授業中および大学公認の課外活動中の災害事故に限られていたものをさらに拡大して公認でなくても大

学に届け出ているサークル活動（但しグライダー、登山等は除外）や大学構内で生起する一切の災害事故等も保険給付の対象とするとのことである。ただし、この改正については大蔵省に届け出て約款を改正する手続きが必要で、目下それをすすめているとのことである。

- 2) 当委員会は、来年の6月総会において改組されて第3常置委員会と合併される予定となっているので、これまで審議してきた事項を洗い直して新委員会に申し送ることにした。

このことについて審議の結果、当日の小委員会での意見を踏まえた上で委員長の手許で原案をまとめ、これを来る11月16日に開催される委員会に提案し、審議する予定である。

ついで、会長から、第4常置委員会の関連事項として次のことが述べられた。

文部省に設置されている「育英奨学事業に関する調査研究会」から国大協に対し育英奨学事業に関する意見聴取のため代表者を派遣してほしいとの依頼があった。そこで、国大協としては第4常置委員会の野村委員長に出席していただくのが適当と思うが、「国大協の意見」というわけにもゆかないと思われる。

これについて野村委員長より、次のように述べられた。

来る11月26日（金）に行われる「育英奨学事業に関する調査研究会」で述べる意見については、これからその内容について全大学の下承を得るという時間的余裕もないので、これを次回（11月16日）の第4常置委員会に諮り、その内容をもって第4常置委員会の意見として述べたいと思うが、その点ご了承を得たい（了承）。

(5) 第5常置委員会(西川委員長)

① メキシコ国大学学長の招待について

本年度の外国学長招致事業に基づいて招待されたメキシコ国大学の3学長には、計画どおり10月13日に来日され、2週間にわたり国内各地の大学等を訪問視察された。そして帰国前日の25日には国大協主催の懇談会を開催し、メキシコ3学長と各大学団体・関係機関の関係者との間で隔意のない意見交換を行った。これに引続いて夕刻6時半よりサヨナラパーティを開いたが、メキシコからの留学生なども参加し盛会であった。3学長とも日本に対し非常に好印象をもって26日に帰国された。

② 明年度の外国学長招致計画について

これについては、来る11月16日に開催する委員会において検討することとしている。なお、その際、この事業の運営方法についても検討したいと考えている。

③ 今後の検討課題について

これについては、日本の大学と外国の特定の大学との交流の問題について検討することにしたと考えている。

④ その他

来年はフィリピン国立大学の75周年記念に当たる。そこで国大協に対して何か招待があるのではないかとということも考えられる。この問題が具体化してくれば、また委員会に諮り検討することにしたい。

以上の報告について、次のような意見の交換があった。

- 外国学長の招待については、従来どおりのやり方でよいものかどうか。
- 昭和49年以来毎年行われてきたこの外国学長招致事業については、従来どおりのやり方

でよいのか、それともこれまでとは形を変えてやった方がよいのかという問題はあるが、いずれにしてもこの予算は一度中断すると新たに再度要求するということが困難になるので、国大協としては、この予算は継続して配分して貰うようにし、やり方については今後検討していくことにしたい。

- この外国学長の招待については、まだ各国一巡したというわけではないのであるから、継続して未招致国について考えればよいのではないかと考える。それから招待した場合の懇談とか意見交換の方法については、なお改善の余地があるかもしれない。例えば、外国学長がある地区の大学を訪問した際には、そのブロック内の学長も集まって国際交流関係の問題を話し合うということも一策ではなからうか。
- 現在は、外国の学長を日本に招致するというばかりで、その見返りとして日本の学長が外国へ招致されるということは殆どない。これは相互に引き合う形が望ましいと思う。もし相手国の事情で旅費等の全額負担が困難なら、日本政府がその費用の一部を負担するようにして、交互に交流できるようにすべきである。
- 先程のフィリピン国立大学の75周年記念に関わる招待の話は、たとえ先方から招待があったとしても、国大協として受けるよりもプライベートに扱った方がよいように思われる。

(6) 第6常置委員会(諸星委員長)

去る9月29日に大学財政小委員会を開催し、過般東大総長室において文部省幹部から説明を受けた「昭和58年度国立学校特別会計予算概算

要求」の内容について報告するとともに次の諸問題について討議した。

① 研究技術専門官制度の新設促進について

予てからその実現について努力を重ねている研究技術専門官制度の問題について、萩原専門委員よりその後の進行状況について説明を受け、さらにこれの促進を図ることにし、去る10月14日、人事院の担当官および文部省の担当官と本委員会の専門委員とで懇談を行った。

② 文科系分野の研究費の増額について

このことについて会長より検討方の依頼があったので、平間専門委員にお願いして調査を進めて貰うことにした。

③ 助手の待遇問題について

これについては、助手の講師振替えによる待遇改善案も出されているが、学部により事情も異なるので、今後第1常置委員会と合同で改めて検討を進めてゆくことにしたい。

④ 公務員給与に関する人事院勧告の凍結問題について

この問題について声明文を出すことで意見が一致し、案文を作成して会長の閲覧に供したが、配付の案文(資料12)についてご承認が得られればこれを総会に諮り公表することにした。(承認)

(7) 図書館特別委員会(広根委員長)

① 学術情報システムの問題について

本委員会の当面の課題は、学術情報センターの設置に関わる大学図書館の対応と今後のあり方の問題である。学術情報センターの設置は、昭和55年1月の学術審議会答申「今後における学術情報システムの在り方について」をうけて計画され、文部省では55年よりその準備にかかり、当初は4年計画くらいで実現する予定であ

ったが、財政再建のあおりで若干延期されるものと思われる。

この学術情報センターの問題は非常に幅広い問題であるが、これを大学側からみた場合、大学図書館との関わりが非常に大きいので、図書館側でもこの計画の進展に対して適切に対応する必要があると同時に、今後の図書館のあり方についての総合的なビジョンを確立することが必要と思われる。

それとともに、このシステムがスタートすると、実際にこれを運営していく図書館職員の整備充実の問題やこれに伴う図書館予算の増大の問題等があり、これらの点についても十分な検討が必要なので、今後もっと情報を得ながらその対策を立てたいと考えている。

② 委員長の交代について

私の学長任期満了(57.10.31)に伴う後任委員長について委員会に諮った結果、松山委員(熊本大学長)が次期委員長に選出されたのでご報告する。

以上の委員長報告に関連して、会長から学術情報システムの問題について次のような報告があった。

文部省は大学の共同利用機関として学術情報センターというものを設置しようと計画しているが、まだ予算が国会の承認を得るに至っていない。そこで差し当り文献情報センターというものを作り、これを暫く東京大学に預ってもらいたいという申入れがあり、東大としてはこれを了承した。しかし、4~5年後には、この機関は独立して大学の共同利用機関となるということである。いずれはこれが将来発展して学術情報センターとして活動することになるのではないかと思う。

以上の報告に関連して次のような意見の交換があった。

- 学術情報システムの発展に伴い大学の図書館職員に技術的専門家を配置しなければならないような状況が生ずることと思われるので、早くその準備にかかる必要がある。
- 今後の図書館業務には当然コンピュータシステムが取り入れられることであろうが、また一面非常に人手を要するような問題が生じてくるのではないかと思われる。そこで本委員会としてもその点は十分検討したいと考えている。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

教養課程に関する問題については、当委員会の委員が所属する大学についてアンケート調査を行い、まず問題を絞って見ようと考え、現在そのアンケート案について検討中であるが、この調査は来年前半に実施する予定とし、その調査対象は上述の大学の各学部卒業生ということにしている。そのアンケート案の概要を来る11月総会に報告できるよう、目下小委員会で鋭意作業を進めている。

(9) 教員養成制度特別委員会 (井沢委員長)

当委員会は、前回の報告書(55年11月)に続いて教員免許制度・資格制度の問題を中心とする「教員養成制度充実のための課題」について検討することとし、昨年4月以降、小委員会を中心に10数回に亘り審議を重ね、この程その報告書の内容の骨子が「資料13」のとおりまとまった。これに基づき今後その成文化を進め、来年6月総会にその原案を提出する予定にしている。

(10) 大学格差問題特別委員会 (金子委員長)

当委員会は今回、大学院問題を中心に審議する特別委員会に改組することになったので、去る9月14日の委員会で、その委員会の名称・検討課題・運営方針等について協議し、その名称については「大学院問題特別委員会」とすることになった。続いて本日の午前中委員会を開き、今後大学院問題特別委員会としてどのように大学院問題を検討すべきか、その基本方針について協議した。

なお、大学院問題については文部省の方にもこれの審議機関があるので、その関係の方々とも懇談の機会をもちたいと考えている。

以上をもって各委員会の報告を終了したが、関連して会長から、総会における各委員会報告の際には、その要旨を印刷して配付できれば効率がよいと思われるので、各委員長にはご面倒でも報告メモの作成をよろしくご配慮願いたい、と依頼があった。

8. その他

◎ 総会の運営方法について

これについて会長から、次のように説明があった。

当協会の総会の日程は、現在、春の総会は4日間(事務連絡会議および文部省招集の学長会議を含む)、秋の総会は3日間(事務連絡会議を含む)となっているが、若干長すぎる感もあるので、その運営方法を合理化し幾分でも短縮できないかと事務局に検討を依頼した。「資料13」はその一試案に過ぎないが、これについてご意見を伺いたい。

ついで、石塚事務局長より資料の内容について説明があり、関連して会長から次のように補

足説明があった。

この日程短縮案がご了承いただけるとして、来年の春の総会では役員、委員の改選という行事があるため従前どおりのスケジュールで行わざるを得ないので、その実施時期は秋の総会からということになる。それまでにはまだ相当間もあることであるから、その間に十分ご検討をお願いしたい。

以上の提案に対し次のような意見が述べられた。

○ この案では、春の総会時に開かれている各常置委員会を取り止めることになっているが、総会時に常置委員会が開けるとするのは

何かと都合がよいので、これはそのまま残しておいて貰いたい。

○ 総会の日程短縮も結構だが、総会の運営問題を提起した趣旨は、総会をもっと効果的に運営できないかというところにあるので、日数の点にこだわらずに効果的運営の点を考えて頂きたい。

以上をもって本日の協議を終了し、最後に広根第3常置委員長（山形大学長）の退任に關し、会長より謝辞が述べられ、これに対し広根山形大学長から退任の挨拶があつて閉会した。

第71回 総 会（第1日）

日 時 昭和57年11月17日(火) 10:00~15:30
場 所 学士会館(神田) 210号室
出席者 各国立大学長

平野会長から開会の挨拶があつたのち、次のとおり代理出席者の紹介があつた。

名古屋工業大学 太田正光学生部長

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があつた。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、去る10月27日に開催された理事会において協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

また、第2日の午前、共通第1次試験の問題を中心として、「4年間の共通1次試験を顧みて」をテーマとする自由討議にあてたい旨の説明があり、了承された。

(3) 副会長の選任について

会長から、香月副会長(千葉大学)の退任に

伴う後任の選任について、去る10月27日に開催された理事会において松田武彦学長(東京工業大学)が選任された旨の報告があつた。

(4) 学長の交代について

会長から、前回総会以降に交代された学長について次のとおり紹介があつた。

(大学)	(前任)	(新任)
山形大学	広根徳太郎	久佐 守
茨城大学	(事務取扱) 菊池 哲彦	黒木剛司郎
千葉大学	香月 秀雄	井出源四郎
大分医科大学	中塚 正行	(事務取扱) 中村 家政

(前回総会以降再任の学長名：古屋工業大学武藤学長)

(5) 委員長の交代について

会長から、委員長の交代について次のとおり報告があつた。

第3常置委員会

(前任) 広根徳太郎 (山形大)

(新任) 世良晃志郎 (宇都宮大)

図書館特別委員会

(前任) 広根徳太郎 (山形大)

(新任) 松山 公一 (熊本大)

I 会務報告

会長から、前総会以後の主な事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 大分医科大学長の逝去について

中塚大分医科大学長には去る9月8日病氣のため急逝された。その大学葬が去る9月22日に行われたので、釘宮大分大学長に会長の弔辞を代読していただいた。ここに謹んで哀悼の意を表しご冥福をお祈りする次第である。

2. 要望書の処理について

去る6月総会において決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」および「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」については、去る7月6日、石塚事務局長が文部省および人事院を訪れ、関係官に面接のうえこれを提出して配慮方を要望した。

なお、数年来要望を続けてきた研究技術専門官制度新設の問題については、目下人事院において国家公務員制度の抜本的改正の作業が進行中である点に鑑み、この機会にこの新制度の実現の促進を図るべく去る10月14日、人事院の実務担当者を招き、文部省の担当者を交えて、第6常置委員会の関係者が具体的問題について隔意のない意見交換を行った。

3. 第2次臨時行政調査会の報告に対する見解の公表について

また、同じく6月総会の際、その取扱いを一任された「第2次臨時行政調査会の報告に対する本協会の見解の公表」のことについては、その後これの文案がまとまったので去る7月26日、石塚事務局長がこれを携えて臨時行政調査会事務局を訪れ、同調査会の会長・委員はじめ関係者にこれを配布されるよう依頼するとともに、文部省に対しても、各関係官にこれを配布されるよう担当官に依頼した。

4. メキシコ国大学学長の招待について

かねて計画を進めていたメキシコ国大学学長の招待については、去る8月23日開催の「招待準備委員会」でその受け入れの具体的計画が審議決定された。

メキシコ国大学学長一行3人は、去る10月13日に来日され、所定のスケジュールに従って国内各地の諸大学、諸施設等を訪問視察し、2週間の訪問日程を終えて10月26日無事帰国された。なお、帰国前日の25日には国大協主催の懇談会および送別パーティを催した。その詳細については、後刻第5常置委員会委員長から報告がある筈である。

5. 諸団体との会見について

(1) 全国大学院生協議会との会見について

全国大学院生協議会から、大学院に関わる当面の諸問題について要望したいとの申し入れがあり、去る7月8日石塚事務局長が同団体の関係者4人と会見し懇談した。なお、同日提出された要望書は各関係委員会委員長(第1・第4・第6各常置委員会、大学格差問題特別委員会)

にそれぞれ回付した。

(2) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る11月4日諸星第6常置委員会委員長が山川副部长ほか3名と会見し、目下人事院において検討が進められている国家公務員給与の抜本の見直しへの対応について意見交換を行った。

(3) 東京地区大学教職員組合連合との会見について

東京地区大学教職員組合連合からの申し入れにより、去る11月4日諸星第6常置委員会委員長が佐藤委員長ほか4名と会見し、今年度の人事院勧告の「凍結」の問題等についての要望をきき、意見交換を行った。

なお以上のほか、その他の事項については資料16「第71回総会国立大学協会事業報告」をご参照願いたい。

II 協議事項

1. 常置委員会の担当事項の改正について

このことについて会長から、次のとおり提案があった。

本議題については、理事会における審議を基に去る6月総会に問題を提起して意見を求めたが、格別異論もなかったため、去る10月27日開催の理事会で結論の取りまとめを行った。その結果、前総会に提示した原案（資料7）によって改正することが了承された。ついては、今総会の承認を得て来年6月の総会における常置委員会委員の改選の時期に合せて実施することにしたので、改めてご審議をお願いしたい。

ついで事務局から、原案について説明があったのち、異議なく承認された。

関連して、「常置委員会の設置および担当事

項について」（昭和47年6月19日第50回総会承認）の改正が諮られ、事務局から改正案（資料8）の説明があったのち、異議なく承認された。

2. 大学格差問題特別委員会の改組について

このことについて会長から、次のとおり諮られた。

本議題についても、去る6月総会に問題を提起してご意見を伺ったが、特に異論もなかったようであり、去る10月27日の理事会においても承認が得られたので、現在の「大学格差問題特別委員会」を「大学院問題特別委員会」と改称し、専ら大学院の整備充実に関する問題を取り扱う特別委員会に改変することとしたいのでご了承願いたい。

ついで、大学格差問題特別委員会金子委員長から経過説明があり、この件が了承された。

これに関連して会長から、次のような補足説明があり、了承された。

この改組に伴い、従来この特別委員会が扱ってきたいわゆる大学格差問題（ただし、大学院に関する格差問題は除く）は、過去の経緯もあり、第1常置委員会を窓口とすることとなったので、併せてご了承願いたい。

3. 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について

このことについて会長から、次のとおり説明があった。

本議題は、第2常置委員会の報告事項に関わるものであるが、問題の性質上、独立の議題として取り扱うことにした。

第2常置委員会では、昭和57年度から実施されることになった高等学校学習指導要領の改訂

に対応する「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の在り方」(出題教科・科目, 試験形式等)について, 昭和54年12月以降検討を続け, 昨年11月総会にはその「中間まとめ」を提出し, さらに本年6月総会にはその補足として〔「職業科」に係る出題科目案〕を提出したが, 今回総会にそれらを総括した「最終報告」(資料9)を提出し, お認めいただいたらこれを公表することにしているので, よろしくご審議いただきたい。

ついで猪第2常置委員会委員長から, 「最終報告」(資料9)は過去2回にわたる「中間まとめ」を総括したものであり, これは, 各大学・高等学校等関係機関に配布して意見を求め, 大方の賛成があったものである。この点お含みのうへご審議願いたい, との説明があり, 事務局から「資料9」が朗読された。

さらに同委員長から, 同案の内容について次のとおり説明があった。

社会の出題科目のうち『「現代社会」と「倫理」及び「政治・経済」を合わせたもの』は, 1科目として取り扱われるが, これについては問題を“選択解答”させることになっている。また, 数学に関しては, 「数学Ⅰ」は全問解答させ, 「数学Ⅱ」(電子計算機と流れ図を除く), 「工業数理」, 並びに〔「簿記会計Ⅰ」及び「簿記会計Ⅱ(前半の内容を出題範囲とする。)」〕については, これら三つのうち一つを“選択解答”させることとなっている。以上の二点については, これだけの説明では具体的な把握が困難と思われる, また高等学校側でも関心の深い点であるが, これについては大学入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会でこれの具体的な内容について目下検討を重ねている。まだその結論は出ていないが, 来年3月までにはまと

める予定である。なお, 各国立大学では来年3月末までに「昭和60年度の各大学の学力検査実施教科・科目」を公表することになっており, その案を作成されるに際し, 上述の出題範囲等の点についてのより詳細な資料が必要と思われるので, 一応の案が出来次第, 12月中に各大学にお送りしたいと考えている。なお, この出題範囲等の問題の取りまとめについては, 第2常置委員会の責任において処置することにしたので併せてご了承いただきたい。

このあと, 会長から, 明日の午前「4年間の共通1次試験を願ひて」をテーマに自由討議を行う予定であるので活発な意見の交換を願いたい旨説明があり, さらに猪委員長から, 自由討議の参考とするため配付された『共通1次試験について問題とされている事項「検討メモ」』等の資料について説明があった。

4. 各委員会委員長報告と協議

初めに会長から次のように述べられた。

今回から委員会の審議状況の概要を各委員長に取りまとめでいただき会議資料として配付することにしたので, 「資料17」をご参照のうへご協議いただきたい。

ついで, 前総会以後の各委員会の審議状況について, 各委員会委員長から大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(前田委員長)

本委員会のその後の審議状況については, 配付の資料17(各委員会委員長報告要旨)および資料18(国立大学協会事業報告)にその概要が記載されているのでご参照いただきたい。

① 第2臨調関係の問題について

臨調の第2部会では大学問題がかなり取り上

げられており、事務局試案が出され、今後ヒアリングを経て討議に入る段階にきていると聞いている。それで、情勢によって必要があれば、国大協もしくは委員会として意見を申し述べることも考えられるので、関係資料等を集め近く委員会を開いて検討したい。

② 放送大学に関する問題について

これについては当面取り上げるべき問題はないが、今後の推移を見守りながら必要に応じ対応することにした。

③ 助手の待遇問題について

この問題については、昭和53年7月以来第6常置委員会と合同の小委員会で検討を重ねてきたが、54年5月以降はたな上げになっている。本問題についての当委員会の態度は、これまでの審議で次の2項に絞られている。

- 1) 現在の職階にふれることなく助手の職階の中で待遇改善を考えること。
- 2) 希望のある部局は、助手定員の中で10～30%の範囲で講師に振り替えるようにすること。

しかし、最近再びこの助手問題について医学部、理学部などから強い要望があるので、改めてこの問題を取り上げて討議した結果、上記2項目を再確認し、この範囲内で第6常置委員会と話し合うことが了承された。なお、さきほど常置委員会の担当事項に関する改正が承認された結果、今後は第4常置委員会（待遇改善問題を担当）と話し合うこととなる。

④ 夜間短大の問題について

国立短期大学協会会長から、夜間短期大学の3年を修了した勤労学生が勤務を続けながら4年制大学の学部3年に編入できる途を考えてもらいたいという要望について説明を受けたが、この問題については暫く情勢を静観することと

した。

⑥ 大学格差問題特別委員会に関する事項について

この委員会が、大学院問題特別委員会に変わるので、この委員会の従来の所掌事項を第1常置委員会が窓口となって処理することになった。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

委員会で検討した主な事項は「資料17」にも記載してあるように次の5つの事項である。

- ① 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目
- ② いわゆる「輪切り」現象の実態調査とその対策
- ③ 共通第1次学力試験期日の繰り下げ
- ④ 共通第1次学力試験の出題科目数の減
- ⑤ 推薦入学の実態調査

このうち、①については先程の報告のとおりであるが、②以下の事項については、明日の自由討議の際に説明することにする。

これに対し会長から、自由討議の際には、これまでの審議経過についても委員長から説明願いたい、との発言があった。

ついで、小坂大学入試センター所長から、共通第1次試験の関連事項について、概略次のように報告ならびに依頼があった。

① 「昭和58年度国立大学ガイドブック」について

標記ガイドブックの作成にあたって、各学長にそれぞれ自校の特色等について巻頭言の執筆をお願いしご協力いただいたが、お蔭で大変好評であった。この機会に深く感謝申し上げます。

② 試験問題の作成委員の取扱い等について

大学入試センターの各種委員会の構成員につ

いては、各大学から積極的に委員を派遣していただき感謝に堪えない。ところで、いわゆる問題作成委員については、合計約 200 名の教官に 1 回につき 2～3 日間、年間 10 回程度、1 人あたり年間延べ約 30 日間大学入試センターに勤務願っているが、これらの業務は事柄の性質上秘扱いとされており、そのため大学によっては、本人が所属する部局長にも知らされないまま出張して来る者もあるやに聞いている。折角重要な業務に携わっていただいているにもかかわらず、本人達が肩身の狭い思いをされたり、年間 30 日も大学をあけることとなれば授業等への影響も避けられないという事情もあり、これらの委員の方々から私のところへも善処方の希望が出されている。

特に来年度は、59 年度の作題と 60 年度の作題を並行して行う必要があるため、多数の委員の派遣をお願いしなければならない。そこで近く大学入試センター所長から各学長に対し委員の派遣方を依頼する予定であるが、その際は秘扱いとはするものの、学長から関係学部長、教授会等へ配慮方をお伝えいただき、各委員が安心して勤務できるような環境作りをされるようお願いしたい。

③ 大学入試センターの作業状況について

来年度の共通第 1 次学力試験志願者数は 362,609 名であり、前年比 2.8% 増であった。この方面の作業は順調に進んでおり、一両日中に受験票を送付する段階に至っている。

このあと、概略次のような意見の交換があった。

○ いわゆる作題委員の秘扱いの問題については、委員の方々から注文が出されている。この秘扱いをどうするかという問題であるが、

地方にある大学などの場合は、年間 30 日も東京に出張することになれば、本人にとってもかなりの負担であり、また学部長にも知らされない場合や助教授にも知らされていない例もあると言われており、場合によっては誤解なども生じかねない。それで、この作題委員の委嘱については、その統一的取扱い方法を決めてほしい。

それから、委員に委嘱された場合の履歴上の取扱いについてであるが、多くの大学で本人の履歴に記載されていないと言われている。入試問題の作成という重要な任務に携わりながら、そのことが履歴に載らないというのは問題と思われるので、この問題について国大協としてどう対応するか検討願いたい。

○ この作題委員の委嘱については、今までの取扱いが嚴重過ぎた嫌いがある。現在の委嘱方法は、入試センターより本人の承諾を得たりえ入試センター所長より学長に依頼しているので、学部長や助教授等に伝わっていない場合もあると思われる。作題委員の取扱いは慎重を要するが、この機会に全国的に統一したいと思う。それから、これを履歴に載せることについてであるが、現在は入試センター所長から学長と本人に依頼状が出されているが、大学によってはその取扱い上命令系統が不明確になっているところもあると思われる。それで、学長から辞令を出すなりして履歴に載せるような形を整えることも必要かと思われる。折角重要な仕事をしていただいているのであるから、業績として残るような取扱いを考えていただければ有難いと思う。

以上の意見交換のあと、会長から次のような提言があり、了承された。

試験問題作成委員の秘扱いの問題については、大学により若干異なる事情もあるので全国統一的に取扱うことは無理であろうが、大体の原則は決めておいた方がよいと思う。これは、大学入試センターと同時に国大協の問題でもあるので、明日の自由討議において大阪大学からご提案いただき、検討をお願いしたい。

(3) 第3常置委員会（世良委員長）

本委員会において検討した主な事項は概略次のとおりである。

① 留年問題について

一昨年夏から集中的に審議してきた「留年問題」については、去る6月総会において、昨年6月に各国立大学に対して行った「留年問題に関する調査」の集計結果を報告したが、その後さらに本問題を掘り下げるため検討を続けてきた。しかし、これから先の問題は学生の意識の領域に関わることになり、その検討には種々困難を伴うことから、本問題の検討はこれをもって一応打ち切ることとした。

② 就職問題について

就職問題については、昨年11月に、労働省が「就職協定」（就職事務の開始時期等の申し合せ）から脱退し協定の監視機構がなくなったため、昭和57年度の就職協定は大学側と企業側とによるいわゆる紳士協定となり、その成行きが目まぐるしく注目されていた。しかし、現在のところ、本年度の就職協定は、大学側および企業側の努力により概ね守られたものと判断される。

昭和58年度の就職協定については、今後大学等11団体で構成されている「就職問題懇談会」において意見調整のうえ企業側と折衝を進める予定であるが、本委員会としては、現行の就職協定（10月—11月）が既に定着していること、

および格別変更を必要とする事情もない等のことから、来年度の就職協定も基本的には本年どおりとする考えで対処することとしている。

③ 今後の検討課題について

これまで検討を続けてきた「留年問題」が一段落したので、今後の検討課題を設定する必要があるが、これについては、これまで本委員会が取扱ってきた審議事項等をも参照しつつ現状に即した問題を取り上げたいと考えている。

(4) 第4常置委員会（野村委員長）

本委員会で検討した主な事項は概略次のとおりである。

① 学生教育研究災害傷害保険の改善について

本保険制度が発足以来5年を経過した時点で、その実情を把握し、運営の改善に資するため、昨年6月以降検討を続け、12月には各国立大学に対しこれに関するアンケート調査を実施した。

その調査結果を去る6月総会に報告したが、その後この調査結果に基づき改善事項について検討し、改善案をまとめ、これを学徒援護会に対し申し入れた。これを受けて学徒援護会では、本保険の幹事会社である東京海上火災保険会社と協議のうえ、大蔵省に対し改正認可の手続を進めている。なお、現在までの改善の経緯と今回の計画による主な改善事項等は「資料18」に示したとおりである。

② 第3常置委員会との合併に当たっての申し送り事項について

本委員会は来年6月に改編され第3常置委員会と合併される予定となっているので、これまで委員会で審議してきた事項の洗い直し等を行って、今後の検討課題についての申し送りをまとめることにしている。

⑨ 育英奨学事業の在り方についての意見陳述
について

育英奨学事業については、第2臨調および大蔵省の財政制度審議会等で有利子制度の導入などが論議されている状況にあり、このような状況の下で、文部省に「育英奨学事業に関する調査研究会」が設置され、育英奨学事業の基本的な在り方について審議が行われている。この調査研究会から、過般本協会に対し意見陳述の依頼があり、「学生の厚生」を担当する本委員会の委員長が代表として出席することになったので、その陳述の内容について委員会で協議を行った。なお、意見陳述は、11月26日に行われる予定である。

以上の報告に関し会長から、調査研究会における意見陳述の内容について披露願いたい旨の発言があり、同委員長からその内容について次のとおり説明があった。

日本育英会による育英奨学事業は、発足以来約40年にわたり、教育の機会均等の確保に資するとともに、多数の有為な人材を各界に送り出して今日の日本の発展の基礎を培ってきたことは高く評価できる。しかしながら、近年における高等教育への進学状況と学生生活に要する経費の実情からみれば、育英奨学事業の現状はなお不十分であり、経済的理由により学業に専念できない学生も多数存在していると考えられる。

本国立大学協会は、これまで日本育英会が行う育英奨学事業は国が行う教育投資の一部であり、その受益者は国又は社会であることを強調してきた。また、先進諸外国における育英奨学事業は給費制が中心であり、貸与制は補完的に実施されているにすぎず、事業規模も相当大きなものである。このように、先進諸外国と比

較すると、わが国の育英奨学事業はなお立ち遅れていると言わざるを得ない。

育英奨学事業については、基本的には現行の無利子貸与制を存続させる必要があり、また、国家や社会に有為な人材の育成という観点から大学院などには給費制を導入すべきではないか。返還免除制度は、わが国の将来の発展の基礎たる教育研究という地道な分野への人材誘致のために有効な役割を果たしてきているものである。わが国の学術水準の維持向上を図るためには、優れた教員・研究者の確保が困難になってきている今日においては、教員・研究者になった者に対する返還免除制度は是非とも存続させる必要がある。

現下のわが国の財政状況は確かに厳しいものがあるが、今後とも厳しい国際環境の中で、人的資源を基礎として世界に伍していかなければならないわが国にとっては、優秀な人材の養成と確保が一日としてゆるがせにできないものであり、長期的観点にたつて育英奨学事業の一層の充実を図る必要がある。

以上の報告について概略次のような意見の交換があった。

- 学生教育研究災害傷害保険の改善については、大蔵省の承認が必要であると言われるが見通しはいかがか。
- 制度上約款の改正は、一度行われたあと2年間は改正できないため、本年の12月以降でないとは改められない。従って、それまでの間は当事者間に合意があっても大蔵省と協議できないだけであって、実現の可能性は十分にあると考えている。
- 先程、大学院生に対する奨学金を給費制にしてはどうかとの意見が述べられたが、この

機会に以前構想されたことのある大学院生に対するティーチングアシスタント制の導入を検討してみてもどうかであろうか。

- 若手研究者の育成は大きな問題であるので国大協としても適当な機会に論議していただきたいと思う。
- 資料18（学生教育研究災害傷害保険の改善計画について）の注記に「大学キャンパス外の課外活動のうちグライダー、山岳登山、外洋におけるヨット操縦などは担保範囲から除外される」とあるが、ヨットの操縦は外洋の場合だけなのか。
- この改善内容の具体的な事項については、なお関係者間で協議中であるのでお含みおき願いたい。

(5) 第5常置委員会（西川委員長）

今年春の総会以来、昨16日まで、第5常置委員会としての特別の会議は開かれていない。

16日の午後の委員会では、明年度における外国の大学長の招致計画その他について審議した。

春の総会以来、第5常置委員会として行ってきた主な行事の一つに、メキシコ国大学学長の来日に対する対応がある。今回来日した学長は、アルフレッド・ピニエイロ・ロペス（ヌエボ・レオン自治大学長）、ホルヘ・エンリケ・サンブラノ・ビージャ（グアダラハラ大学長）、ルベン・カストロ・ボホルケス（パーハ・カリフォルニア自治大学長）の3氏で、10月13日の来日から同月26日の離日まで2週間にわたり、予定されたスケジュールに従って意欲的に各機関を訪問し、来日の目的を十分達成するとともに、日本に対し非常な好印象をもって帰国されたようである。各機関訪問の実情や、離日の前

日に国大協の主催で行った3大学長を囲む懇談会の模様などについては、なるべく早い機会に国大協会報をもって報告したい。

昨日の委員会では、明年以降の外国大学学長招致計画について審議したが、結論から申し上げますと、この招致事業は今後も継続することにするが、その際できるだけ相手国からの招待も行われるのが望ましいとの意見もあったので、それが実現されるよう配慮したいと考えている。なお、来年度の招致国については、過去の経緯等をふまえニュージーランド国を第1候補として準備をすすめることになった。

なお、国内における大学間の教育ならびに学術研究の交流問題や外国の特定の大学との交流の問題などについては継続検討中である。このうち、国内の大学間における単位互換や共同研究に関する問題については、文部省から資料の提供を受け委員会に配付したが、この資料にさらに必要なものを追加して、参考までに各大学に配布したいとも考えている。また、外国の特定の大学との交流問題については、昨日の委員会に文部省から所管課長も出席され意見を交わした。従来この外国の特定大学との交流は、特に文書を交わすことなく交流をすすめてきた例も多いが、最近は交流の機会も増えてきていることから文部省にその実情等をたずねていたところ、昨日文部省から取りまとめた資料の説明があった。それで、各国立大学においてもこれを参考にされてはいかかかと考え、資料を整備して配布することを検討中である。

以上の報告に関連して次のような意見交換があった。

- 今回のメキシコ大学長招待行事の最終日に行われた懇談会には、「招待準備委員会」の

委員である各学長や在京の国立大学長にご出席いただいていたが、その他の学長はコンタクトの機会がないので、もっと広い範囲で参加できる方法について第5常置委員会でもご検討願いたい。

- この問題については昨日の委員会において、今後本委員会の委員全員に懇談会にご出席いただくようにしたい旨伝えたのでご了承願いたい。
- 外国大学学長招致計画は、ここ数年来同じような形ですすめてきたが、今後、より効果あらしめるためどのようにしたらよいかご意見があればお寄せいただきたい。

(6) 第6常置委員会（諸星委員長）

去る8月30日、東京大学総長室において文部省大学局および学術国際局の幹部から、昭和58年度の概算要求について説明を受けた。

また、9月29日に大学財政小委員会を開催し、昭和58年度概算要求の内容等の説明のほか次の事項について検討した。

- ①技術専門官制度の問題
- ②助手の待遇問題
- ③文科系分野の教官研究費増額の問題
- ④人事院勧告の凍結問題に関する「声明」について

このうち、人勧凍結問題に関する「声明」については案文を作成し、既に理事会の了承を得ているので、本日の総会に諮り異議がなければ、これを会長名で公表することにしたい。

（資料12参照）

ついで10月14日には、「研究技術専門官制度の新設」の問題について、本委員会の専門委員が、人事院の担当官（給与局次長ほか）および文部省の担当官（人事課給与班主査ほか）と懇

談した。

さらに、11月14日には人事院勧告凍結問題について、午前11時から約1時間、東京地区大学教職員組合連合からの要望を聞き、また同日午後2時から約1時間、日本教職員組合からの大学教職員の待遇改善に関する要望等を聞き懇談した。

以上の報告に関連して概略次のような意見の交換があった。

- 学内において、学生自治会から、授業料値上げ、奨学金の有利子化などの問題について各教授会から声明を出すようにとの要求があり、教授会からはこの問題について学長が国大協總會の場で発言してほしいとの要望があった。このうち奨学金の問題は、先程の第4常置委員会の委員長の報告のように文部省の調査研究会に国大協の見解を表明することになったが、授業料問題についても国大協の見解を表明されるようご配慮願いたい。
- 本年7月に臨調の土光会長に提出した意見書の中で、国立大学の授業料については教育の機会均等の見地から低廉にすべきである旨を強調している。この意見書は、同時に大蔵省その他の関係機関にも提出しており、この問題に関しては既に国大協として意見を申し述べてある。
- 臨調においては、国立大学の授業料を私立大学並みに引き上げるといふ議論があったが、臨調の参与をされている沢田京都大学長等が会議の際にこれの抑制に大変努力されたと聞いている。第6常置委員会でも今後の推移をみながら適切な対応をしたいと考えている。

このあと会長より、先程提案のあった「人事院勧告凍結に対する声明」の取扱いについて諮られ、これを総会決議ということでなく「会長声明」という形で公表することが承認された。

——このあと昼食休憩に入り、午後1時15分より松田副会長の司会で会議再開——

初めに議長より次のように述べられた。

議事に入る前に次の二つのことを了承いただきたい。その一つは、明日の午前中に行われる共通入試に関する自由討議のためのオリエンテーションとして配付資料の読み方について第2常置委員会委員長より説明を頂きたいこと、いま一つは、各地区学長会議における審議の状況をこの機会に当番大学長よりご報告願いたいことである。予定の議題が終ってから行いたいので、よろしく願いたい。それでは、各委員会の報告を続いてお願いする。

(7) 図書館特別委員会（松山委員長）

本委員会の当面の課題は、学術情報センターの設置に関わる大学等の図書館の対応と今後のあり方である。

学術情報センターの設置は、昭和55年1月の学術審議会答申「今後における学術情報システムの在り方について」をうけて計画され、わが国の学術研究態勢の整備充実のための国家的課題としてその早期実現が望まれている。現在、

「学術情報センターシステム開発調査協力者会議」による開発調査がすすめられているが、これが大学等の図書館に与えるインパクトは極めて大きいので、図書館側としても、この計画の進展に対して迅速かつ適切に対応する必要があり、さらに単なる対応策に終始することなく、今後の図書館のあり方についての総合的なビジョンを確立することによって、図書館における

学術情報センターに関わる業務を適切に位置づけることが肝要である。そこで本委員会は、図書館協議会と緊密な連絡をとりながら上記の課題について検討を続け、可及的すみやかに提言を取りまとめることを意図している。

なお、「学術情報センターシステム」の開発調査はかなり進んでおり、あとはコンピュータのメーカーがきまらないと先へ進まないところまでできていると聞いている。

この問題は、今後各国立大学においても図書館のあり方との関連など極めて重要な問題となるので、各学長におかれても十分レクチャーを受け、認識を深めていただきたい。

(8) 医学教育に関する特別委員会 (猪委員長)

昨日委員会を開催し、次の二つの事項について審議した。

① 医師国家試験の改善について

本委員会では、かねてこの問題について関心を持っていたところ、昨日、厚生省の医師国家試験改善委員会（厚生大臣の私的諮問機関）の第1回委員会が開催され、千葉大学井出学長、岐阜大学館学長および佐賀医科大学古川学長が出席された。そこで、本委員会では、この3学長からお話を伺ったうえで論議をすすめ、必要があれば国大協の委員会として意見を申し述べてまいりたいと考えている。

ついては、この席で岐阜大学館学長等から、医師国家試験改善委員会の模様について紹介願いたい。

ついで、館岐阜大学長および井出千葉大学長から概略次のような説明があった。

昨日開催された医師国家試験改善委員会には文部省から大学局長と医学教育課長が出席された。はじめに厚生省医務局長から、当面改善す

べき事項と長期的視野にたった問題等について説明があり、委員会で検討のうえ6月頃までに中間報告をいただきたいとの挨拶があった。このあと医師国家試験の現状の報告と、改善についての各方面からの意見書の披露があった。つづいて自由討議が行われ、大学教育と医師国家試験との関係、医師過剰の問題、卒後臨床研修と医師国家試験との関係などのほか、医師の生涯教育や医師ライセンスのチェックの可能性の問題、国家試験実施上の技術的な問題などについて論議されたが、委員会としてまとまった方向は出されなかった。第2回以降は、問題点をしぼり、年2回の国家試験を1回とする問題や出題内容のレベルの問題等について検討がすすめられるものと思われる。

医師国家試験の実施に関して、厚生省では、経費や人手の問題のほか、よりよい試験問題作成のためなどの理由から、年2回の実施に無理があるのでこれを1回にしたい意向のようである。

② 第2臨調の改革案——国立大学医学部の整理統合——について

第2臨調第2部会の指摘事項の中で国立大学の医学部の整理統合の問題が取り上げられているが、このことがさきの全国国立大学医学部長会議で取り上げられ、今後の対応について検討をすすめることになったと聞いている。そこで昨日の本委員会ではこの問題について情報交換を行ったが、整理統合の問題は、医学部に限らず、農学部や商船大学なども対象とされており、国大協としてどう取り上げていくか検討願いたい。

以上の報告に対し、沢田副会長から概略次のような意見が述べられた。

この問題が第2部会で検討されていることは聞いており、具体的には大学改革の具体化や文部省の機構改革の具体化などの問題について討議がすすみ、現在ヒアリングが行われている状況にあることは承知している。しかし、これは重要な問題であるので、今後詳細な情報をキャッチして国大協の関係委員会等に提供し検討をお願いしたいと考えている。

(9) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

本委員会では、一昨年11月に発表した調査研究報告書「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」に引続いて、教員免許制度・資格制度の問題を中心とする「教員養成制度充実のための課題」について検討することにし、昨年4月以降、小委員会を中心に10数回に亘り審議を重ね、このほどその報告の内容の骨子がまとめられた。

（資料13参照）

これに基づき今後その成文化をすすめ、来年の6月総会に「調査研究報告書(案)」を提出のうえ各大学の意見を徴し、11月総会に最終報告を提出する方針である。

(10) 教養課程に関する特別委員会

（須甲委員長）

本委員会では、一昨年11月に報告書「——アンケート調査結果（各大学等の）を中心とした——教養課程教育の実状」をまとめて公表したが、今回、各大学におけるこれまでの個別調査研究に総合的な判定と方向づけを付与する目的で、本委員会独自のアンケート調査の実施を計画した。

この調査は、来年前半に実施する予定とし、その調査対象は、本委員会委員の所属大学から

選んだ数個の大学の各学部卒業生ということにしている。そして、その調査内容は、「教育内容」に関するものを主とし、教育組織の問題は余り取扱わないことにしている。(資料14参照)なお、調査対象とする卒業生は、卒後5年目と20年目の者としている。また調査結果についてはこれを十分審議したのち、これをふまえて全国の国立大学を対象とする調査を実施したいと考えている。

(1) 大学院問題特別委員会(金子委員長)

本委員会は、新しい名称のもとでメンバーも補充してスタートすることになったので、従来からの検討結果をふまえて今後の委員会運営の基本方針について検討した結果、次のように取り運ぶこととなった。

これまでの第1常置委員会および大学格差問題特別委員会における討議経過に示されるように、博士課程の設置充実はもはや遅滞を許さない状況にあると考えられる。手のつけられるところから早急に実施するよう要望し、派生すべき諸問題は、歩きながら考えていくこととしたい。なお、この問題を検討するに当たり、文部省に設置されている「大学院問題調査研究会」とも連携を取りつつ作業をすすめたい。

以上をもって各委員会委員長の報告とこれに関する協議を終わった。

5. その他

① 学長懇談会の運営について

議長より、明日の午後開催される学長懇談会の運営方法について何かご意見はないかと諮られ、関連して会長より、明日の学長懇談会の司会は沢田副会長にお願いすることにしたいこ

と、ならびに懇談会で発言を希望される方はその題目と要旨を所定の用紙に記入のうえ、本日中に提出されたい旨説明があった。

ついで、沢田副会長より次のような意見が述べられた。

明日の午後の学長懇談会では、文部省の関係官を交え国立大学の当面する諸問題について意見交換することになっているが、明日の懇談会ではまず、①昭和58年度の概算要求の概要について文部省担当官から説明を伺い意見交換をする、②第2臨調の基本答申をうけて、文部省では大学の機構改革の具体化について現在どのような検討がすすめられており、またこの問題について文部省ではどのような情報を得ているかなど説明をきき意見交換をする、ことにしてはいかがであろうか。このほか国立大学として取り組むべき問題としては、例えば共通第1次試験との関連でも論議されている“特色ある大学作り”の問題や、国際交流促進のための機構整備の問題などについても論議したいので、活発な討議をお願いする。

② 第72回総会の日時・場所等について

次回総会を別紙(資料6)のとおり昭和58年6月21日(火)、22日(水)の両日、国立教育会館において開催することが諮られ、異議なく了承された。

6. 共通入試に関する自由討議のためのオリエンテーションについて

このことについて猪第2常置委員長ならびに松井専門委員より配付資料について説明があった。

7. 各地区学長会議における討議事項の報告 前回総会以降の各地区国立大学学長会議にお

ける討議事項等について、各地区当番大学学長等からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 北海道地区（北海道大学有江学長）

北海道地区学長会議は11月8日に開催され、次の諸問題について討議された。

- ① 国大協の各常置委員会の審議状況について各常置委員会に所属している学長から報告をきき協議した。また、理事会の審議状況についても報告した。
- ② 放送教育開発センターの現状についての報告を行った。
- ③ 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目の問題について、理事会における審議状況の報告を行い協議した。
- ④ 第6常置委員会で取り上げられた人事院勧告の凍結の問題に関する国大協会長声明について報告し協議した。

(2) 東北地区（東北大学前田学長）

東北地区では春と秋に学長会議が開催されており、春には①大学間の単位互換の問題、②定員削減の問題、③帰国子女の受入れの問題などが、また、秋の学長会議では①学術情報システムの問題と東北地区のセンターとなる東北大学の今後の計画、②就職協定の問題、③助手の待遇問題などがそれぞれ報告され討議された。

(3) 関東甲信越地区（電気通信大学田中学長）

関東甲信越地区学長会議は、10月5日東京において26大学が出席して開催された。主な協議議題は、①留学生の受入れの問題、②共通第1次学力試験と第2次試験の問題の2件であり、いずれも筑波大学からの提案であった。また、照合事項として教職課程における経費負担の問題が取り上げられた。

以上の報告に関連して筑波大学福田学長から、入試に関する問題として、筑波大学におけ

る推薦入学の現状と帰国子女の卒業生の就職状況のほか、留学生の受入れ状況等について紹介があり、さらに同地区学長会議への協議議題提案理由の説明があった。

(4) 東海・北陸地区（富山大学柳田学長、浜松医科大学吉利学長）

春の東海・北陸地区学長会議は、去る5月7日富山で開催された。主な協議議題は、大学院のあり方の問題についてであり、学内における教養課程から大学院までの一貫した教育のあり方について討議されたほか、内容の異なる大学における一般教育と大学院教育の実情などについて情報交換が行われた。

秋の東海・北陸地区学長会議は、去る10月15日に浜松で開催され、文部省から斎藤審議官にもご出席いただいて、主として①外国人教員の任用の問題、②外国人留学生に対する学位授与の問題について討議された。

外国人教員採用の問題については、なお制度面や手続き上各種の問題点があり、今後事務的な検討が必要であること、また、外国人留学生に対する学位授与の問題については、各大学の現状を調査し、その結果をもとに今後検討していく必要があることなどが論議された。

(5) 近畿地区（兵庫教育大学谷口学長）

近畿地区学長会議は、去る5月28日と10月25日に開催されたが、春の議題は秋の会議に集約されているので、これについて報告したい。兵庫で開催された学長会議における主な討議内容は概略次のとおりである。

① 昭和60年度以降の各大学における第2次試験の改善について

第2次試験と第1次試験の配点比率について各大学から実績の報告があり、改善について全体としての進め方の問題が討議され、第2次試

験にもっとウエートをおいた方がよいとの意見が多かった。また、推薦入学の問題について情報交換があり、今後のやり方について、欠陥もあるので慎重に行うことを前提に推薦入学制を拡げる方向で推進を図る必要があることなどの論議があった。

② 国際交流の問題について

照合事項として、外国大学との国際交流のすめ方について情報交換があり、交流協定の締結にあたって、資金面で隘路があって成果をあげにくいことなどの報告があった。

このほか、来年1月に行われる共通第1次学力試験当日の超過勤務手当の問題について、職組から、不足であるとの指摘があったことなどの報告があった。

(6) 中国・四国地区（島根医科大学深瀬学長）

秋の会議は12月に予定されているので、ここでは昨年の秋と今年の春の中国・四国地区学長会議について報告したい。取り上げられた主な討議事項は、①学術情報処理の問題、②研究施設の共同利用と共同研究の問題、③入学者が定員数に満たない場合の対応と定員を超過した場合の教養部の教育問題などであった。

(7) 九州地区（大分大学釘宮学長）

九州地区学長会議は、去る10月15日に開催された。主な協議事項は次のとおりである。

① 入試の問題について

昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方とこれに対応する第2次試験の問題について、試験科目、配点、面接、小論文などのほか推薦入学の問題などについて意見の交換が行われた。

② 人事院勧告凍結の問題について

九州地区国立大学の職組から、人勧凍結の問題について九州地区国立大学学長会議の意見を求められたので、国大協会長から声明が出されることについて説明することにした。

このほか照合事項として、外国人学生の交流の問題について意見の交換があった。

以上をもって第1日の議事を終わり、最後に平野会長より次のような提言があった。

国大協の会議の運営に関することについて非公式ながら一言申し述べたい。

国大協の会議については、春秋2回の総会が開催され、ここで全般的な事項について報告と協議が行われるが、大学に関する諸問題の実質的な審議は各委員会が中心となって行われるべきものと思われる。ところがこの委員会に出席する学長各位の旅費は、現在のところ1回分だけ当協会で支出し、あとは各大学の負担となっており、各大学の旅費が窮屈な現状では、委員会出席に苦勞されているものと推察される。それで、この委員会出席旅費の負担軽減について内々検討しているが、それにはどうしても会費の増額が必要となってくる。勿論、国大協の運営経費の節減を極力図らなければならないが、それだけでは以上の旅費を賄うことは到底できないので、この際、会費の増額を図って会議出席旅費の問題の解決を図ってはいかがかと考えている。以上、会議の運営について一応所見を申し述べ、ご留意をお願いする次第である。

以上をもって本日の議事を終了した。

第71回 総 会 (第2日)

日 時 昭和57年11月18日(木) 10:00~12:15
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

平野会長から、本日は4年間の共通第1次学力試験を願みて、共通第1次学力試験の諸問題について自由討議をお願いしたい。なお、本日は自由な意見を述べていただくために、発言は記録にとどめないのをご了承願いたい旨の発言

があったのち、共通第1次学力試験の実施期日、推薦入学の枠の拡大、第2次募集の拡大、試験教科・科目数などの諸問題について活発な意見の交換が行われた。

第38回事務連絡会議

日 時 昭和57年11月19日(金) 10:00~15:00
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学事務局長
(説明者) 大学入試センター中村管理部長
(事務連絡) 文部省国分会計課長、植木学術国際局審議官、占部人事課副長、十文字高等教育計画課長

開会に当り平野会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位には平素大学運営にご尽力いただき、この機会に学長を代表して厚くお礼申し上げます。

今総会においては、昭和60年度以降の共通第1次学力試験における出題教科・科目についての実施案が決定されたほか、幾つかの問題を討議した。その議事内容については後刻事務局長から報告があると思う。

ところで、今総会では会議の運営の方法に関して若干改めた点がある。それは最近国立大学の数もふえたため(現在95大学)、これら多数の大学が一堂に会して実質的な討議を行うことは難しくなっているの、実質的な討議は常置委員会や特別委員会等において行うようにし、総会ではできるだけ自由討議の機会をもつようにしたいと考え、今回より各委員会の活動報告については予め報告内容を要約した文書をもとにご

報告願うという形を取り議事運営の時間の節約を図ることにしたことである。

それから、国大協が開催する会議の出席旅費については学長の場合は従来、総会以外は理事会および各常置委員会分として年1回に限って支弁しているだけである。このため学長委員の会議出席の旅費についてはその多くを所属する大学に負担をかけることとなって各大学にご迷惑をおかけしている。それで、国大協の会議の旅費については出来る限り当協会が負担するようになりたい考えであるが、それには各大学に会費分担金を多少ふやしていただかねばならないことになる。勿論、そのためには国大協の運営についても経費節減を図るなどの内部努力に努めたい。その一つとして例えば、総会の開催の日数を減らすことなども一度検討してみる必要があるかもしれないと考えている。

以上のような会長挨拶があったのち、石塚事務局長より最近の人事異動により新たに就任さ

れた以下の事務局長の紹介があった。

横山 恒雄(三重大学)

小岩 健介(京都芸芸繊維大学)

柳 栄建(岡山大学)

ついで、竹下事務局次長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第71回総会概況」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

- (1) 大分医科大学長の逝去について
- (2) 要望書の処理について
- (3) 第2次臨時行政調査会の報告に対する見解の公表について
- (4) メキシコ国大学学長の招待について
- (5) 諸団体との会見について
 - ① 全国大学院生協議会との会見について
 - ② 日教組との会見について
 - ③ 東京地区大学教職員組合連合との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙配付資料「第71回総会概況」および「第71回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、総会における議事の概要について次のように説明があった。

(1) 常置委員会の担当事項の改正について

これについて竹下事務局次長より、審議の経緯ならびに原案(資料7)の説明があり、これについて協議が行われた結果、この案が了承さ

れ、来年6月総会より実施されることとなった。

(2) 大学格差問題特別委員会の改組について

これについて金子大学格差問題特別委員会委員長より、これまでの同委員会の検討経過を踏まえ委員会の名称を「大学院問題特別委員会」と改称のうえ専ら大学院の整備充実に関する問題を取扱うこととしたいので、ご了承いただきたいと提案があり、異議なく了承された。

(3) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の

出題教科・科目等について

これについて猪第2常置委員長より、これが取りまとめの経緯ならびに趣旨の説明があり、これについて協議が行われた結果、この案が了承された。

(4) 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各常置委員会および各特別委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

以上のうち猪第2常置委員長および松井専門委員より、総会第2日目午前中に予定している「4年間の共通第1次試験を顧みて」と題する自由討議のための事前レクチュアが行われた。

次に、総会に先立って開催された各地区の学長会議における審議の模様について、それぞれ地区世話大学の学長より報告があった。

最後に会長より、本日冒頭の会長の挨拶の中にあつたように、総会の会議の運営を一部改めること、および国大協の会議旅費の支給のあり方に関して意見が述べられ、第1日目の会議を終了した。

総会2日目は、午前中に「4年間の共通第1次試験を顧みて」をテーマに自由討議が行われ、活発な意見交換があつた。また、午後は文部省より関係係官の出席のもとに学長懇談会が

開催された。学長懇談会では大臣挨拶（事務次官代読）があったのち、大学の当面する諸問題について種々懇談が行われた。その内容は、①昭和58年度概算要求について、②授業料・入学料改訂の見直しについて、③臨調の基本答申に基づく組織の合理化等の検討状況について、④大学の改革・充実の諸問題（特色ある大学づくり、大学の国際化等）、等であり、それぞれ提案学長から趣旨説明があり、これに対して文部省関係官から回答があり、意見交換が行われた。

以上で第71回総会の全日程を終え、ついで午後4時30分より会長、両副会長、関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって石塚事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

II 大学入試センター連絡事項

中村大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関し次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力を賜わり、この機会を借りて感謝申し上げたい。

初めに、このたび確定した「昭和58年度共通第1次学力試験志願者数」について、お手許配付の資料に即してご報告申し上げる。

昭和58年度の国公立大学に対する受験志願者総数は362,609人で、これは前年度に比べ約1万人の増となっている。このように受験者の数が増えたのは来年度の高校卒業見込み者数が今年度より約7万人増加したことによるものと思われる。ところで最近、新聞報道等で受験生の“共通1次離れ”ということが云々され、一部に国立大学の地盤沈下を憂慮する向きもあるようである。高校卒業生総数に対する国公立大学

の現役志願率を数字の上でみると、54年度の16.6%から漸減してきて来年度は15.6%になる。また、国・公・私立大学（4年制）全体の現役志願率も54年度の32.7%から57年度の31.5%へと年を追って減る傾向にある。さらに、18歳人口に対する大学進学率についても54年度の26.1%から57年度の25.3%まで漸減している。このような数字からみて、“共通1次離れ”が起きているとは俄かに断定できないと思われる。しかし、僅かな率とはいっても現役志願率が減る傾向がみられることは望ましいことではないので、これが共通第1次試験に起因するものであれば改善措置を講じなければならないが、これについては今後第2常置委員会等でいろいろな問題とのかかわりで検討が始められることと思う。

次に、受験生の試験場の割振りについては、お手許配付の別表の「試験地区別志願者数」にもとづいてこのたび確定した。

次に、58年度の共通第1次学力試験の実施期日については来る1月15日（土；祝日）と16日（日）の連休日と決定された。

各大学には何かとご迷惑をおかけするが、よろしくお手配下さるようお願い申し上げます。

なお、本総会で決定された「昭和60年度以降の共通第1次学力試験における出題教科・科目について」は今後大学入試改善会議に諮って正式に決定されることになる。そして、これをうけて昭和60年度以降の「大学入学者選抜実施要項」が決定・公表される運びとなるが、出題教科・科目の具体的な出題範囲および旧課程履修者に対する経過措置についての細目については目下、入試センターの新教育課程試験問題調査研究委員会でも検討中であり、来年度早々（4月頃）発表する予定である。

Ⅲ 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、それぞれの所管事項に関し概ね次のような説明があった。

国分会計課長

(1) 昭和58年度予算編成について

昭和58年度文部省概算要求は去る8月31日に大蔵省に提出した。今回の概算要求作業は、昨年のゼロシーリングからマイナス5%という一層厳しいシーリングのもとに行われた。その概算要求の政府全体における一般会計の歳出の伸びは前年度比1.48%であり、これに対して文部省のそれは0.32%である。このうち特別会計については前年度比4.5%の伸びとなったが、これは自己収入増によるもので、一般会計からの繰り入れは逆に前年度より約61億円の減となった。58年度の概算要求がこのように低い伸び率となったのは、56年度および57年度の税収不足とか赤字国債の減額等厳しい財政事情によるものであるが、文部省の概算要求ではこれに加えて臨調の基本答申(「国立大学の学部・学科の新増設、定員増は全体として抑制し、学部・学科の転換、再編をすすめる」とした提言があった)という背景もあって、新規事項については極力絞った内容に限らざるを得ず、また基準経費以外については最低限の要求となったためである。なお、教育研究経費についてはその重要性にかんがみて他の一般経費が原則マイナス10%のところをマイナス5%とし、教官当および学生当校費については特別に配慮して2.5%とした。なお、今年度も前年度に引続き予算の節約をお願いしたい。その率は昨年より5%より倍増し10%になる見込みである。

ところで、予算編成の今後の見通しについて

であるが、この臨時国会においては、「人事院勧告の凍結」の取扱い等の政局が絡むことなどもあり、年内編成は難しいのではないかともいわれている。

(2) 国有財産の管理等について

先般会計検査院の会計検査により若干の国立大学が不動産の管理について問題がある旨指摘をうけた。それで、この機会に各大学とも不動産の管理の見直しをしていただき、管理に遺漏のないよう十分ご注意ください。なお、不動産については種々利害関係が関与する場合が少なくないので、その取得にあたっては会計法規等の手続きを遵守されるとともに、文部省とも緊密に連絡を取られるようお願いしたい。

植木学術国際局審議官

(1) 学術審議会の最近の審議状況について

現在学術審議会においては、一昨年文部大臣の諮問にもとづき、「学術研究体制の改善のための基本的施策」について再来年1月の答申を目途に検討がすすめられているが、その答申に先立って本年1月にこれの「中間まとめ」を提出していただいている。この学術審議会には2つの特別委員会が設置されているが、その一つの学術国際交流特別委員会においては、大学における国際交流のあり方について検討されており、また、もう一つの学術研究体制特別委員会においては、学術研究体制の改善についての検討が行われている。そしてこの特別委員会には、研究者の養成確保に関する小委員会および研究所等検討専門小委員会の2つの専門委員会が設けられているが、先の臨調の基本答申に触れられている、共同利用体制の強化、産・官・学の連携促進、研究成果の評価の明確化、研究の国際協力、国立大学附置研究所の整備、等に

についても目下、これらの特別委員会および専門委員会で検討が行われている。

ところで、大学における学術研究については大学自身の主体性が最も重要なことではあるが、社会からの期待や要請ということも考慮しなければならないと思われるので、民間との共同研究について今後積極的に対応協力をお願いしたい。この観点から来年度の概算要求では、受託研究の受け入れのほか、民間との共同研究（民間より研究費とスタッフを受け入れこれに科学研究費を加えて研究を行う）のための科研費（試験研究補助金）の増額を要求している。なお、産・学協力事業については、産・学間での研究に関しての情報交換も図る必要があるので、これの連絡調整機関として過般、「総合研究連絡会議」を設けた。

(2) 国際交流事業について

外国人留学生に対する学位授与に関して大学院問題懇談会より提言いただいた建議にもとづき、ドクターの学位の取得が難しい外国人留学生に対する学位授与の円滑化を図るため「外国人留学生に対する学位授与の改善について」を取りまとめ、これを去る9月に各国立大学長宛送付した。

次に、中国政府派遣留学生の国立大学受け入れについては、従来日中友好関係の促進という観点から各大学にお願いしているが、来年度大学院の修士課程（一部学部）に入学する予定の148人の中国政府派遣留学生について去る10月に38の国公立大学へ受け入れをお願いした。来日した留学生は、中国各地の大学を卒業した者のうちから選抜された学力の秀れた者で、事前に中国で6カ月間専門基礎科目および日本語の予備教育を受けてきており、来年4月の修士入学に備えて配置された大学で現在勉強中であ

るところが、大学によっては修士課程の入学が9月になっているところがあり、そうすると、留学生は入学の機会を長期間待たされることになって問題がある。それで、留学生が来年4月に修士課程に入学が可能となるよう、4月までに審査の機会を与えていただきたい。

占部人事課副長

○ 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法について

去る9月に~~大学局長名~~をもって各大学長宛通達した「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」について補足説明をしたい。この法律の制定に伴い外国人を今後わが国の国公立大学（共同利用研を含む）の教官（教授・助教授・講師）として任用できる途が開かれたことになる。この任用の発令は教授および助教授については文部大臣、講師については学長発令による。また、任期については原則として定め~~ない~~こととしているが、正当な理由がある場合には~~評議会または教授会等の~~大学管理機関において、これを定め~~る~~ことは可能であり、~~さらには特別な理由がある場合には個々の外国人教員に対し任期を定めることも可能である、という考え方である。~~なお、外国人教員の~~任期の上限については当該大学の定める日本人教官の定年と同~~ということになる。次に、外国人教員の管理職登用の可否についてであるが、任用法でこれについて具体的に触れていないが、任用法の趣旨が研究教育者として任用しようというものである点からしても学長、学部長、図書館長、附属病院長等の管理職には登用できないものと考えている。このほか、給与等の待遇条件については日本人教官とまったく同等の扱いになっている。ただし、旅

事務次官名

トル

費に関しては赴任手当は支給されるが帰国旅費については今後財政当局と協議して決めることになっている。

十文字高等教育計画課長

大学局の所管する審議会・調査会等の最近の状況について概略次のような説明があった。

○ 大学設置審議会

大学設置審議会の大学設置計画分科会では、現在進行中の後期高等教育計画（昭和56年度から61年度）以降の21世紀にわたる長期高等教育計画（昭和61年度から75年度）のあり方について昨年12月に高等教育専門委員会を設けて検討を行っているところである。その議論の内容について概略申し上げると、スタート以後去る6月までは主として、前期および後期56年・57年度の高等教育計画の進捗状況の見直しを行った。その中で特に議論となった問題としては、高等教育機関に対する進学率の低滞についての評価という点であった。これについては、データを分析した結果、数字に表われた大学進学率の低下は私立大学の設置抑制や定員の水増し抑制といったことが影響しているとも考えられ、俄かに大学離れが起きているとは断定できないという結論となった。その後、一旦間をおいてこの10月より長期計画についての本格的な討議に入り、これまで2回会議をもった。その第1回目は、長期展望委員会からのわが国の将来の産業構造（西暦2000年には第3次産業への傾斜が一層強まり、これに就業する者の率が全就業者の60%を超えて、この第3次産業の中でサービス関係に従事する者が50%を超えることが予想される）等のレポートをもとに、将来あるべき高等教育の姿について自由討議を行った。そして、第2回目（11月13日、14日）は、将来の

高等教育のあり方について、地域別あるいは大都市とその周辺部の整備のあり方などの問題点なども含めて議論を行った。ここでの主な議論としては、将来の高等教育の計画については、今後の18歳人口の推移（昭和66年～67年度に第2次ベビーブームによるピークで現在約160万人であるものが約200万人に達し、その後70年代は漸次減少し75年には約150万人程度に減ることが予想される）、大学進学率（最近見かけ上低滞している）、専修学校進学率（51年に発足して以来著しい進学率の伸びがみられ、53年には8.3%、56年には9.6%に達した。ただ57年度は足ぶみして56年と同率となっている）等を考え合わせながら検討をすすめてゆく必要があり、また、高等教育機関の新設については通産省のテクノポリス構想や建設省の定住圏構想といったこととの関連も考える必要がある、といったことが話し合われた。なお、この長期高等教育計画については58年度末（59年3月）を目途に結論が得られるよう検討作業をすすめることにしているが、その間来年秋頃にこれの中間報告を取りまとめ、各方面よりこれについて意見を求めたいとしている。

○ 教育職員養成審議会

教育職員養成審議会では現在教員の養成制度および免許制度等について検討が行われている。そのほか個々の大学の教職課程の認定の審査ということもこの審議会の仕事である。なお、自民党の文教部会の「教員問題に関する小委員会」では、教員の資質の向上に関して検討が行われていて、昨年11月にその中間的な提言が公表されたが、文部省としても教員の養成制度、免許制度について近い将来大幅な改善に着手せざるを得ないと考えている。

○ 大学院問題調査研究会

大学院問題調査研究会では、連合大学院構想、独立大学院構想、オーバードクター問題などのほか、学位授与等の学術研究に関する調査研究を行っている。先ほど学術国際局より説明のあった外国人留学生に対する学位（博士）授与については、数年前に学位規則の改正が行われて、独り立ちして研究が行えれば博士の学位を授与できることになったが、このことが大学の教官の間に十分に認識されていないこともあって外国人留学生が博士の学位を取得することが依然として困難な状況がある。このような事情から「外国人留学生に対する学位授与の改善について」を取りまとめて各大学へ通知したものである。次に、社会人に対する修士の学位授与についても、やはり数年前の学位規則の改正により、修業年限の2年間通して通学しなくとも、1年間スクーリングを受けて、あとの1年は週末なり夏期休暇なりを利用して適宜スクーリングを受けて学位を取ることができることになっているので、これについても手続き等を整備して近く各大学に通知したいと考える。

○ 大学入学者の選抜方法の改善に関する会議

入試改善会議では、共通第1次学力試験を踏まえ、昭和57年度からの高等学校学習指導要領の改訂に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜実施要項等の検討を行っている。また、これの

専門委員会である調査研究委員会においては、帰国子女の大学受け入れ、共通第1次学力試験の免除(推薦入学等)の問題、また共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げや成績利用の弾力化等の問題についても検討をすすめている。

○ 獣医学教育の改善に関する調査研究会

獣医学教育については学部教育4年の上に修士2年を積み上げる形になっているが、これについては従来より獣医学関係者から学部6年の一貫教育体制を強く要望されている。それで、獣医学教育のあり方について獣医学教育の改善に関する調査研究会で検討している。

○ 育英奨学事業に関する調査研究会

育英奨学事業に関して昨年7月に提出された臨調の第1次答申において①育英奨学金を外資金の導入により有利子化を図る、②教育職就職者に対する返還免除制度の廃止を図る、等の指摘があり、これうけて文部省では、昨年12月に育英奨学事業に関する調査研究会を設置して育英奨学事業のあり方について検討を行っている。そして、月に1回の割り合いで会議をもち、この間諸外国の育英奨学事業の実態調査も実地に行っている。今後来年6月を目途にこれの取りまとめ作業をすすめることになっている。なお、近く育英奨学事業のあり方について国大協をはじめ関係団体からの意見を求める機会を設けることにしている。

日時 昭和57年12月14日(火) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

前田委員長

黒田, 長谷, 山本, 谷, 藤巻, 川上, 吉利,

川崎, 桐柴, 山田, 大藤, 添田, 前田(嘉),

福見, 石神各委員

安盛, 篠沢各専門委員

(文部省) 斎藤大学局審議官, 坂元大学課長

第1常置委員会

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

臨時行政調査会の第2部会では目下「各省庁組織の整理・再編合理化」の問題について検討をすすめており、その中には国立大学の「学部・学科, 研究所等の整理再編」の問題も取り上げられている。その審議の状況に鑑み、国大協においてもその対応について検討の要があると思われたので、本日は、大学局の斎藤審議官, 坂元大学課長にもご出席願って臨調のその後の動向についてご説明願ひ、これの対応についてご協議いただきたいと思う。

なお、臨調関係の問題については、国大協の中に臨調関係の対応委員会もあることから、この問題の対応について平野会長ともご相談したところ、本日の委員会にご出席されることになった。以上のような次第であるが、まず斎藤審議官の説明を伺うことから始めることにしたい。

【議事】

◎ 国立大学の学部等の整理再編（臨調部会の指摘事項）について

このことについて、斎藤審議官から次のように説明があった。

去る7月に臨調の「基本答申」が出され、そ

こで文教行政一般についての改革意見が述べられているが、その中で国立大学に関しては学部・学科の新增設の抑制あるいは学部・学科の整理再編、それから国立大学の設置形態の在り方の再検討などが挙げられている。その後臨調では、「最終答申」に向けての作業が新しい組織編成の下ですすめられており、行政組織および基本的行政制度の在り方の課題を担当する第2部会においては、国立大学関係の問題として配付資料に記されているような3つの事項（学部・学科, 研究所等の整理再編, 各種の学部等附属施設の見直しと整理合理化, 本部, 学部等の事務機構の一元化）を検討の対象として挙げている。

このうちの学部・学科等の整理再編については、例えば農学部の縮小あるいは医学部等を含めた学部の編成のあり方、また商船大学や教員養成系大学等の専門職業人の養成施設の再編合理化というようなことが考えられているようである。なお、この資料には記載していないが、国立大学の存在意義についても論議されているようである。

また一方、文部省の行政組織についても、大学行政を一元的に行うということを含めていろいろと検討しているということである。この大学行政の一元化ということは、現在文部省では私学行政は管理局で、国立大学関係のことは大

学局で別個に扱っているが、これを大学全体として総括するように機構を一元化すべきであるという考え方である。

以上が現在第2部会における国立大学関係事項についての検討状況の概要である。

以上の説明に関し次のような意見の交換が行われた。

○ このような臨調での考え方について、国大協の方で何も対応をしないというのでは、この考え方を肯定していると受け取られるおそれがある。それではこれについてどのような対応をすればよいのか、またその対応は急いでしなければならないのか、あるいはじっくり取り組んでもよいのか、その辺の事情について文部省の考えをお伺いしたい。

○ これには流動的要素もあるが、臨調では本年度中に結論を出すという方針である。従って、各部会では年内にいろいろ検討をし、年明けからこれを文章にまとめる作業に入ることであろう。そこで国大協として何らかの対応をするというのであれば、年内中か、年明け早々という時期がよいのではないかと考えられる。

それから、中味の問題の対応としては、臨調の答申が政府に提出されると、政府ではこれを受けて行政改革大綱を作ることになる。これが出来上ると、文部省としてはこの方針に従わざるを得ない。それで、これらの問題について国立大学側としての意見を反映させたいと思うなら、早い時期に対処した方がよいと思われる。国立大学側では臨調の動向に深い関心を持っていても、何らかの具体的な反応を示さないと、臨調の方では大学側に問題はないというように受け取ってしまう。

以上の説明に関連して、藤巻委員より次のような報告があった。

臨調の第2部会において、官庁の営繕部門を建設省へ移管するという問題が検討されている由沢田副会長より話があり、大学の運営上早急に対処の要があるとのことであつたので、去る11月15日、沢田副会長に私（藤巻委員）と石塚事務局長の2人が同行して、臨調に対して申し入れを行うことにした。当日は臨調の河合第2部会長代理と会見し、大学の営繕部門の建設省への一元化には種々問題がある旨を申し入れた。

以上の報告ののち、引続き意見の交換が行われた。

○ 臨調の第2部会において農学部の縮小が論議されているのは、いかなる理由によるものであろうか。

○ これは、本日お手許に配付した資料の新聞記事の中にも書かれているように、「全国に農学部が二十カ所以上もあるが、それは本当に必要な規模なのか」ということである。つまり、このような特定分野での人材養成は、長期的な需給の人材見通しと合致しなければならないのではないか、という発想のようである。

○ 農学部出身者の就職先を調査した結果では、農学部出身者の多くは農学プロパーの職場には余り行っていないで、商社などに就職している者が多いようである。このようなことが農学部縮小の一つの動きになっているのではないかと思われるが、しかし現在の商社においては近代産業の専門知識が必要とされており、各分野の学問を専攻した者がここに就職したとしてもおかしいことはない。その

辺に誤解があるようである。

- その点については、国立大学の農学部関係でも農学部出身者の就職先を調査したデータもある。それによると、確かにその就職先が商社や銀行というような一見農学部出身者には縁遠いような就職先に就職している例があるが、これは企業側として農学部出身者の力量を期待しての採用であるとも考えられる。このように現在は農学部出身者の活躍範囲は拡大しつつあると考えてよいのではなかろうか。
- 医学部の問題については、臨調ではどのような発想から考えているのであろうか。
- 医学部の問題については、当面の目標として人口10万に対して医師160人という考え方をもって医師の養成に当たったのであるが、この目標もあと1～2年で達成される運びとなった。そして、あと10年も経てば人口10万に対して医師は180人を超えてしまうことになる。この状態は先進国の例からみても明らかに医師過剰である。なお、いま臨調で問題とされている医学・歯学・農林・水産の学部のあり方の問題については、文部省にもこれに対する反論の資料があるので、必要なら提供したいが、いずれにしても、これらの問題は長期的な観点からは検討の要があると思われる。

臨調での検討作業は来年3月で終ることになるが、その答申が出されるとこれが政府の行政改革大綱というかたちで引継がれていくことになり、問題は永久に続くことになる。そこで、国大協として、何かこれらの問題について対応するのであれば、時期的にはまだ決して遅いとは思われないので、よろしくご検討願いたい。いま、国立大学のあり方につ

いて論議されているのに、大学側が何らの検討もせず、現在の状態のままでよいというのでは、一般の理解が得にくくなるのではないかと思われる。

- 大学のあり方の問題については、臨調が取り上げたからということではなく、大学自身が自らの問題として検討すべきであると思う。
- 国立大学のあり方という問題については、これまでにも国立大学の中では議論されてきていると思う。そこで、そのような資料でもあれば、それを整理して一度この委員会において審議することにしてはどうであろうか。
- 農学部の問題については、農学部長会議でも話題になり、岩手大学（石川教授）が中心となって、農学部のいろいろな問題についてまとめたものがあるようである。そこで、この際そのような資料も取り寄せて、それらを参考に検討してみてもどうであろうか。
- 単に資料を貰うだけでなく、関係の人達から直接話を聞くことも考慮してはどうか。

ここで委員長から次のような提言があった。

個々の学部のあり方等の問題を論議する前に、現在の情勢に対してどう対応するかという方針をまず決めなければならない。先程も話があったようにいま何らかの対応をしないと今後苦しい事態になるということもあり、この問題には長期的と短期的の両面の対応を考えなければならない。長期的な対応となるとそう簡単にはゆかないし、本委員会がそれをやるべきかどうかという問題もある。それでまず当面の対応の問題であるが、年末ないし年始の時期に何らかの意思表示をすべきかどうかについてご意見を承りたい。

これについて次のような意見が交わされた。

- 臨調で現在考えられている問題は、臨調内部での議論であって、われわれに直接問いかけられているものではないので、これに対して国大協として意見をまとめて述べるというもおかしなことではなからうか。
- 筋から言えば、確かにそのとおりであるが、臨調の方ではその主張が妥当であるかどうかを、新聞などによる反応を見ながら考えているようである。そういう意味で、非公式な形ででも何らかの対応をした方がよいのではないかと思われる。
- そのような状況なら、国大協としてはあくまでも非公式ということで対応すべきであろう。やり方としてはいろいろ考えられるので、委員会でそれを検討されたらよいと思う。差し当り農学部問題を取り上げるのも一方法であろう。
- この問題については長期的な問題と急を要する問題とに分けて考えられると思う。当面の問題については、例えば農学部の問題、あるいは医学部の問題等について考えるとして、その対応の仕方であるが、各大学の意見を調整してその見解を出すべきであるということなのか、それともこの問題を概念的に捉えて抽象的に意見をまとめて早く対応した方がよいというのか、その辺はどのように考えたらよいのか。
- そのことについての一番基本になる点は、国立大学のような教育機関の問題を単に目先だけの問題として捉え、その機関を短兵急に換えようというような発想や思考方法が問題なので、その点について国大協として長期的な展望をもって大学のあり方というようなものについて見解をまとめておく必要があるの

ではないかと思う。

- 今後、学部を整理統合する際には現行の設置基準を変える必要があると思われるので、この点も併せて検討すべきであろう。
- 年内の当面の対応については沢田副会長や文部省ともさらに相談することとし、長期的な対応について第1常置委員会としてどうするかを決めるべきであろう。国立大学の役割がはっきりしないと個々の対応は難しい。

以上のほか、この国立大学の学部等の再編整理の問題の対応について種々意見の交換があったが、最後に委員長から次のような提案があり了承された。

この国立大学の学部等の再編整理の問題については個々の学部のあり方についての問題もあるが、まずその基本として「国立大学のあり方」というような問題について長期的に検討する必要があると思う。そのためには、小委員会のようなものを設けて、そこで国立大学の存在意義や設置形態等について十分に審議をつくり、ある程度の案をまとめていただく必要があるのではないかと考える。

なお、当面の対応については先程来の意見を踏まえ、関係者とも相談のうえ対処することにした。

ついで、この小委員会の構成について協議され、次のように決定された。

委員長 藤巻正生委員（お茶の水女子大学長）

委員 長谷章久委員（埼玉大学教授）

〃 下沢 隆専門委員（埼玉大学教授）

〃 安盛岩雄 〃 （東京工業大学教授）

〃 高田 敏 〃 （大阪大学教授）

〃 篠沢公平 〃 （東京大学事務局長）

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和57年10月14日(木) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

吉田、帷子、伊藤、黒木、福田、金子、五十嵐、

丸井、井沢、脇坂、井上、江橋各委員

安倍、猪岡、松井、金子各専門委員

(大学入試センター)小坂所長、中村管理部長

第2常置委員会

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに就任された黒木委員(茨城大学長)の紹介があった。

【議事】

1. 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について

このことについて委員長より次のように述べられた。

来る秋の総会に提出する予定の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目」の実施案については、昨年秋の総会(第69回)で承認された「中間まとめ」と、先の春の総会(第70回)で承認された〔高等学校の「職業科」に係る出題科目〕の両者を併せて一本として取りまとめるという従来の方針に基づき、午前中小委員会を開催してこの取りまとめについて協議を行った。その結果、お手許配付の通り「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について(案)」が取りまとめられた。ついては、これについてご協議をいただいて本委員会案を取りまとめ、これを近く開催する予定の理事会に諮って了承を得たうえ総会に提出することとしたい。なお、〔高等学校の「職業科」に係る出題科目〕について高校側より意見を求めるため、その後都道府県教育委員会等を通じてこれを各高校に配布し意見を求めていたところ、全国高等学校長協会より、こ

れについて格別の意見はない旨大学入試センター宛に回答があったとのことである。

以上のような経過説明があったのち、同案を朗読(事務局)して審議に入った。なお、同案の審議に関連して、大学入試センターの小坂所長および中村管理部長より、入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会(以下「調査研究委員会」という)が57年4月発足以来調査研究をすすめている「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の試験問題の作成等」に関する進捗状況について、また松井専門委員より、共通第1次試験の実施期日と選択科目の出題範囲との関係について、それぞれ配付資料をもとに説明があった。

以上の説明を踏まえて同案について協議を行った結果、若干字句の修正を施してこれを了承し実施案が取りまとめられた。

なお、各教科・科目についての具体的な出題範囲、出題方法等については、現在これの検討をすすめている調査研究委員会の検討結果を踏まえて来年3月末までにこれが決定されるが、一方これについては各大学が行う第2次試験の出題内容(来年3月末までに決定する各大学の入試実施要項に記載)ともかかわる事柄なので、各大学に対し事前にこれの大綱を提示しておく必要があることから、これの作成を来る12月を目途にすすめて貰うよう入試センターに依頼することとした。

2. 国立大学の入試改善について

このことについて委員長より次のように述べられた。

共通入試制度の改善方策については、いわゆる「輪切り」の問題を主に本委員会等でこれまで数度に亘り協議を行っているが、これについては大学入試センターの試験教科目等調査研究委員会においても検討がすすめられている。そして、これまでの検討において「試験期日の繰り下げ」、「試験教科目数の減(科目数の減, コース制・アラカルト制の採用)」、「推薦入学の枠の拡大」、「2次募集の拡大」等が具体的な改善案として話題に上っているが、これらにはいずれもメリットと同時にデメリットの面も考えられるようである。これを整理したものがお手許配付の「問題点とされている事項の検討メモ」であり、これをもとに入試改善についてご協議いただきたいと考えるが、関連してこのほかにも資料を準備しているのですべての資料も参考にしながら協議をすすめてゆきたい。

ついで、「問題点とされている事項の検討メモ」について事務局より朗読があり、この内容について松井専門委員より説明があった。

以上の説明があったのち、概ね次のような意見が交された。

○ 共通第1次試験の実施期日を繰り下げるとは、受験産業が共通第1次試験のデータ処理の時間的余裕がなくなり受験指導への介入が困難になるので、「輪切り」の解消という観点からはメリットがあると思われるが、一方、受験生の側においては共通第1次試験の得点の自己採点の結果にもとづいて志望校の変更を認めている現行制度は概ね支持されて

いるので、この実施期日の繰り下げについては関係方面の意見もききながら慎重に検討を行う必要がある。

○ 共通第1次試験の実施期日を繰り下げるとすると、2次試験を含めて試験全体の日程が詰まることになるが、この点で技術的な問題として各大学の試験の事務処理体制ということも考慮しなければならない。

○ 「輪切り」現象に関することであるが、大学入試センターが過去4回の共通第1次試験の結果をデータの上からみるかぎり、世間いわれているような実態にはなっていないようである。このことは例えば、お手許の配付資料にある年度別に示した国立大学(昼間部)全体の志願者の得点分布および合格者の得点分布の状況を見ると、いずれも、初年度から今年度までの各年度ともその幅が相当広がっていることから窺えると思う。また、受験生が2次試験で志望校を変更する率についてみても、過去4年間37~40%の間を推移していて大きな変化はみられず、この点からも「輪切り」現象が強まってきたとはいえないと思われる。なお、大学入試センターにはこれらの詳細な資料が各大学ごとに整えられているので、各大学よりご請求があれば当該大学に限ったうえでこれを提供したいと考えている。

○ 現行の共通入試制度の中でも「輪切り」を防ぐ何らかの工夫は考えられないものであろうか。ところで、このことに関連して最近筑波大学では同大学の入試の実態に関して報告書を取りまとめたと同っているが、その内容について福田委員(筑波大学長)よりご紹介いただきたい。

○ 筑波大学では共通入試(共通1次, 2次試

験)について学内の実態を把握するとともに、現在問題となっているような「輪切り」が果たして存在するかどうか、各学群ごとにプロジェクトチームを組んで入試のデータについて量的なチェックを試みた。その結果の要点を申し上げますと、大学に合格した者の共通第1次試験の得点の分布幅は相当広がっていること、共通第1次および第2次試験の成績上位者の不合格率が学類によって相当高い率になっていることなどが明らかになった。この結果からみれば、本学にあっては全般的に概ね「輪切り」の影響は現われていないように思われる。なお、本学では医学専門学群を除く全学群で創設当初より推薦入学制度に力を入れてきたが、これも「輪切り」の防止に役立っていると思われる。以上の点から、現時点における「輪切り」の防止策として①推薦入学制の推進、②2次試験内容の工

夫(例えば小論文、実技試験などを課す)、③共通第1次試験と2次試験のウェートの調整、といったことなどが考えられる。

ところで、各大学で「輪切り」の問題をはじめ入試改善について検討をすすめてゆくについては大学間の協力ということも必要と思われるが、この点から各大学が専門学部別に入試のデータを一定の方法で分析調査されることを提案したいと考える。

以上のような意見交換があったほか、伊藤委員(福島大学長)および井上委員(九州工業大学長)より、それぞれ両大学における「輪切り」の実情について説明があった。

以上で本日の議題の協議を終わり、最後に中村大学入試センター管理部長より「昭和58年度共通第1次学力試験の志願状況」について報告があった。

入試教科目改訂専門委員会

日時 昭和57年10月25日(月) 10:00~12:30
場所 国立教育会館第1研修室
出席者 猪委員長
喜多、帷子、高野、福原、末松、奥田、丸井、
宮崎、松井、吉村各委員
(大学入試センター)中村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

【議事】

◎ 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について

初めに委員長より次のように述べられた。

来る秋の総会に提出する予定の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目」の実施案については、昨年秋の総会(第69回)で承認された「中間まとめ」と、先の春の総会

(第70回)で承認された〔高等学校の「職業科」に係る出題科目〕の両者を併せて一本として取りまとめるという従来の方針に基づき、去る10月14日午前に開催した第2常置委員会小委員会および同午後に開催した第2常置の本委員会においてこれの取りまとめを行った。それがお手許配付の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について(案)」である。ついては、同案について本日ご審議いただきたい。そして、それを明日開催の本委員会で

再度検討のうえ、あさって開催する理事会に諮って了承を得うえ11月の総会に提出することとしたい。なお、各教科・科目の具体的な出題範囲や旧課程卒業者に対する経過措置などに関しては、現在大学入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会で検討中であり、来年3月末までにこれを含めて「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の問題作成等」の要項を決定することになっているが、これについては各大学の2次試験の内容ともかかわりがあるので、予めこれの大綱を作成し各大学に提示することとし、来る12月を目途にこれを取りまとめて貰うよう大学入試センターに依頼している。なお、[高等学校の「職業科」に係る出題科目]について高校側より意見を求めるため、その後都道府県教育委員会等を通じてこれを各高校に配布し意見を求めていたところ、全国高等学校長協会より、これについて格別の意見はない旨大学入試センター宛に回答があったとのことである。

以上のような経過説明があったのち、中村管理部長および松井専門委員より、入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会における60年度以降の共通第1次学力試験の試験問題の作成等に関する進捗状況について配付資料をもとに①出題教科目・出題範囲、②試験時間、配点等、③出題方法・解答方法、④出題の水準の目標、⑤教科専門委員会の構成、委員数等、⑥試験問題作成の方法、手順、⑦旧教育課程履修者に対する経過措置、について詳細な説明があっ

た。

以上の説明を踏まえて同案について審議を行った結果、同案について一点修正意見が提起された。その修正内容というのは、出題教科・科目中の「数学」の注(1)の文章表現を「社会」の注記と表記の平仄を合わせたいうえ今少し分かりやすく記述するというもので、この箇所を「[数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く）]」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題をする。と書き改めることとした。そして、これを明日開催の本委員会に提起し検討のうえ実施案を取りまとめ、これを翌27日開催の理事会に諮って了承を得たいうえ秋の総会に提出することとした。

以上で実施案についての協議を終了し、最後に委員長より次のように述べられ本日の会議を終了した。

来る秋の総会で「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について」が決定されたなら本委員会は所期の目的を果たしたことになる、これをもって解散するところであるが、今後国大協が入試改善等の検討をすすめてゆく上で、本専門委員会のご意見も頂戴したいので当分の間本専門委員会を存続することとしたいので、よろしくご協力をいただきたい。

日 時 昭和57年10月26日(火) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

吉田, 伊藤, 黒木, 福田, 金子, 丸井, 脇坂,
谷口, 井上, 松山各委員

宮崎, 松井各専門委員

(大学入試センター) 小坂所長, 中村管理部長

第2常置委員会

猪委員長主宰のもとに開会。

【議 事】

1. 昭和60年度以降の共通第1次学力試験出題科目について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会(10.14)において、来る秋の総会に提出する予定の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」についての実施案を取りまとめていただいたが、これについて昨日開催した入試教科目改訂専門委員会より一点だけ修正意見が提起された。その修正点というのは、同案の出題教科・科目中の「数学」の注(1)の文章表現に関することであって、これを「社会」の注記と表記の平仄を合わせたうえ今少し分かりやすく文章を改めてはどうかというものである。それで、この修正意見についてご協議いただいたうえ実施案について最終的に取りまとめることとしたいが、前回の協議の中で若干意見のあった各教科・科目の出題範囲、旧教育課程による高校卒業者に対する経過措置などについての記述表現についても改めてご意見を伺うこととしたい。なお、各教科・科目の具体的な出題範囲や旧課程卒業者に対する経過措置などに関しては、現在大学入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会(以下「調査研究委員会」という)で検討中であり、

来年3月末までにこれを含めて「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の問題作成等」の要項を決定することになっているが、これについては各大学の2次試験の内容ともかかわりがあるので、予めこれの大綱を作成し各大学に提示することとし、来る12月を目途にこれを取りまとめて貰うよう大学入試センターに依頼している。

以上のように述べられたのち、実施案を朗読(事務局)して協議に移った。

初めに委員長より、「数学」の注(1)の記述を修正する件について諮られたが、これについては格別意見もなく、これを了承した。

ついで小坂所長より、調査研究委員会の審議状況等について次のように説明があった。

大学入試センターでは、国大協で昨年秋の総会で取りまとめた出題教科・科目等についての「中間まとめ」をうけて、その後、調査研究委員会を設置(57年4月)して「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の試験問題の作成等」について検討を行っていたが、過般同委員会よりこれの中間まとめの報告があった。この中間報告では、選択科目の出題範囲および出題方法等でまだ詰めを要する点が残されており、今後これについて更に検討をすすめたうえ来年3月末までに試験問題作成等についての要項を決定する運びとなっている。なお、ただいま委員長が

ら説明された、要項の最終的な取りまとめに先立ってこれの大綱を作成する件については、来る秋の総会前後を目処にこれを取りまとめて本委員会に提出できる見通しである。

以上のような説明ののち、配付資料「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の試験問題の作成等について」の内容（①出題教科目・出題範囲、②試験時間、配点等、③出題方法・解答方法、④出題の水準の目標、⑤委員会の構成、委員数等、⑥試験問題作成の方法、手順、⑦経過措置）について詳細な説明があった。

ついで、実施案の各教科・科目の出題範囲および旧課程卒業者に対する経過措置に関する記述の取扱いについて協議が行われ、その結果、これらの点については現在調査研究委員会でこれの具体的な細目の詰めが行われていてまだ結論に達していないことでもあるので実施案には含めない方がよいということになり、この記述を削除することとした。

以上で実施案についての協議を終了し、成案を得た「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目について（案）」を明日開催の理事会に諮って了承を得たうえ秋の総会に提出し、承認を得た後これを公表することとした。なお、実施案の出題教科・科目の出題範囲に関する大綱は、調査研究委員会の案がまとまり次第、検討のうえ12月中に各大学に送付することとした。また、これの最終案の決定公表は、時期的な制約もあるため理事会、総会の承認手続を省略して、本委員会に一任されるよう予め了承を得ることとした。

2. 国立大学の入試改善について

このことについて委員長より次のように述べられた。

国立大学の入試の改善に関して前回の委員会（10. 14）では共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げの問題を主に意見交換を行ったが、本日も初めに前回に引続き試験期日の繰り下げの問題から議論をすすめてゆきたいと考える。この試験期日の繰り下げについては、お手許配付の「問題とされている事項の検討メモ」にもあるように、一つにはこれにより受験産業が共通第1次試験のデータ処理を行う時間的余裕がなくなり受験指導への介入が困難になるので「輪切り」の防止が期待できることがある。次に、従来高校側より提起されている要望（高校第3学年第3学期の授業を乱さないよう共通第1次試験の実施時期の繰り下げが要望されている）に沿えること、また60年度以降の新教育課程による共通第1次試験の試験問題の出題の上からもメリットが考えられる（新教育課程においては選択科目の履修年次が定められていないため高校ではこれを2年次または3年次、あるいは2年次から3年次にわたって履修することが考えられ、またその教科書の学習項目の配列もまちまちになっていることから、共通第1次試験が現行と同様1月中旬に実施するということになる、高校の第3学期の学習が完了していないばかりでなく学習内容が不揃いになることが予想されるため、これの出題範囲の扱い方が問題になる）。それで、この試験期日繰り下げの日程について二つの具体的な案を示した資料をお手許に配付しているので、これについてご協議いただきたい。この案の一つは、共通第1次試験を現行より2週間程度繰り下げて2月上旬に実施しようとするもので、これによれば共通第1次試験の終了から2次試験の出願開始日までの期間が5日間短縮されるので、この間に受験産業が受験生の志望変更等の受験指導に介

入する時間的余裕がなくなる一方、受験生は共通第1次試験の得点結果を自己採点し志望校を変更することができる。もう一つの案は、現行より約1カ月繰り下げて2月20日頃に実施しようとするもので、この案だと、大方の高校が第3学期の学習を終えている時期になるので高校教育の正常化という観点からみると望ましいといえるが、日程が大幅に詰まる結果、受験生は共通第1次試験出願時の志望校を変更できなくなるという大きなデメリットがある。この点、現行制度に大幅な変更を加えることなく入試改善の図れる前者の案がベターと思われるが、ただこの案で問題と思われるのはこの時期は一部の地域で雪害の危険度が少なくないという点である。それで、本日は国立大学の入試改善について初めにこの日程案をもとに共通第1次試験の実施期日の繰り下げの問題から協議をすすめてゆきたいと考える。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見交換があった。

- 第1案では共通第1次試験終了後2次試験の出願受付開始日まで5日間の期間をあけているが、これは近接させられないものであろうか。そうすれば、受験産業が受験指導に介入する余地が一層少なくなると思われる。
- 共通第1次試験の実施期日を繰り下げると、これのしわ寄せが2次試験の日程に及んで各大学の試験事務処理の負担も増すことになるので、各大学の入試事務体制といった問題も考えておく必要があると思われる。それで、この問題については本委員会のメンバーに国立大学の入試実務担当者を加えて入試センターと協同して検討してゆくようにしては如何かと考える。

- 第2案の繰り下げの時期を2月20日頃とする場合には、共通第1次試験と2次試験との期間が10日間となって足切りが困難になる一方、出願の際に記載した志望校の変更がむずかしくなるので、高校側の賛意は得にくいと思われる。
- 現行の3月20日合格者発表という期限を今少し繰り下げることができないものであろうか。
- この合格発表期限のことは私立大学との関係（私立大学の合格者の入学金納付の期限等を配慮して3月20日とした経緯がある）があり、難しい問題である。
- 追試験の措置はとらないことにするのだろうか。
- 追試験については過去の実施結果をみるとこれを受ける者の人数は僅かであるので、従来の措置以外に新たな方法が考えられないものか検討してみたいと思っている。
- 大学入試センターでは過去4回実施した共通第1次試験について、これの受験者全員の成績と合格者の成績が各大学・学部単位別に整理されているので、これについてご希望のお申し出があれば、当該大学のデータに限ってこれを提供したいと考えている。
ところで、入試センターでは各大学の2次試験の合否判定等についての詳細なデータは分かっていない。それで、各大学よりそのデータが頂戴できれば共通第1次試験のデータと合わせて入試改善に関して有効なデータを各大学に提供できるものと思われるので、これについて国大協の了承が得られれば各大学にご協力をお願いしたいと考えている。
- 前回の委員会で入試センターより、「輪切り」現象について、データからみる限り世上

いわれているような実態にはなっていないという説明があったが、「輪切り」を実感として感じている大学が多くあることも事実である。それで、各大学・学部単位まで分析整理された共通第1次試験の詳細なデータが貰えれば各大学では「輪切り」の実情も掴め、また入試改善を検討する上にも役立つと思われるので、各々の大学でこのデータの提供を入試センターに要請されては如何であろうか。

- 昨日開催された近畿地区の学長会議で共通第1次試験について論議があった。その際述べられた意見の幾つかをご報告すると、①教育学部では共通入試実施以後入学してきた学生の質が低下しているように思われる、②共通第1次試験の「数学」の出題内容が他の教科に比べて比較的易しいので文科系の試験勉強をしたの方が入試で有利になるということから、受験対策として高校に文科系のクラスが増えつつあるという好ましくない傾向が現われてきた、③共通第1次試験では「高校教育における一般的・基礎的学習の到達度をみる」ということがその目的とされているが、これが一方で「選抜試験」の側面ももっていることについて両者の関係に齟齬はないであろうか、④共通入試では当初2次試験の科目数は少ない方がよいということであったが、その結果2次試験に課していない科目の成績のよくない者が入学してくるという現象がみられるようになった、などの意見があった。

- 前回の委員会で筑波大学が各学群ごとに分析調査した入試の実情をご報告したが、各大学の専門学部別に入試のデータについて入試センターで分析調査をしてみると、何らかの問題点が明らかになってくるのではなからう

か。

- 入研協（国立大学入学者選抜研究連絡協議会）の研究部で高校教育における学習の到達度と大学合格者に関する調査の一環として、過般或る大学の合格者の一グループに対し今年度の共通第1次試験の問題を用いて試験を行い各教科について両者の成績の相関について調べてみたところ、「数学」についてはほとんど相関は認められなかった。そして、5教科のうち最も相関の認められたのは外国語であった。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、委員長より次のように述べられた。

来る秋の総会に、本日お取りまとめいただいた「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について（案）」を提出しこれの承認を得ることとしたいが、総会ではこのほか本委員会の審議内容についても報告の要がある。これについては国立大学の入試改善に関する検討事項について報告することになるが、これについてはただ今もご協議いただいた「共通第1次試験の実施期日の繰り下げ」の問題を当面の検討事項とし、これについて、「試験科目数の減」、「推薦入学枠の拡大」についての検討をすすめるということにしたい。このほか、共通第1次試験と2次試験を合わせた総合判定方式における「共通入試の合否判定基準のあり方」ということも、お茶の水女子大学や信州大学でみられるように従来と異なる判定基準が考えられていることでもあり、検討してみたいと考えるが、更にこれ以外に本委員会で取り上げる事項があるであろうか。

これについて、インターナショナルバカロレア等の資格認定試験合格者に対する共通第1次

試験の免除措置、共通第1次試験の文科系・理科系等コース別試験、共通第1次試験の配点のあり方等の検討事項の提起があった。

以上を以って本日の協議を終了し、最後に委

員長より、来る総会（2日目の午前中）では会長の提案により「4年間の共通1次試験を願ひて」をテーマに共通入試に関する自由討議を行う機会をもつことになっているので、よろしくサポート願いたい旨述べられ、閉会した。

第3 常置委員会

日時 昭和57年10月26日(火) 13:30~15:30
場所 東京大学学生部会議室
出席者 広根委員長
牧野、木下、世良、須甲、町田、柳田、松本、
坂上、沢田、吉武、永松各委員
立野専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

本日の第1の議題は「留年問題の今後の検討について」であるが、これについては9月17日に小委員会を開催し、過般実施した「留年問題に関する調査」の集計結果を基に検討した。その結果、もう少し問題点を簡潔に絞った方がわかりやすいのではないかということになったので、本日はこれについて親委員会の意見を伺うことにしたい。

第2の議題は、学生の就職問題に関することである。本年度の大学卒業予定者に係る就職事務については従来の方針を踏襲したが、58年度に卒業する学生の就職に関しては、まだその協定等ができていないというわけではないので、この問題について意見交換をお願いする。

第3の議題は、私の学長任期が10月31日をもって満了となり、それに伴い当委員会の委員長を退任することになるので、次期委員長の選任についてお諮りしたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議事】

1. 留年問題の今後の検討について

初めに委員長から次のように述べられた。

この留年問題については、去る5月25日付で「留年問題に関する調査」集計報告をまとめ、これを過般の6月総会に報告した。ところで、この報告については、その最後のところで次のように述べられている。「今回の調査においては、はじめにも述べたように、各大学における回答者や回答手続を考慮して大学としての方針や学生の意識等についての設問を避けたため、各大学・学部の制度およびその運用に関連した客観的な種々相は明らかになったが、それが直ちに調査に協力していただいた各大学に対して、留年問題への対応に役立つような素材を提供しうるものとはなっていない」。

そして、これに続く次のパラグラフでは、この調査の若干の成果というものを述べている。例えば「卒業時の残留率と他の項目との関連」にみるように、第2志望への入学を認めている学部の残留率が低く、学科への細分時期の遅い学部の残留率が高い等、留年の要因と留年

との間の関連は若干明らかにし得たものの、その関連の必然性は明らかにすることはできなかった。

そのことは、この調査が全学的な調査であるため、調査事項の殆どは各大学の学生部限りで回答ができる内容のものに限らざるを得なかったという事情によるものである。しかし、その後において、もう少し突っ込んだ調査を行えば、各大学に対して留年問題の対応に役立つような資料を提供し得るのではないかとの意見もあった。そこで、9月17日に小委員会を開催してその問題について検討した。そしてそれと同時に、各委員の所属大学に対し、留年に関連した学内資料があれば委員会まで送付されるようお願いしたところ、幾つかの大学から資料の提供があった。これは、それぞれの大学固有の問題にかかわる資料であるが、当委員会の参考にさせていただいた。

以上が本問題に関するこれまでの概略の経緯であるが、この留年問題について前回の調査をさらに先に進める必要があるかどうか、もしあるとすればその調査内容、あるいは調査対象（全大学にするか、委員所属の大学に限定するか）等をどのようにしたらよいかについて、本日も協議をお願いしたい。

以上の委員長の提言に関し次のような意見交換が行われた。

○ 留年率というものは、その定義付け自体がむずかしい。前回の調査の留年率は卒業時の留年率であったが、この留年率に影響を及ぼす要素は幾つかのものがあって、それが複雑にからみあっている。ある特定の要素がどの学部にも普遍的に影響を及ぼすということはあるだろうが、それ以外にもいろんなことが考え

られる。しかし、それをはっきりと指摘することはむずかしい。この問題について根本専門委員（本日欠席）はメモをもって次のような意見を述べられている。

「留年問題は複雑な要因がからみあっている現象があるのでむずかしい。大学・学部によりこの問題に対する切迫感にも差があるようにみられるので、国大協が全大学に共通の一般の問題として取り組むに当たっては、各大学の反応をみながら段階をふむ必要があるのではないか。すなわち、一挙に核心に迫ったり、早急に全大学共通の対応策を打出そうとするよりは、各大学が留年問題を自分の問題としてどのような切実性をもっているかの度合いに応じて気長く取り組むという方が望ましい」

このような意見を参考にしながら小委員会でも検討したが、特定の要因の影響を取り出して調査するという事は容易なことではないという意見であった。

- 在学しうる期間が8年というのは長すぎるのではないか。留年の必要性もその理由もたしかにあることはわかるが、留年しうる期間は何年が適切かということになると問題はむずかしい。しかし、在学しうる期間が修業年限（4年）の2倍の8年というのは学生の勉学意欲に水を差し士気に悪影響を及ぼしている。これは大きな問題である。今後の検討課題として考えなければならないが、6年ぐらいのところは当を得ているのではないかと思う。
- 他の学生の士気という無形の影響だけではなく、例えば、卑近なところでは実験・実習という具体的な面においても支障が生じている。

- 日本の大学では、入学のときは1点、2点というごく僅かな差で容赦なく合否が決められるのに、一旦入学したあとは、それ以上の差があっても8年間は面倒をみるというのは面倒のみすぎではないか。
- 留年の年数の問題は、留年の先の分を捉えた問題であるが、留年そのものは入学後かなり早い時期に芽生えとして起きているものと考えられる。入学後間もない9月の調査で、「正規の年数（4年）で卒業できるか。」という問に対して、「正規の年数では卒業できない」という回答のもっとも多かったのは、1年生で全体の40%という結果がでている。その理由は、大学に対する期待感のずれがウエートをなしている。もう一つは、大学の選択が不十分であったことが大きな要因をなしている。そして、相談相手も結局は同級生との話し合いにとどまるというさまざまな状況のなかで、早い時期に勉学の意欲を喪失する者がかなりの数になっている。むしろ2年生、3年生に進むに従って持ち直しているという状況がみられる。それは、はげしい入学試験からの解放、教養部の授業に対する失望感などもその要因になって、いわゆる五月病といわれるものに罹ってしまうのではないか。したがって、留年対策を考える場合には入学初期の時期を重視すべきではないか。
- それは一般教育のあり方に大いに関係があるということであろうか。
- そのように考えられる。専攻を希望する専門的な授業にすぐに入れたならば、学生は熱意をもって学業に専念できるのであろうが、現在の一般教育は高校での授業の繰り返しのようなものであるので、大学の授業内容に対する失望感がでてくるのではないか。
- 一般教育のあり方については、目下教養課程に関する特別委員会において検討をすすめている。ところが、一般教育のあり方については学部・学科によってその考え方に大きな違いがある。そこで、特別委員会としてはこの問題については今後なお時間をかけてきめ細かな調査研究をすすめることにしている。
- 一般教育のあり方の問題は、高等学校学習指導要領改定に伴う新教育課程修了者が大学に入学する昭和60年度以降に新たな問題として提起されるであろう。現在でも一般教育課程のカリキュラムを教養課程と専門課程との双方に楔形のかたちをもって組み立てている大学・学部もある。
- 先程、在学しうる期間は6年が適当ではなからうかという意見があったが、現在6年にしている大学の学生部にその大学の学生の意識を聞いてみた。それによると、その大学では、学生は6年間しか在学できないということで、その気になりやる気をもっているということであった。こういう事例もあるから、在学期間は6年ということに決めてしまえば、学生はそのつもりで学業に励むことになるのではないか。
- 在学しうる期間の8年を6年にすれば、数字の上の留年は減ることになる。しかし、留年の基になっている要因そのものは依然として残ることになる。そのことが問題になるわけである。
- そこで、問題を留年しうる期間の問題に特定して、本委員会の委員所属の大学についてだけ、そしてその設問の内容も学生部限りで回答できるものに限定して調査するのであれば、第2次アンケート調査もできないことで

はない。ただし、そうすることの意味があるのかどうかという問題はあります。

- もし、在学する期間を6年にするという方向で調査をするのであれば、その理由付けを明確にしてもらう必要がある。そうしないと、このことが学生対策のための手段ではないかというふうに受け取られるおそれがある。
- 在学期間の問題には確かにそういう心配がある。そして、これ以上深入りすることは大学によっては、その大学にとっても、また学生にとってもやっかいな問題がでてきて収拾のつかない事態になるおそれがないとは言いきれない。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、委員長からこの議題のまとめとして次のような提言があり、了承された。

留年問題について今日まで熱心に調査検討をすすめてきた。ところが、この問題には予想外の複雑困難な問題が絡みあっている。したがって、この問題の調査検討をこれ以上先にすすめたとしても結論をだすことは極めてむずかしいと思われるので、本日の議論をもってこの問題を打ち切ることにしたい。

2. 就職協定の問題について

初めに委員長から次のように述べられた。

学生の就職問題については10—11月の協定というものが大体において定着してきたが、昨年11月、中央雇用対策協議会（以下「中雇対協」という。）において労働省側から、就職協定は順守されていない、このような状況では労働省としてはこの協定にかかわることはできないという脱退宣言が出された。たしかに労働省から

指摘されたような一面がなかったわけではないので、大学側としては労働省側に対して翻意を求める申し入れをしてはどうかという意見も出たが、それはむずかしいであろうということであった。そして、結局のところ、この問題については企業側と大学側とで話し合いをするということになって、大学側は就職問題懇談会から代表者を出してそれに文部省も加え、企業側の「中雇対協」と話し合いがもたれた。その結果、本年度は従来どおり10—11月の線ですすめることになり、大学側はこの協定の厳守を申し合わせた。

このようなかたちで57年度卒業生の就職については協定ができたが、来年度以降の卒業生の就職についてはどのようなことになるかという問題はなお残っているし、この問題については企業側でも慎重に対処しているというのが今日までの経緯ではないかと理解している。

なお、この問題についてはその後の動きもあったので、その状況について立野専門委員から説明を伺うことにしたい。

ついで立野専門委員から、資料（大卒採用選考期日問題懇談会）に基づいて最近の経過について説明があった。

以上の説明に関し意見交換が行われた結果、この問題に関してはいずれ就職問題懇談会でも協議されることになるが、国大協としては従来どおり「会社訪問開始は10月1日以降、採用選考開始は11月1日以降」という申し合せの線に対応してゆくこととした。

3. 次期委員長の互選について

このことについて広根委員長から、10月末日をもって学長任期が満了になるのに伴って当委

員会委員長も退任することになるので、次期委員長の互選をお願いする、と述べられ、これについて協議の結果、世良晃志郎委員（宇都宮大

学長）を次期委員長に選任した。

以上をもって閉会した。

第4常置委員会

日時 昭和57年11月16日(火) 14:00~16:40
場所 学士会分館3号室
出席者 野村委員長
岡路, 原田, 吉田, 天野, 辰野, 鈴木, 加藤,
福井, 百々, 池田, 綾部, 西沢, 山川, 釘宮,
玉井各委員
小路, 立野各専門委員
(文部省) 井上学生課長他1名

野村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は予定の議題としてご案内申し上げた①「今後の申し送り事項について」および②「学生教育研究災害傷害保険の改善について」の2つの議題のほか新たに追加したい議題が生じたので、まずこれについてご説明申し上げて議題に加えることのご了承をいただきたい。それというのは、文部省に設置されている「育英奨学事業に関する調査研究会」より過般平野会長宛に、「今後の育英奨学事業のあり方」に関して関係団体の意見聴取の一環として国大協より意見を求めたい旨依頼があり、その由会長より私に連絡があった。それで、このことについて去る10月27日開催の理事会でこれの取扱い方についてお諮りしたところ、これについては俄かに国大協として意見をまとめることは難しいので、これらの問題を担当する本委員会において意見を取りまとめるうえ、同調査研究会には委員長が出席して第4常置委員会の見解として意見を述べることでしてはどうかということになった。以上のような次第で、この問題を本日の議題に加えたいと考えるのでご了承いただきたい

い。なお、育英奨学事業の実情等について説明いただくため文部省より井上学生課長にご出席いただいているので、議事の運営上初めに井上課長より説明を伺ったのち、この問題から協議を行ってゆきたいと考える。

以上のように述べられたのち協議に入った。

【議事】

1. 「育英奨学事業のあり方」に対する本委員会の意見について

初めに井上学生課長より育英奨学事業の実情等について概ね次のような説明があった。

文部省では目下、育英奨学事業のあり方について「育英奨学事業に関する調査研究会」を設けて検討をすすめているが、この調査研究会を設けた経緯は次のようである。55年12月及び56年12月に提出された財政制度審議会（大蔵大臣の私的諮問機関）のいずれの報告書にも育英奨学事業に関し財政的観点から、外部資金の導入による有利子化、返還免除制度の見直し、を図る必要があるとの指摘があり、また、第2次臨時行政調査会が昨年7月に公表した「行政改革

に関する第一次答申」の中においても、高等教育に対する助成等の見直しを指摘する中で、育英奨学事業については①外部資金の導入による有利子制度への転換、②奨学金の返還期限の短縮、③教職員に就職した者等に対する返還免除制度の廃止、を図ることが提言され、この答申をうけた政府はこれを最大限尊重する旨閣議決定を行った。それで、文部省では育英奨学事業の今後のあり方について委員会を設置して抜本的に検討を行うことにしたものである。そして、昨年12月に学識経験者等による「育英奨学事業に関する懇談会」を設け、本年5月にこれを「育英奨学事業に関する調査研究会」に衣替えし、これまでに合せて10回会議を開催して検討をすすめているところである。

ところで、去る7月に公表された臨調の基本答申（第3次答申）には、高等教育の負担のあり方に関し、育英奨学金制度についてその充実の必要性が謳われているが、一方で依然として外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止を求めており、また、国公立大学の授業料についても、教育に要する経費や私立大学との均衡を考慮し順次適正をすすめるとし、漸次引上げの方向を示している。さらに、私学財政についても総額を抑制しその配分のあり方の改善を図る必要があるとしている。

育英奨学事業については現在その予算規模は1,103億円（昭和57年度：うち873億円が政府借入金、230億円が返還金）でその対象人員は約40万人であるが、これは昭和48年度が約280億円であったので、過去10年間で金額上4倍の伸びとなっている（大学在席者数に対す受給率は11.4%、同一年齢層100に対する受給率は3.45%）。この日本における育英奨学制度の発足は昭和18年の財団法人日本育英会の設置に始ま

り、翌19年にこれが特殊法人に改組され今日に至っているが、この制度により過去40年に326万人に奨学金が貸与され、わが国の人材育成に貢献してきた。この意味からも育英奨学制度を単に財政的観点からのみみることには問題があると思われる。それで、「育英奨学事業に関する調査研究会」では、教育理念上からみて育英奨学事業のあり方はどうあるべきかについて教育関係17団体からご意見を伺うことにしたもので、国大協よりこれについて建設的なご意見を頂戴したいと考えるのでよろしくお願い申し上げる。

概ね以上のように育英奨学事業の実情等の説明があったほか、諸外国（米、英、仏、西独）における育英奨学の実情についての紹介があった。以上の説明について二、三質疑が交されたのち、委員長より次のように述べられた。

来る11月26日に調査研究会で育英奨学事業のあり方について本委員会の意見を述べるについては、その発言の要旨を文書で提出するように求められている。それで、そのたたき台となる案文をまとめてきたので、これについて各委員よりご意見をいただいて所要の修正を加え、これを取りまとめることとしたい。そして、それを踏まえて本委員会の意見を申し述べることとしたいと考える。

ついで、配付資料〔「育英奨学事業の目標・内容及び方法等の基本的在り方について」に対する国大協第4常置委員会意見骨子（案）〕を朗読したのち、同案の審議に入った。その意見交換の内容は概ね次のようである。

○ 現在の奨学金の貸与額の水準は以前と比較すると実質的にはかなりダウンしていると思

- う。育英奨学制度の本旨からすると貸与人数がある程度減っても貸与額を増やすようにすべきではなからうか。
- 第2臨調が基本答申で「奨学金の量的拡大を図る」といっているのは、国立大学の授業料を漸次引上げてゆくことによる負担のしわ寄せをこれによってカバーしようという考えであると思われる。このような時期に人数は減らしてもよいから奨学金の貸与額を上げよというのは得策とは思われない。
 - 奨学金を貸与されている者の中にはその用途に問題と思われるような者がいることは事実であろう。この点、奨学金の受給資格について国大協として何らかの基準を示せないであろうか。
 - 育英会の規約には、貸与の資格要件として学業および家計が半々の比率になっていてそれぞれ細かい枠がかけられているが、これについて本委員会でも検討して意見を述べた方がよいのであろうか。
 - 学生の勉学上奨学金がどれほどの効果をもたらしているか必ずしもはっきりしない。貸与を受けている者の中には、貰えればもうけものといった考え方の者もいると思われる。この点から、大学としても奨学金貸与の資格審査を厳密に行うことなどに努める旨文章でも、あるいは口頭でも触れる必要があるのではなからうか。
 - 案文に盛り込まれている内容は育英奨学制度の後退を防衛する上で最低限申し述べたい記述であろう。それで、大学として奨学金が所期の目的通り有効に運用されるよう努力することについて、敢えて文章に加えなくとも口頭で述べることでよいのではなからうか。
 - 国大協では従来、文部省、日本育英会に対し育英奨学制度の拡充について要望書を提出しており、また以前、第3常置委員会と本委員会合同で取りまとめて国大協の統一見解として総会の了承を得た「学寮のあり方について」の中でも、“快適で修学に適した学寮生活を送れるよう”現行の育英奨学制度を改善充実するよう求めており、単に臨調の答申を受けて反論するのではなく、国大協の基本的姿勢としてこのようである旨文章に盛り込まないものであろうか。
 - 調査研究会のメンバーの中に国大協の立場を代弁する人を委員に加え、同会に国大協の意見が反映されるようにもってゆきたい。
 - 調査研究会には国大協のメンバーからは阿部東京学芸大学長が委員として参加されている。阿部学長は日本教育大学協会会長でもあるが、国大協の立場から意見を述べていただけたらと思う。
ところで、学生の奨学金の用途が、レジャー用等本来の趣旨をはずれた使われ方をしているケースがあるということについては、その選考基準にも一因があるとも思われるので、調査研究会では真に就学困難な学生に貸与されることになるよう、この基準についても研究して貰いたいと思う。それから、高校の学習指導要領が改訂されたことに伴い、60年度以降大学に入学してくる者の学力の低下が懸念されているが、このため一般教育段階の教育を厳しくするとすると、学生はアルバイト（昨年一年間で128億円）にかまけられなくなるので、この点から奨学金等の財政的措置を講ずることも必要ではないかという理論が成り立つのではなからうか。
 - 本委員会の意見としては案の第2項の「近

年における高等教育への進学状況と学生生活に要する経費の実情からみれば、育英奨学事業の現状はなお不十分であり、……」ということに最も力点をおくべきと思われるが、これにさらに、従来国大協が要望書等で主張している「育英奨学制度が高等教育の機会均等を保障する上で必要不可欠であり、これの拡充がなお一層のぞまれる」旨文章に盛り込んだ方がよいと思われる。

- 案の第6項で、「有利子制度を導入すれば、……」とあるが、有利子制度というのは国大協の基本的な考え方と相容れないので、敢えて文章で言及しなくともよいのではなかろうか。

概ね以上のような協議が行われたのち、委員長から次のように述べられた。

ただ今種々ご意見を頂戴した〔「育英奨学事業の目標・内容及び方法等の基本的な在り方について」に対する第4常置委員会意見骨子(案)〕の文章表現については、2点修正を施すこととしたい。その一つは、第2項の文の末尾に「高等教育の機会均等を保障する上でなお一層の育英奨学制度の拡充が必要である」旨記述を書き加えることであり、もう一つは、第6項の文章を削除することである。そして、これがお認めいただければ、来る11月26日に開催される「育英奨学事業に関する調査研究会」には、これに若干の補足説明を加える形で「育英奨学事業のあり方」について本委員会の見解として意見を申し述べることとしたいと考える。(了承)

2. 学生教育研究災害傷害保険の改善内容について

このことについて委員長より次のように述べ

られた。

学生教育研究災害傷害保険については、昨年12月に全国立大学宛アンケート調査した結果にもとづいて、その後支払保険金額の増額や担保範囲の拡大等、同保険の約款の改善を図るよう学徒援護会に要請していたが、先頃同会より、同会と本保険の幹事会社の東京海上火災保険会社との間で保険の担保範囲および保険金(死亡・後遺障害・医療)の改訂について合意が得られたので、これを所管する大蔵省の承認が得られれば、来年4月1日よりこれを実施することとしたい旨通知があった。その内容については、お手許に配付している「学生教育研究災害傷害保険の改善計画について」に整理してあるので、これをもとに説明したい。

以上のような前置きののち、配付資料をもとに概ね次のような説明があった。

本保険が昭和51年4月にスタートして以後今回までに改訂された保険の担保範囲および保険金額の内容は凡そ次の通りである。まず、保険の担保範囲については当初、「正課中」および「学校主催行事(学部単位以上の全員参加)」に限られていたが、その後53年9月と55年9月の二度に亘って改訂が行われ、「学校主催行事」については従来学部単位以上の全員参加に限られていたものが学部単位以下及び任意参加の場合にも適用されることになり、また、「キャンパス内の課外活動中」についても適用されるようになった。そして今回新たに加えられる予定の担保は、「キャンパス外の課外活動中」および「キャンパス内の休憩中」の二つの事項である。なお、アンケート調査で多数の大学から希望のあった「通学途中」に対する適用については見送られることとなった。次に、保険の金額についてであるが、「正課中」、「学校主催行事

中」については死亡・後遺障害・医療保険金とも現行通りであるが、「キャンパス内の課外活動中」については現行より大幅に引上げられることになった。また、今回担保に加えられる予定の「キャンパス外の課外活動中」および「キャンパス内の休憩中」については、「キャンパス内の課外活動中」と同額が予定されている。なお、「キャンパス外の課外活動」の中からグライダー、山岳登山、外洋におけるヨット操縦などは除外されることになっているとのことである。

以上のような報告ならびに説明があり、これを了承した。

3. 今後への申し送り事項について

このことについて委員長より次のように述べられた。

明日開催される総会において、来年6月の委員改選の時期に合わせて常置委員会の編成替えを実施する件が諮られるが、これが承認されると本委員会は第3常置委員会と合併し新しく第3常置委員会として「学生の厚生補導」問題を担当することになる。それで、前以って新委員会に対する本委員会の申し送り事項を整理しておいては如何かと考え、去る8月30日に東京医科歯科大学で在京委員を主に小委員会を開催し「今後の検討課題」について検討した。しかし、十分論議を尽くす時間的余裕がなかった点もあって「申し送り事項」として取りまとめるには至らなかった。このため、当日の協議内容を踏まえて私が「申し送り事項」を整理して本委員会に提出することとなり、これにもとづいて作成したのがお手許配付の「第4常置委員会申し送り事項(案)」である。ついては、これについてご検討いただいたうえ申し送り事項を

取りまとめることとしたい。

以上のように述べられたのち、同案をもとに協議が行われた結果、同案に盛られている5項目の「申し送り事項」を了承するとともに、新たに提案された次の2点をこれに加えることとした。その一つは、国大協より従来要望書を提出している「国立大学共同利用研修施設設置・充実について」の問題(鈴木委員提案)であり、あと一つは、過般の全国保険管理センター所長会議で取りまとめ文部大臣宛要望している「保険管理センター研究・教育施設としての業務拡充について」(小路専門委員より内容の説明および提案)である。なお、①の事項について、これを提案した天野委員より、留学生会館(仮称)の趣旨について説明があった。この結果、新第3常置委員会に対する「申し送り事項」は次の7項目となった。

- ①外国人留学生と日本人学生とを同居させる留学生会館の設置について
- ②大学院生のための学寮の設置について
- ③育英奨学金制度について
- ④学生のための互助共済について
- ⑤大学会館問題について
- ⑥学生のための共同利用の研修施設の整備拡充について
- ⑦保健管理センター研究・教育施設としての業務拡充について

以上で本日予定した議題の協議を終了し、最後に委員長より、過般全日本学生寮自治会連合より学寮問題(負担区分、新々寮への食堂設置等)に関して来る11月17日(総会2日目)に国大協と面談したい旨事務局を通して申し入れがあったことの報告があり、これの取扱いについ

ては委員長が事務局と打合せて処置を取ることとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

第5 常置委員会

日 時 昭和57年11月16日(火) 14:00~16:00

場 所 学士会分館7号室

出席者 西川委員長

長谷部, 大塚, 鈴木, 田中, 北条, 橋爪, 榊, 林, 堯天, 小林, 小西, 三善, 宮城各委員
篠沢専門委員

(文部省) 草場国際教育文化課長,
長谷川国際学術課長

西川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より本日出席の文部省関係官の紹介があった。

【議 事】

1. メキシコ国大学学長の来日について

このことについて委員長より次のように述べられた。

メキシコの3学長には、招待日程に従い、約2週間に亘り日本各地の大学等を訪問視察し、10月26日に予定のスケジュールを無事終了し帰国された。なお、文部省の国際教育文化課等の関係官には、今回の学長招待事業に際し種々ご尽力を賜わり、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

以上の報告に続いて委員長より、配付資料「昭和57年度大学長招致事業による来日者(メキシコ)」「メキシコ国大学学長招待日程」に基づき、詳細な説明があった。

以上の説明に関し、次のような意見の交換があった。

- 今回招致したメキシコの3学長の所属大学の概要が配付資料に記載されているが、それ

を見ると教官の数に比較し学生数が膨大である感じがする。

- この学生数は中学・高校等の附属学校も含めた人数だと聞いている。
- メキシコの場合、例外的に大きな規模の大学が3つあり、今回招致したヌエボ・レオン自治大学とグアダラハラ大学はそれに該当する。

以上の意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

メキシコの3学長には、日本に非常な好感を抱かれるとともに、日本の学術・文化水準の高さにも驚嘆されたようである。なお、今回のメキシコ国大学学長招待事業については、メキシコ大学長を迎えた大学・機関等からの状況報告や国大協主催の懇談会の協議内容等を含めて、その事業報告を来年2月刊行の国大協「会報」に取りまとめる予定であるので、詳細はそれをご覧がいたい。

2. 来年度外国学長の招致計画について

このことについて委員長より次のように述べられた。

この外国学長招致事業のあり方については、いろいろなお意見がある。従来形でも十分有意義であるとの意見もあるし、現在の形のように一国より数名の学長を招待する形でなく数か国より1名ずつ学長を選んで一団として招待してはどうかとの意見や、各大学・機関の訪問の他に招待学長を囲んでシンポジウム開催をスケジュールに盛り込んでどうかとの意見もある。しかし、本事業の廃止を唱える意見はないようである。本事業については、文部省において毎年予算が計上されており、一旦これを廃止すると復活が困難になるという事情もあるので、本事業は当分これを継続してゆくという方針をしたい。なお、本事業のあり方として、当方からの招待だけに終らせず、相互に招待し合うパートナーシップの形での実施が望ましいとの意見が本委員会や理事会等でも出されている。

本日は以上のようなことを踏まえて本議題についてご協議ねがいたい。なお、来年度の招致については、文部省より予算処置の関係で早急に決定ねがいたい旨の要請があるので、本日の会議で協議決定のうえ、明日開催の総会に諮り了承を得たいと考えている。

以上のように述べられたのち、続いて委員長より、本議題審議の参考として、本事業開始以来現在に至るまでの「外国学長招致事業（昭和49～56年）」の説明があった。

これについて、概ね次のような意見の交換があった。

○ 前回の委員会（57.6.27）において、来年度学長招致の候補国としてマレーシア、東欧、北欧、ニュージーランド等の名があげられ、それと同時に、出来るだけ同人数による相互の交流が行われるのが望ましいというこ

とも話し合われた。ただ、以上の候補国のうち、東欧諸国は実現困難と考えられるし、マレーシアは過去に先方の都合で中止になったという経緯がある。それで、前回の委員会では話に出なかったが、ヨーロッパのイギリスとオランダを候補の中に挙げてはいかがであろうか。

○ 文部省学術国際局においても、前回の本委員会での審議を踏まえて検討した結果、ニュージーランドとイギリスの優先度が高いのではないかという結論になった。ただし、この2つの国には優先順位はない。

○ 来年度はニュージーランドとし、その次にイギリスを考えてはどうであろうか。

○ 従来から日英間には比較的国际交流の実績のあることを勘案し、第1候補をニュージーランドとし、イギリスを第2候補としてはどうか。

○ その案に賛成である。なお、ニュージーランドはオーストラリアとの対抗意識が強いと聞いているので、事務折衝の際に54年のオーストラリアとの相互交流の実績の例を話せば、先程より論議されている“相互の国際交流”の実現の可能性も強まるのではないかと思われる。

○ 先程委員長より、招致スケジュールの中にシンポジウムの計画を取り入れるという意見の紹介があったが、これは仲々実施が困難であろう。当面は現行の形で進めることにし、並行的に今後のあり方を検討したらよいと思う。

○ この招致計画は当委員会が中心となり、毎年、外国より大学長を招待しているわけで、当委員会の委員としては招致先の国の教育事情や大学の状況等について関心がある。しか

し、これまで訪問大学の学長を除いて、招致した大学長との懇談の機会がない。そこで、外国大学長と第5常置委員会のメンバーとの間で相互に話し合える懇談の機会を設けてほしい。

- 従来より、外国大学長が日本各地の訪問視察を終了した段階で国大協主催の懇談会が開かれているので、そこへ本委員会の委員も参加するようにしたらよいと思う。

概ね以上のような意見の交換のあったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

ただ今ご協議ねがったように、来年度の外国学長招待先は、第1候補はニュージーランド、第2候補はイギリスということで、文部省において折衝をおねがいがしたい。また、今後の進め方については、この招致事業は招待された大学長にとって日本の教育研究組織や施設設備等の視察は非常に有益であると同時に、日本側としても先方の教育事情等を知ることが出来、現行のままでも意義あることと思われるので、ここ1～2年は現行の形で進めるとともに、今後の方向についても並行して検討していきたい。以上の他、最後に指摘のあった本委員会委員と招致大学長との懇談の機会の設定については、国大協主催懇談会への参加という形で、明日の総会に諮り了承を得たい。

3. 大学間交流について

このことについて委員長より次のように述べられた。

大学間交流のうち国内の大学間の交流については、既に前々回の委員会(57.2.24)において文部省関係官より説明を伺った。本日は、最近の国際交流の進展に伴い、各大学にあって

海外の大学からの学術交流の申込みが増加の傾向にある状況に鑑み、各大学が海外の特定大学からの大学間交流申込みを受けた際の対応の参考に資するため、海外の特定大学との学術交流のあり方について検討したいと考える。まず初めに、文部省から現状及び文部省のこれに対する考え方等について説明を伺い、その後協議をおねがいがしたい。

ついで長谷川国際学術課長より、配付資料「大学間交流協定」「大学間交流協定等締結状態調査について」に基づき、海外との大学間交流の現状及び協定内容等について詳細な説明があった。

このあと次のような意見の交換が行われた。

- 国際交流は国の重要施策でもあり、最近海外の大学からの交流協定締結の申込みも多くなり、私の大学にも中国の大学より申込みがきている。そのため、既に交流実績のある東工大の例などを調べたが、結論的に言うと、交流協定締結に当たっての一番の問題は、研究者の交換に際して必然的に生ずる旅費・滞在費・宿舍等の経費負担の問題である。他の大学にも協定締結の申込みがあると思うが、どのような財源的な裏づけの下で締結しているのであろうか。その辺の事情を知りたいと思い、近く長岡技術科学大学で開催予定の工学系学長会議に議題として提出するつもりである。
- その件は、先般開催された北海道地区の学長会議でも協議された。そこでは北海道大学とMITの協定を含めいくつか紹介されたが、いずれも相互の友好関係を確認し交流を促進する旨の記載が中心であって、費用分担等の経済的なことには一切触れられていな

い。また、札幌とミュンヘンの姉妹都市締結10周年を記念し、その一環として北海道大学とミュンヘン大学との交流協定締結の話が進行中で、その協定の中味は今後詰めるとのことだが、その基本方針は他の協定と同様に交流の促進を図るといふ主旨を記載したいとのことであった。

- 財源について触れている例が若干あるので参考までにご紹介する。大阪大学とジョン・ホプキンス大学との協定では「交流に要する財源については、両大学は利用可能な各種基金を活用することに努める」とある。その他、神戸大学（工）とトロント大学（理工）との協定でも同様なことが明記されている。文部省としては、研究者交流については大学間交流協定の有無にかかわらず、必要なものに対しては研究集会への派遣とか、学術振興会を通じて費用を出すとかの形で対処している。
- 神戸大学は天津大学との間に交流協定を締結していると聞かすが、その場合、確固としたファンドがあるのだろうか。
- 昨年、天津大学より研究者10数名を招いたが、自治団体・財団法人・企業等に資金の援助をいただいた。この天津大学との交流協定は、その時の費用の残額をもってファンドにしており、そう確固たるものではない。現在、これに基づき、天津大学より助教授・講師クラスの研究者を2カ月間招き、特定のテーマについて研究ねがっている。既に2回ほど実施され、そのつど3名ずつ来日している。
- 山口県は従来より中国山東省と友好協定を締結しており、また一昨年からは山口大学と山東大学間で若手教官の交流を開始した。これは先方に到着後は相手国が一切の面倒をみ

るといふものである。そのため山口大学は「日中学術奨励会」を設置し、主として企業から毎年会費という形で募金（年間700～800万円）して、その費用に充てている。なお、この交流協定は文章化されておらず、先方よりその素案が届いたところであり、今後、その明文化を検討の予定である。

- 帯広市とアラスカのスワード市は姉妹都市の関係にあり、毎年3名の高校生を1年間留学させている。これは高校生の例だが、このような背景があると国際交流も実現しやすいと思われる。
- 私の大学にもいろいろ申込みがある。大学としても主旨には賛成であり出来る限りのことをしたいと考えるが、何分にも大学には自主財源がない。結局は費用の問題である。
- 私の大学にも南米のある大学の副学長が来訪し、公式に大学間交流の要請があった。その内容は研究者交流だが、費用は経済大国の日本が負担してくれということ、その対応に苦慮している。
- ごくわずかの大学だが、大学間の交流の内容を明確に規定化し、それに基づいて対処しているところもある。
- 協定を締結すると限定されてしまうので、ケース・バイ・ケースで対処している。

概ね以上のような意見の交換があったのち、次の2つの事項について本日出席の文部省関係官に対し要請を行った。

- (1) 海外への留学に際し、留学先の大学と同時に日本の在籍する大学にも二重に授業料を支払わねばならないという現行の制度についてご考慮ねがいたい。
- (2) 研究生である外国人留学生にも国鉄定期

(学割)が利用できるように更に関係方面と折衝ねがいたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

図書館特別委員会

日時 昭和57年10月27日(水) 10:30~12:00
場所 学士会分館7号室
出席者 広根委員長
大川, 加藤(代:細井), 裏田, 吉武, 松山各委員
石田, 沙藤各専門委員
(文部省) 田保橋情報図書館課長他1名

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶が述べられた。

本日は、学術情報システム問題が主たる議題であるが、その他図書館に関する一般的な問題についても意見交換をお願いする。次に、私の学長任期が来る10月末日をもって満了となり、それに伴って当委員会の委員長を退任することとなるので、次期委員長の互選を本日举行ことにしたい。

本日の主たる議題である学術情報システムの問題については、文部省の情報図書館課でその構想を進めておられるので、本日この問題をここで議論願うに当って、情報図書館課長にご出席いただいたのでご了承いただきたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議事】

1. 学術情報システムの問題について

初めに委員長から次のように述べられた。

学術情報システムの問題については、この委員会としては大学側としてなすべきことを検討しなければならないわけであるが、この問題に関しては例えば、大型電算機との関連等——この関連はすでに現実の問題になっている——も

考えてゆく必要があるのではないかと考えられる。本日はこの問題についてご検討いただくわけであるが、この問題については大学の方の図書館協議会でもその立場から検討されていることであるので、それらのことも考え合わせ、当委員会としてこの問題の今後の取り組み方について議論をお願いする。なお、その議論に入る前に情報図書館課長から最近の状況等も含めこの問題についての説明を伺うことにしたい。

ついで、田保橋情報図書館課長から資料「学術情報センターの調査経過」および「学術情報センター設置調査(概要)」を基に次のとおり説明があった。

学術情報システムの問題については54年度に学術審議会から「今後における学術情報システムの在り方について」の答申があったので、55年に学術情報センターシステム開発調査に着手した。その調査内容及び事業実施内容等は、学術情報センターの機能、コンピュータシステム、ネットワークの共同利用の在り方等であった。そして、56年度から学術情報センター設置調査をはじめた。その調査内容及び事業実施内容等は、学術情報センターの事業内容、設置形態、組織、機構、施設等であった。また、これに並行して学術情報センターシステム開発調査

を行った。その調査内容及び事業実施内容等は、学術情報センターのサービス機能の特質、センターのデータベースシステムに対する要求機能及び性能設計等である。57年度は56年度の継続として学術情報センター設置調査を行っている。その調査内容及び事業実施内容等は、学術情報センターの管理運営方策及び他の情報システムとの連携協力方法等である。また、これに並行して学術情報センターシステム開発調査も行っている。その調査内容及び事業実施内容等は、データベース管理システムの設計案の作成、会話型検索言語の設計、検索用端末・目録用端末の基本設計、ネットワーク管理システムの機能設計、分散データベースシステムの調査、目録・所在情報システム、相互貸借システムのデータベース設計等である。

以上のように前置きしたのち詳細な説明があった。

これについて次のような意見交換が行われた。

- 各大学において情報処理をやっている現存の電算機は、すでに更新期に来ていると思われるが、このことについてはどのような考えがあるのか。
- この問題については、今後の情報処理はどのように選択をしてゆくかという基本的な問題について、学術審議会の中の情報資料分科会において、その基本方針を検討しているところである。
- 58年度の概算要求についてはどのような対応をしているのであろうか。
- 58年度の概算要求については、概算要求前に検討部会を設け、現在のきびしい財政状況の下でどのような要求をするかについて意見

を伺った。

- 学術情報センターの設置場所については、具体的には何処に予定しているのか。
- 学術情報センターの具体的な設置場所は、一橋講堂の跡地に大学学術会館を建て、その中に設置するというかたちである。それで大学学術会館の建設とからんでいるわけである。
- この学術情報センターは、仮に学術交流センターという構想に変わったとしても、共同利用機関としての性格は変わらないのであろうか。
- その点には変わりはない。そうしないと教官の要望に応じて情報処理をしてゆくことはできない。
- 学術情報センターの情報処理と科学技術情報センターの情報処理とはどういう関係になるのか。
- それについては学術情報の処理も、科学技術情報センターに任せてはどうかという声はある。しかし、科学技術の方は一般企業向けの情報であって、大学向けの学術情報とは性質の違うものがある。ただ、その間の橋渡しをどうするかという問題がある。相互の情報やりとりは頻繁に行われることであろうから双方のセンターで協議してゆくことにしている。
- 学術情報センターについては全体の構想はもちろんすすめてもらわなければならないが、予算額の設定についても十分考えてもらわなければならない。
- 予算額の設定については、まだ細かな部分の算定まではしていないが、現段階での要求は5,000万円である。これと、その他に大型計算機センターとの関係をどういうふうにする

るかという問題がある。学術情報センターが単独で走り出すことはできない。金がかかるけれども大型計算機センターとの連携プレーがうまくゆかなければ教官の要望に十分応えることはできないので、これに要する予算も考えなければならない。もう一つは、各大学の計算機は更新期に入っているのも、それぞれの大学の情報処理システムを設定する際には図書館の分も含めて設置してもらいたいという要望もしている。

以上のような意見交換が行われたのち、文部省側より、学術情報システム構想については、教官の理解が得られるよう各大学においてピアールされるようお願いしたい、と希望が述べられた。(文部省側退席)

つづいて委員長から次の提言があり、これに関して意見が交された。

これまでの論議で当特別委員会の当面するおおよその問題点の所在を理解することはできた。文部省では膨大な学術情報システム構想をすすめているので、国大協としてはもちろんこの構想には協力してゆかねばならない。そこで当特別委員会としては学術情報システムの問題も含め、大学図書館の今後のあり方としてはどのような取り組み方をしてゆけばよいかという課題がある。この問題についてご意見を伺いたい。

ついで次のような意見が交された。

- 前回にも述べたことであるが、この特別委員会としては、ただ文部省に対して、概算要求の要望書を提出するだけでは物足りないように思う。それで折角小委員会も置かれていることであるから、まず小委員会において大

学図書館の学術情報の流通態勢も含めた簡明なビジョン作りをやるべきではないかと思う。そして、それをこの特別委員会において討議し、あるいは図書館協議会の方でも検討して、その上で問題点を整理してはどうか。各大学においてそれぞれ事情は異なるであろうが、その問題点としては例えば、①基本的な学術情報は今後どういうふうに維持あるいは拡大してゆくべきか、その態勢はいかにあるべきか、②情報の流通態勢も大きく変容してきたのであるから、資料や文献の収蔵態勢のあり方、③それから大学図書館の管理体制の問題などについて全大学的なコンセンサスが得られるような問題、なども考えられるのではないか。さらに、学術情報センターがスタートするとなると、国立大学の協力態勢はどのようにあるべきかという非常に大きな問題に直面していることでもあるから、これらの問題のなかのいくつかについて学術会議や図書館協議会とは違った次元で検討されるべきではないかと思う。

- 学術情報センターの具体的なプランニングを進めているが、一つの問題として図書館にやってもらいたい仕事はいくつかでてくる。例えば、端末機を図書館に配置するので、その操作を図書館職員に頼むことになる。これはとくに文科系の教官について考えられる。また、学術情報センターが出来たとしても、そのための要員の配置は少ないであろうから、図書館職員の業務はさらに増大することになる。次に学術情報センターは無料で使用することにはならないで若干の使用料を払うことになるので、そのための仕事もでてくる。これらの問題についてはどのような対応が考えられているのか、はっきりしない点がある。

- 本日の議論ではこの問題はでなかったが、とりあえずは図書館職員をトレーニングするということになるのではなからうか。
- その問題については、学術情報センターなるものと大学図書館とはどういう結び付きになるのか、そのあたりが漠然としていて戸惑っているところである。臆測するところでは、おそらく、いま提言のあったようないくつかの仕事が新たに加わるのではないかという予感がする。現在のところは図書館の現場には、まだ学術情報センターに関する情報が十分に伝わっているわけではない。先程、文部省側から学内でピアールしてほしいという要望もあったが、何をどういうふうにピアールすればよいかはわからない。そこで、当特別委員会としては当面は、大学でピアールできるだけの資料を揃えることが先決ではないか。そうかと言って大学側はなんらの対応姿勢をとらないのもどうかと思うので、とりあえずは勉強会を発足させようと考えている。
- 学術情報センターの作業（電算機）をする側からみれば、図書館にやってもらわねばならない作業のイメージはかなりはっきりしてきた感じがする。問題は、学術情報センター側の方で企画をやっているだけで、図書館側との連絡は殆どとられていないということである。ところで図書館側と連絡をとろうとするときに、この問題に関する図書館の代表的な者は誰になるかということが問題にな

る。図書館長あるいは事務（部）長というのは、たしかに図書館の代表者であることには違いないが、この問題に関する代表者としては必ずしも適当でないように思う。むしろ作業現場に近い代表者に連絡した方がよいという感じをもっている。

- 近年、学術情報の急激な増加に伴い、図書館には新しい仕事年々増えてくる状況になった。したがって、従来の大学図書館の組織と陣容をもってはその対応に適合しなくなった。国大協は、なにも文部省の学術情報センター構想の直接の提灯持ちをする必要はないと思うが、大学図書館の大きなビジョンとしてはいかにあるべきかという問題に関しては大いに検討してゆかねばならない。そして今その時機にきていると思う。また、国立大学の図書館については各大学の学長ならびに事務局長レベルにもっと関心をもってもらわねば、図書館としては何をすることもできない状況の中におかれている。その点についても留意して貰う必要がある。

以上をもってこの議題についての協議を終わった。

2. 委員長の互選について

このことに関し委員長から互選の提議があり、協議の結果、松山公一委員（熊本大学長）を次期委員長に選任した。

以上をもって本日の会議を閉会した。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和57年11月16日(火) 14:00~16:00
場所 東京大学医学部附属病院好仁会会議室
出席者 猪委員長
高安, 吉利, 脇坂, 福見各委員
堀, 尾島, 中川各専門委員

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日は「医師国家試験の改善について」という問題を議題として、この問題に関する当特別委員会の意見を伺うことにしたいと挨拶が述べられ、議事に入った。

【議事】

1. 医師国家試験の改善について

初めに委員長から配付資料を基にして次のように述べられた。

この問題に関しては、厚生省医療関係者審議会医師部会を中心に検討がすすめられてきたが、これに関し56年4月30日に医学視学委員会小委員会から「医師国家試験の改善検討について(意見)」というものが出され、続いて同年5月27日には全国医学部長病院長会議から「医師国家試験に関する委員会の答申」、また、同年6月29日には医療関係者審議会医師部会から「医師国家試験の改善について(意見書)」、次に、本年10月22日には歯科医師国家試験制度改善委員会から「歯科医師国家試験に関する当面の改善事項について」という、かなり具体的な中間報告が出されている。そして本日、厚生省においては医師国家試験改善委員会が開催され、この問題が審議されているところである。

医師国家試験改善委員会のメンバーには、国立大学からは千葉大学の井出学長、岐阜大学の館学長、佐賀医科大学の古川学長の3学長が加

わっておられるので、国立大学の立場からの意見が強く主張されるのであろうが、当特別委員会ないしは国大協として、この3学長あるいは医師国家試験改善委員会に対し、何か物申すことはないかどうかについて、配付資料を参考にしながらご協議をお願いする。なお、前回の委員会(6月21日)でもこの問題は話題になったが、その際は当特別委員会ないしは国大協として将来、この問題について見解を表明することも考えられるので、この問題の推移を見守りながらさらに検討を重ねるといったことになった。

以上のようにこの問題に関する経緯が述べられたのち、次のように意見交換が行われた。

○ この医師国家試験の改善という問題は、試験問題そのものがよくないので、出題のあり方を改善する必要があるのではないかということからはじまったのである。そして、現行のシステムは春秋2回の試験が行われるため、春の試験が終わってから秋の試験までの期間が短く、出題について十分な事前評価ができない。それで、十分に時間をかけて事前評価をするためには1年間の期間が必要であるという意見になった。それから、秋にも試験を行うということ自体に現在は意味がないのではないかということである。

終戦直後には秋に卒業する学生がいた。また、その後学生運動はなやかな時代があり、その影響で秋の卒業ということもあった。し

かし、現在ではこのような事態は解消し、秋の卒業ということは殆ど見られない状況になった。また、医師国家試験以外の他の国家試験は、年1回行われるのが一般的であるという意見や、その他、財政上の面から医師国家試験を年2回行うことは容易でないという意見もある。本日、厚生省において第1回の医師国家試験改善委員会が開かれているが、59年度から年1回の実施ということは不可能に近いのではないと思われる。

- この問題に関する全国医学部長病院長会議の答申は、年2回の主張の方が大勢を占めている。このことはどちらかと言えば、私立大学側からの強い意見のようである。
- 私立大学には医学生留年者が増えているので、その状況にかかわる問題として留年者の受験回数を制限せよという意見がある。しかし、受験回数の制限となると憲法にかかわる問題ともなるので、にわかに結論は出せないという意見や、あるいは既得権の侵害という議論もある。しかし、この議論は公共の福祉に反しない範囲での回数制限であれば、憲法違反にはならないという見解もなり立つので、この回数制限の問題に関してはさらに継続審議をするという結論になっている。
- 医師国家試験は年1回にせよという議論はそもそも何処から出てきたのであろうか。大学の方から出た議論ではないようである。
- この問題に関する厚生省の方の意見は、この試験を年2回行うのは現在の予算と陣容ではなかなかの困難が伴う。それで、この試験のあり方の見直しをする必要がある。それには、まず年1回制にすることを考えねばならない、ということであった。
- この問題に関して、医学視学委員会小委員

会においては年1回制の問題が討議されていた。それでこの問題は厚生省側から出た問題であるというように、直ちに断言することはできない。また、出題経験者のなかからも年1回にしてほしいという意見は出ている。

- 私立大学の方には、この試験を年1回にするということは死活問題であり、ぜひ2回行うべきであるという積極的な反対論がある。また、一方から言えば、機会は多く与えよという一般論が大衆には染み渡っているので、2回制に対する反対はしにくいのではないか。また、1回制の方の意見は、2回やることは技術的に困難であるということであって、それは単に技術面からの意見にすぎない。理念として2回はやるべきでないという意見ではないようである。

以上のような意見交換が行われたのち、当特別委員会としては医師国家試験改善委員会の議論をふまえながら、今後も検討を重ね対応してゆくことになった。

2. 臨調の改革案——国立大学医学部の整理統合——について

初めに委員長から、この問題の経緯について次のように述べられた。

第2次臨時行政調査会の第2部会では目下、中央省庁の付属機関に関する再編合理化案を取りまとめつつあるようである。それは本日配付した新聞(57.9.18)切抜きの記事にもあるように、文教研修施設の整理統合案として、社会経済情勢の変化に対応して、運輸省海員学校・文部省国立大学学部等、例えば商船大学・高等商船学校・農学部・医学部は整理統合すべきであろうという方向が明示されている。これに関し文部省としては、第2臨調のこの改革案には

十分反論して争う姿勢を示しているということである。そこで、国大協としてもこの問題に關して何らかの対応をすべきではないかと考えられるので、当特別委員会の意見を伺いたくお諮りする。

つづいて次のように意見交換が行われた。

- ここで取り上げられている問題は国立大学の医学部だけのことではないので、この特別委員会だけでこの問題を取り上げて議論することはどうかと思う。
- この特別委員会あるいは国大協としても、学部統廃合の問題を、臨調の考えだけで簡単に決めるようなことがあっては甚だ困るとい

う考えはもっておくべきではないか。

- この医学部統廃合の問題は、医学部長会議でも真剣に考えてもらわなければならない問題である。
- この問題は当特別委員会にだけ関わりをもつ性格の問題ではない。農学部や商船大学も同じように統廃合問題の対象になっている。それでこの問題については、国大協として対応の用意はしておくべきではないか。

以上のような意見交換が行われたのち、この問題については第1常置委員会の方とも連携をとりながら、今後の取り組み方を考えてゆくことにした。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和57年11月16日(月) 13:30~14:30

場所 学士会分館8号室

出席者 須甲委員長

久佐、久保、天野、加藤(代:赤岩)、吉利、林、幡、小西、田中各委員

永野、緒方、重岡各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から新たに就任された久佐守委員(山形大学長)の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

教養課程に関する問題は、前にも申し上げたように非常に多岐にわたっているので、これを検討するには先ずアンケート調査を行い問題点を整理した上で考えていきたいと思っている。それで、このアンケート調査をどのような形で、どのような内容のものにすればよいかということについて、これまで数回小委員会を開きながら検討してきたのであるが、一応その案がまとまったので本日はこれについて説明し、ご

意見を伺いたいと思う。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

◎ 教養課程に関するアンケート調査について

これについて、久保委員から配付の「教養課程教育(一般教育・外国語教育等)の内容と改善に関するアンケート調査要綱(案)」に基づきアンケート調査の概要について次のように説明があった。

- (1) 調査実施予定時期を昭和58年前半とす

る。

- (2) 調査対象は、教養課程に関する特別委員会委員の所属大学の各学部卒業生とする。
- (3) 実施方法については、該当大学の協力を得て適切な年度分布の卒業生を抽出し、アンケート調査の回答を求め、その集計と分析は本特別委員会で行う。
- (4) 調査項目は約30数項目である。
- (5) 主要な調査内容は次のようである。
 - ①一般教育の理念の評価について
 - ②これまでの一般教育の実効について
 - ③一般教育のあり方を変えるべき背景の有無について
 - ④一般教育に関する大学設置基準の当否について
 - ⑤とくに理科系学部における専門教育、一般教育と専門基礎教育の関係について
 - ⑥個別科目教育と総合教育について
 - ⑦これまでの外国語教育の実効について
 - ⑧外国語の実用訓練のあり方について
 - ⑨外国語教育の改変を迫る背景の有無について
 - ⑩外国語教育に関する大学設置基準の当否について
 - ⑪学部専門教育の評価と、教養教育との連繫について
 - ⑫高等学校教育と教養教育との関係について
 - ⑬国立大学における「特色ある」教育について
 - ⑭健康教育（保健体育及び精神衛生を含む）のあり方について

なお、今次の調査は、その性格と対象から「教育内容」に関するものを主とし、教育組織の問題は、多くを取扱わないことにする。

(6) 調査結果については、国大協総会の承認を得て、加盟大学宛報告するとともに調査報告書のかたちでこれを公表する。

ついで、このアンケート調査の対象者に対する協力方の依頼文（案）（委員長名）の朗読があり、これに関して、この依頼文については、午前中の小委員会では、これは委員長名ではなく、総会の承認を得た上で国大協名とすべきであろうとの意見があった旨補足説明があった。

次に、このアンケートの調査内容について、久保委員から配付資料を基にその要点について説明があった。

以上の説明に関し次のような意見の交換があった。

- 「保健体育」に関する設問の部分は、少し調子が強すぎるように感じられるが、どうであろうか。
- このところでの表現については、小委員会においても意見のあったところであり、もう少し穏やかなものに修正するつもりである。
- この調査の対象が新制大学の卒業生ということになると、卒業後日の浅い者の意見では余り参考にならないと思う。そこで卒業後5年経過した者（53年3月卒）と20年経過した者（38年3月卒）との2段階について調査してみてもどうか。
- 調査人員については、一学部5名ということをお願いするつもりである。なお、できれば大学内に留っている者ではなく、卒業して一般社会に出ている者について調査したいと考えている。
- 調査票の発送については、今回該当大学で発送事務ならびに通信費の負担をお願いしたいのでご了承いただきたい。（了承）

○ 調査時期については、58年3月頃に行いたいと考えている。

概ね以上のような意見の交換があって、本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 昭和57年11月16日(火) 15:30~17:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 井沢委員長
岡路, 伊藤, 阿部, 橋爪, 田浦, 川崎, 小林,
岡本各委員
山田, 片山各専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

【議事】

◎ 大学における教員養成の問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

現在検討中の「大学における教員養成」の問題については、前回(6月)の総会の際に、次の11月総会には報告書案「大学における教員養成の問題について」を提出する予定である旨を報告したのであるが、その後数回にわたり小委員会を開いて、その内容について検討したところ、またいろいろな問題が出てきて、今回の総会にその原案を提出することは到底無理であるという結論になった。ただし、報告書の内容の骨子については、お手許に配付した資料のように決めたので、今後はこれに基づいてその成文化を進め、来年の6月総会には調査研究報告書の原案として提出したいと考えている。

なお、この原案について総会で承認を得たのち、これを各大学に送って意見を徴し、それを基にさらに検討を行って最終的な取りまとめをして、来年11月総会に報告書として提出する方針である。

以上の委員長の説明ののち、岡本委員より、配付資料「教員免許制度の改革(案)」の内容について次のように説明があった。

◎ 改革案の観点

(1) 教員資質の向上について

これについては、教員の基礎資格を引上げるについてはどうすればよいかということについて考える。

(2) 教職専門性の強化について

これについては、教職専門の必要単位、教科専門の必要単位の増加を図る。

(3) 制度の簡明性と柔軟性について

現在の制度はかなり複雑であるので、これを簡明にし柔軟性をもたせる必要がある。このことの必要性は、現在の学校教育が変ってきて、教師に対する資質要求の内容も変化してきており、また、学芸の発展が学校教育の内容に反映してきているということによるものである。このような両面からの教師に対する多様な要求があるので、これを充たせるようなかたちで現免許法を改善する必要があるのではないかと思われる。

そこで、現在の免許法を個々の要求に合わせて考えていくと、免許法はいよいよ複雑、多種にわたることになるので、これを統一し

て柔軟性をもたせることによって、多様な要求に応えてはどうかと考える。

それには、次のような2つの意味をもって考えてはどうか。

①大学(養成側): 大学は、個性的な特色が発揮できるような大学にする。

②学校(採用側): 採用側の多様な要請を充足しうるようにする。

(4) 研修制度について

教員の研修については、これを最低の資格を取得するための「研修」(資格の不十分な現職教員の研修)と資質向上のための「研修」(有資格現職教員の研修)とを区別する。後者には上級免許状は設けない。

◎改革の具体案

(1) 基礎資格

教員の基礎資格は、大学の学部卒とする。

(学士号を有すること)

なお、高校教員については、「採用側」が必要に応じて「修士号」を有するものを優先させるなどの措置をとることによって、実質的により高い資格をつくりだすことが期待される。

また、幼稚園教員や現職教員で、基礎資格を有していない者に対しては、大学(場合によっては短期大学)の聴講生としての単位と、経験年数によって「資格」を取得する途を設ける。

(2) 免許状

これについては、教諭免許状(無期限有効)と助教諭免許状(有効期限つき、例5年)の2種類とし、「級別」は設けない。

(3) 専門性の表示

ある一定の領域に属する科目の単位を一定

の基準以上取得していることを表示する。

(主専門領域 50 単位, 副専門領域 20 単位以上)

(4) 教職科目

これについては、これを2類に分け、1類は免許状取得の必須要件とする。2類は教育学、心理学、障害児教育関係(教科教育学、教育実践関係の科目を含む)の科目群とする。

1類は、教育学4、心理学4、教育方法4、教育実習4、その他の教職科目4単位とする。

(5) 専門性の類型例

主 領 域	副 領 域	学 部
物 理 学	化 学	理
理 科(自然科学)	教職科学(2類)	教 育
教職科学(2 類)	理 科	教 育
教職科学(障害児教育)	社 会	教 育

副領域は主領域でカウントした科目は数えない。副領域はなくてもよい。また、2つ以上あってもよい。

領域の表示は、基本的には大学の学部名、学科名によるものとする。従って、主領域は在籍学部(または学部)と一致するのが通常である。

また、教職領域を主領域とする場合にのみ、副領域の履習を必須とし、それは教職科目領域以外の領域を履習するものとする。

(6) 助教諭免許状

これについては、基礎資格を有する者と現に教職にあるものあるいは「旧法」の免許状を有するものを原則とする。

それから、免許状取得後、一定期間教職についていなかった者が、あらたに教職につく場合には、一定の研修を義務づける。

岡本委員より「教員免許制度の改革(案)」について以上のような説明があったのち、これについて次のような意見が交わされた。

- 現在教育系大学の現状をみると、小学校教員の採用条件がよいために中学校教員養成課程の者が殆ど小学校教員の免許状を取得するし、また、小学校教員の場合も、地域の事情の関わりの問題もあって、中学校教員の免許状を取得するというように、カリキュラム的には非常に拮りをもってきており、実態としては課程制がかなり潰されてきている。カリキュラム的に拮りをもってきているという事は、学生がそれだけ学習するのであるから望ましいことであるが、一面からいうと、大学がある目的をもって学生に教授しようとしているカリキュラムが混乱するという問題があるので、この辺の問題については柔軟に対応できないものであろうか。例えば免許法的に対応するとしても、その種別をあまり複雑にせず、また教員養成の場合も、はっきりした枠を決めて行こうという事はなくして、対応社会が要求する学生が自由に採用できるような仕組みが考えられないものであろうか。

もう一つの問題は、1級免2級免の問題であるが、小学校教員の1級免の問題の場合は、ほぼ一般化している問題であるので、何処に基準をおいてもそれほど問題はない。

ところが、高等学校教員の場合は、1級免の取得者がそれほど多くないので、高等学校教員の基礎資格を一気に引上げるのはかなりむずかしい。従って、基礎資格については小・中・高等学校全部を一緒にして大学(4年)卒にする。ただし、履修範囲の内容は、もう少し引上げなければ、現実の教師の資格

としては不十分であると思う。

- 現在の免許制度は、確かに細かい種類にわかれているし、教員の養成の方もある枠にはめられているという感がある。
これらについては、就職の場合を考えても、もう少し幅をもたせて柔軟にした方がよいように思う。
- 教大協の方では、現在の免許制度についてのどのように考えているのであろうか。
- この案を検討するについては、教大協の方とも、よく連絡を取りながらすすめているので、教大協の方の考え方とあまり矛盾するものではない。
ただし、教大協の方では、当委員会が検討しているような抜本的な改善方法については、その具体案は考えられていない。
- 教員の基礎資格というものを、ここで一気に大学(4年)卒ということにすると、短期大学との関わりの問題がどうであろうかとの心配がある。この短期大学との関わりの問題については、短期大学制度というものが最初は暫定的な意味をもって設けられたものではあるが、現在ではそれが恒久的なものとなっており、従って短期大学側からの反発が強いのではないかと考えられる。国民世論も、現在教師の資格向上について関心が高まってきたものの、まだ短期大学を排除するところまでには至っていない。そこでこのような点も踏まえた上で、教員の基礎資格のところはもう少し表現を考えた方がよいのではないかと思う。
- 課程認定についてであるが、課程認定はされてもそれに見合う予算の配分がないので苦慮している。例えば、小規模の大学では、教養部が一般学部の教員養成について責任をも

ってやらなければならないということであろうか。その辺にも問題があるように思う。

そのほか若干の意見の交換があったが、今後は教員の基礎資格は現在よりも高めるべきであるということについては特に異論はなかった。

次に田浦委員より次のような提言があった。

教員養成について、教育系学部を有する一般大学でも教職課程センターを設けるべきである、と書いた方がよいものかどうか。

いま一つは、1年課程の教員養成についての問題であるが、4年制大学の在学期間ではなかなか課程を充たせないという問題が出てくるので、現在の制度にもう一年の課程を設けるという考え方がよいのか、あるいは修士課程でやるというかたちを取った方がよいのか。ただし、修士課程の2年間の期間は、このためのものでは必要がないので、大学院の中で1年制の専科のようなものを設けるという考え方で進めた方がよいのか、その辺のことについてご意見

を伺いたい。

この提言に対して次のような意見があった。

- 現在の教員養成系大学からの立場としては、できるだけ教員養成系の大学院を設置したいという願があるもので、なるべくならばそれをサポートするような方向にすすめてもらうことが望ましい。

以上で本日の協議を終わり、最後に委員長より、本日の締め括りとして次のように述べられた。

今後の報告書(案)の作業のスケジュールとしては、最初にも申し上げたとおりにすすめていると思っているが、なお本日の意見も踏まえた上でさらに小委員会を数回開いて内容について検討し、明年の6月総会を目途としてその原案のまとめに努力したいと考えているので、よろしく願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学格差問題特別委員会

日時 昭和57年10月27日(水) 11:00~12:30

場所 学士会分館3号室

出席者 金子委員長

伊藤、須甲、宮沢、野村、猪、加藤、飯島、

大藤、田中(健)各委員

下沢、速藤、田中(稗)各専門委員

金子委員長主宰のもとに開会。

議事に入るに先立ち、新たに委員に就任された飯島名古屋大学長、宮沢一橋大学長、加藤静岡大学長、長谷部小樽商科大学長(本日欠席)の紹介があった。

【議事】

◎ 委員会運営の基本的方針について

初めに、委員長から配付資料「これまでの討議経過について」に基づき、現在までの第1常置委員会及び大学格差問題特別委員会における

大学院問題に関する討議経過の概要の説明があったのち、今後の委員会運営の基本的方針について次のような提言があった。

「これまでの第1常置委員会・大学格差問題特別委員会における討議経過に示されるように、博士課程の設置充実はもはや遅滞を許さない状況にあると考えられる。手のつけられるところから早急に実施するよう要望し、派生すべき諸問題は歩きながら考えていくことにしたい。」というのを基本方針としたいと考えるが、これについてご審議をお願いしたい。

以上の提言に引続き委員長より、文部省に設置された「大学院の諸問題に関する調査研究会議」の主査を務めている飯島委員に対し、同調査研究会議の討議内容等についての説明の依頼があり、これについて飯島委員より概ね次のような説明があった。

この調査研究会議は昨年11月に発足し、現在確たるスケジュールの下での作業でないが、文部省の諮問に応じ大学院問題に関する当面解決すべき問題の検討から、大学院を全体としてどう把えてゆくかという基本的問題の検討まで幅広い役割を担っており、後者については法学、経済学、農学等の各専門分野の方と博士課程の問題に関し話し合いを行っているし、また大学院修了者を受入れる企業側との話し合いも継続的にを行っている。

調査研究会議の委員の間では、現在の行財政状況の下では国立大学の学部の増設・学生数の増加等困難であるが、規模的・財政的にそう強いインパクトを与えずに、しかも質的改善を図るということで大学院問題を取り上げるのはひとつの有効な方法ではないかという点では意見の一致をみている。文部省も大学院問題に対し

積極的に取り組もうという姿勢も見られ、例えば今年の概算要求レベルでは総合大学院計画、共同利用研究所の独立大学院計画等について若干前向きの姿勢を示しはじめてるように感じる。特に、岡崎国立共同研究機構と高エネルギー物理学研究所から要望の出ている独立大学院設置の問題をどのように取り上げるかは調査研究会議での関心事項になっており、またこれとの関連で各大学で検討している総合研究科計画及び現在進行中の農水産系および工学系の連合大学院の問題をどう取り上げるかも検討課題のひとつとなっている。

また、大学院問題を検討する際絶えず議論にのぼるものにオーバードクター問題がある。このOD問題に関しては種々考え方があがるが、最近ODが生ずる故に大学院増設に踏み切るべきでないという単純な議論は下火になっている。調査研究会議の当問題の今後の取扱い方としては、ODは何故生ずるか、出たはいけないのか、またこれは普遍的問題なのか局部的問題なのか等々、個別に実態を検討把握した上で対応を考えたらという雰囲気がある。なお、これと関連して、DC問題は学部・研究領域毎に実態や要求度が異なり、従ってその取扱い方法も違ってこよう。自然科学系大学院のDCは、機能的・教育的にも、さらに研究体制の上でも定着したが、社会科学系のそれは社会的要求も低く、また個々大学院により大きく相違する状況にある。従って、DC問題については、各領域毎に細かく検討することが必要で、その上で今後の進むべき方向を考えていくことになる。

次に、しばしば国立大学の一部から指摘のあることだが、地方国立大学の場合、地域的にみて中心と思われる国立大学にも仲々DCの設置が困難であるが、付近の私立大学は大学設置審

議会に申請すれば国の財政的措置が伴わないということから比較的容易に許可される。そのため、地域としてみると国立大学は学生の質とか、また教育研究の面でも充実しているのに大学院がなく、これに対して私立大学には大学院がある。このような私学とのアンバランスの改善についても絶えず問題点のひとつとして指摘されている。

最後に、国立大学の場合大学院が設置されているか否か、設置されていてもDCかMCかにより基準経費、定員等の大学予算面に重要な影響を及ぼす。このような基準の立て方についても検討すべきと考えている。例えば大学院の設置と基準経費等の面での優遇措置とを分離し、国立大学の基準的経費は平等として大学院個々の活動に対し然るべき手当をするというようなことも、まだ具体的検討が進んでいるわけではないが一応プロジェクトとしては話し合われている。ただ、現在の厳しい財政事情の下で、しかも財政当局に大学財政縮小の動きがある時期に、これを実施することがよいか否かは慎重に考えて対処すべきであろう。

以上の説明に関して概ね次のような意見交換があった。

- 配付資料「大学院問題に関するこれまでの討議経過について」に記載されている第1常置委員会の「大学院問題に関する要望について」においては、多彩な領域における研究開発や人材の育成を必要としている社会の現状及びわが国並びに発展途上国を含むアジアの経済的社会的情勢も大学院の拡大を図るべき状況にあるということから、博士課程大学院の設置充実を強く要望している。これは現在でも各大学にとって切実な問題である。

- 最近、某グループが外国の諸専門学会誌等への発表による科学研究上の業績について調査した結果、日本の医学関係においては大学間の差が非常に少ないという興味あるデータが出た。これは設置の新旧にかかわらず医学部は全てDCが設置されるので、その学術研究上の活動は均等化されているということをも物語っている。このように考えると、DC設置の意義は大きい。それなのに大学院の設置に消極的なのは何故であろうか。大学院の設置には財政的な問題が絡むが、それ以外の理由としてその大学の体制が水準に達していないので大学院を設置しないということでは、いつまでたってもこの問題は改善されない。先程の医学関係の例に見られるように、博士課程の設置によってその学問研究の水準も高まるのであって、水準が高まれば大学院を設置するというのは順序が逆である。DC設置により歴史の新しい大学も学問的アクティビティが高まるということではないか。

- 現在は数年前と状況が変化し、文部省も各大学の計画を何とか前進させたいという空気になっているようなので、最初に委員長から提案のあった委員会運営の基本的方針に賛成である。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられた。

委員会運営の基本的方針について了承を得たので、今後この方針で委員会を運営したい。なお、本日午後から開催される理事会で、この件について承認を求めたい。

引き続き下沢専門委員より配付資料「討議のための資料」について説明があった後、「当特別委員会の今後の協議項目(案)」に関し次

のような説明があった。

「協議項目(案)」

- (1) 資料の理解と大学院に関する諸問題の整理
- (2) 大学院の役割
- (3) 専攻分野毎の需要調査
- (4) 大学院の形態
- (5) 諸外国の大学院の実状調査
- (6) 「まとめ」又は「報告書」について

以上の説明に関して、概ね次のような意見の交換があった。

○ ただ今の説明に関して気付いたことをいくつか述べたい。まず、MCとDCとは戦略的には分離した方がよいのではないか。今まで文部省はMC設置について厳しかったが、最近の印象ではMC設置については要求が出れば順次認めてもよいという雰囲気である。従って、MCについては、現在未設置のところを調査すると同時に学部系統別にも調べ、それぞれの分野別に補強材料を作り、大学をバックアップしたらどうか。

次に専攻分野毎の需要調査は重要なことである。現在、工学系の需要が一番高いが、先般も調査研究会議で企業の人事担当者の意見を聴取したところ、工学系の博士課程修了者を一定数の枠を設け募集するとか、彼等に対し給与面等の優遇措置を講ずるとかは特に考えていないようで、企業側の受入れ体制の遅れが目立っている。また、今日までの修士修了者の需給状態から考えると、需要調査をまわって修士を送り出したというよりは、修士修了者が社会に出て、企業が修士を受入れた結果、段々と企業も修士でなければ駄目だという認識に至ったという感じが強い。従って、

現段階で機械的に調査すると需要なしという結論にもなりかねない。そのところは慎重に対処すべきである。

次に学位授与のことだが、確かに日本では社会科学系と自然科学系とでは学位に対する概念が相違するため、社会科学系は学位取得者が非常に少ない。新しい学位規則では、博士は研究能力・指導能力のある人に授与すると明記しているが、それが浸透していない。特に社会科学系は学位に対する感覚の改革が必要で、これについて国大協としても検討する必要があるのではないかと。

最後に、当委員会の検討課題には入らないと思うが教養部の問題がある。教養部の大学院設置は非常に困難だが、大学全体として見ると、少なくとも教養部にMCを設置しないと、大学内に歪みが生じ種々困難な問題が生じてこよう。

○ 教養部の大学院問題は別枠の形で検討する必要があるかもしれない。その場合、機会をみて教養課程に関する特別委員会との話し合いも必要となろう。

○ 現在、農水産系連合大学院の計画が進展中だが、この連合大学院は簡単にいうと一種の学位授与機関に近いものである。いったん、このような連合大学院が設置されると、後日個別の大学で農学系のDC設置を要望しても、既に連合大学院で博士修了者を出せるということで、新たな設置の支障になる恐れもある。従って、連合大学院を先取りすることが、逆に各大学の整備充実と逆行する危険性もあり、またこのシステムが他の専攻分野に波及する危険性もあり、この取扱いも非常に難しい。

○ 多彩な人材の養成、実力ある人材の養成等

の大学院本来の目的に代わり学位授与機関だけでよいという考え方が主流になっては困る。

○ 先程も触れた企業の人事担当者の意見聴取の際、彼等の間では企業側では修士課程修了者で十分という雰囲気のみられたが、企業のトップは今後日本の生きる道はクリエイティブなものを作るしかないという認識があり、もっと博士課程修了者を積極的に活かしたいという雰囲気はある。ただ、正面きって需要調査を実施しても、仲々数値としては出て来ないであろう。お互いに育成しながらやっていくということになるのではないか。

○ 当委員会としては、当面、博士課程の問題に焦点を絞り検討を進めることになるのであろうか。

○ 戦略的にはそうなるであろう。ただ、この問題は調査研究会議とも関連があるので、先方と連絡をとりながら進める必要がある。

○ その場合、調査研究会議の検討にも役立つということになれば、どのようなことが考えられるであろうか。

○ 国大協は過去何回かにわたり大学院問題について要望しているが、当面は、当委員会から調査研究会議とのジョイントの話し合いの場を設定ねがいたい旨文部省に要請してはどうか。

○ 先程も触れたように、文部省はMC設置についてはこれを認めるような雰囲気であり、国大協としてはMCはMCで充足するよう強力に要請すると同時に、DCについては差し当り各大学で検討中の総合研究科の問題を推進し、その他に種々のタイプの大学院について検討の上それについて提案をする、というのも現実的な方法ではなからうか。

概ね以上のような意見の交換ののち、委員長より次のように述べられた承された。

本日の意見交換の中で話題になった大学院問題調査研究会議とのジョイントの話し合いの件については、本日午後開催される理事会で了承を求めたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

就職問題懇談会

日時 昭和57年12月15日(水) 14:00~14:40

場所 文部省第3 特別会議室

出席者 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、国立短期大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校協会、公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会
(文部省) 井上学生課長、大島課長補佐

開会にあたり井上学生課長より次のように挨拶があった。

本日は、昭和58年度の「大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務」についてご審

議いただくわけであるが、このことについては去る11月15日の本懇談会で、57年度の就職協定順守状況の情報交換と併せてご協議いただき、大体本年度の方針を踏襲するとの意見となっ

た。その後11月26日に、この件について大学側3団体（国大協、私大連、私大協）と産業界側3団体（日経連、日商、全国中央会）の代表との間で懇談が行われたが、その模様については後刻、関係者よりご報告願うことにする。

本年度の就職協定は、各位のご協力によって例年以上の成果を取めることができた。文部省も、この就職協定を存続させ、学校教育の適正な実施と就職の機会均等の確保を図るため、あらゆる努力を重ねてきた。それで本日、この来年度以降の就職事務についての申し合わせが成立すれば、文部省としては行政の立場から、側面的にその環境づくりのために今後も努力を続けたいと思っている。

なお、去る11月15日の本懇談会が終わったのち、労働省の関係者と会い、当日の懇談会の模様——本年度の就職協定の順守状況と来年度の就職事務の取扱い方針——について説明するとともに、労働省が職掌上からこの就職協定に復帰する意向があるかどうかを確かめた。これに対し労働省は、本年度の就職協定が、大学側関係者と企業側関係者の認識の高まりと努力によって例年以上の成果を挙げたことを高く評価するとともに、当事者である大学側・企業側の努力で協定が順守されている現状から、労働省としては敢て協定に復帰する意思はないとの態度を表明された。従って、58年度も本年度と同様に、大学側と企業側とによる「紳士協定」ということになる。その点を踏まえて本日のご協議をお願いしたい。

【議事】

◎ 大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務について

本題の議事に入るに先立って、去る11月26日

に行われた大学側3団体と産業界側3団体との代表による懇談会の経過について、国大協の立野東京大学学生部長より概略次のように報告があった。

当日の懇談の状況は、配付の「日経連タイムズ」(57.12.2)の記事に詳しく報道されているが、その要点についてご報告する。

まず結論から申し上げますと、大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始時期については、本年度と同様の内容で59年3月卒業生に対しても実施する、ということである。当日の会合では、冒頭、日経連の中宮事務局長が「今年の就職協定の順守状況については、企業・大学の努力によって昨年に比べて平静であった。今後の就職協定問題については、紳士協定として一層の成果を上げるには本年同様労働省抜きの自主協定とし、採用選考開始期日等についても継続することが適当であり、産業界としてはこの方向でまとまっている。」との趣旨の挨拶が述べられた。

以上の挨拶があったのち、私の方から次のような意見を述べた。

本年の就職協定順守状況は昨年に比べ良好であったと思うが、今後の就職協定の問題については、大学側も大筋においては産業界側と同じであるが、求人求職事務の開始時期については一部に変更を希望する向きもある。

これに対し産業界側からは、本年は労働省抜きの自主協定としてうまくいったというもの、一年やってみただけであり、今後自主的な紳士協定として定着させていくためには、期日等を変更せずに今年の協定を継続してやってみることが必要である。また、求人求職事務を1カ月も早めることは、就職戦線の早期化を招く恐れがある、との意見が述べられ、結局、①昭

昭和59年3月以降大学等卒業予定者の採用選考期日等は本年同様とする、②就職事務（求人求職事務）等についても本年同様とする、との結論となった。

以上の報告に続いて大島課長補佐より、本日前中に開かれた中央雇用対策協議会の模様に関し、概略次のような報告があった。

本日の会議にオブザーバーとして出席したので、その概要についてご報告する。会議では、最初に座長である日経連の松崎専務理事から「今年の就職協定の順守状況は昨年と比べて平静であったが、これは大学側・文部省の努力に負うところが多く、高く評価する。」との挨拶が述べられた。続いて労働省の谷口職業安定局長からも、同じように本年度の協定順守状況を高く評価する旨が述べられるとともに、来年度については、労働省としては就職協定には加わらないがその環境づくりには努力する、また中小企業方面への就職斡旋についても努力したい旨が述べられた。

そのあと日経連の事務局長より、去る11月26日に行われた「就職協定にかかわる産業界・大学側代表による懇談」の結果について説明があり、その内容について合意をみた。そして、これに基づいて協議の結果、次のような内容の申し合わせが取り決められた。

1. 昭和59年3月以降の大学卒業予定者の採用選考開始時期等の申し合せ
 2. 昭和59年3月以降の大学卒業予定者の採用選考開始期日等については、次のとおりとする。
1. 会社訪問開始 卒業前年の10月1日
 2. 採用選考開始 卒業前年の11月1日

3. 細則は設けない

以上のことを、中央雇用対策協議会で申し合わせるが、この申し合わせに労働省は加わらない。

以上の経過報告が行われたのち、本題の「昭和58年度以降の就職協定」の問題の協議に入り、協議の結果、来年度も現行どおり「10月1日企業と学生との接触開始、11月1日選考開始」の線で就職事務を行うことが了承された。また、この就職協定に関連する「事務協定」（企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する取り決め）についても、現行どおり「8月1日大学・高専における求人票等の受付開始、9月10日求人票等の学生への提示開始、10月15日大学・高専作成の就職応募書類の企業への提出開始」の線で求人求職事務を行うことが確認された。

以上をもって本題についての協議を終わり、関連して次のことが了承された。

- (1) 本日の協議の結果の報道関係への発表については、文部省に一任する。
- (2) 本懇談会の内に設置された「就職協定遵守委員会」は、今後も存続させる。
- (3) 就職情報誌が解禁前に求人内容を公表しないよう指導を行うことを労働省に対し要請する。

なお、「事務協定」については、本懇談会の結論を俟って、引続き産業界側および労働省と合同で協議決定する予定であったが、都合により産業界側、労働省の出席が得られなかったので、文部省より本日の結果をそれぞれ伝え、協力を要請することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

特別会計制度協議会

日時 昭和57年12月24日(金) 13:30~15:00

場所 霞山会館たけの間

出席者 (文部省側)

三角, 宮地, 大崎, 国分各委員

十文字, 坂元, 重藤, 泊各専門委員

齋藤, 植木各審議官, 野村教育施設部長,

井上学生課長, 川村学術課長

(国立大学協会側)

平野, 沢田, 松田, 諸星, 宮沢, 飯島各委員

篠沢, 平間, 石塚各専門委員

平野議長主宰のもとに開会。

初めに、議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、文部省から来年度国立学校特別会計予算に関し協議会開催の申し越しがあったので、取り急ぎご参集をお願いした。

なお、今回は三角事務次官ほか学術国際局長、管理局長、官房長、会計課長には、省内異動後初めての協議会であるが、よろしく願います。また、坂元大学課長、重藤研究機関課長、泊会計課副長については、この協議会のご承認を得て専門委員を委嘱することにしたいので、ご了承願いたい。(了承)

次に、国立大学協会側としては、先般、香月副会長の後任として松田東京工業大学長が副会長に就任され、それと同時に本協議会の委員に就任されたので、ここにご紹介する。

次いで、三角事務次官より次のように挨拶があった。

いよいよ明日から、58年度予算編成作業がはじまるが、財政事情はマイナスシーリングの概算要求を更に食い込むといった誠に厳しい状況である。本日は、これまで大蔵省をはじめとする関係省庁との折衝を通じて得た感触をお話し申し上げ、忌憚のないご意見を伺いたいと思う。

国立大学の整備充実については、われわれとしては社会的要請や教育研究上の要請を踏まえ、最大限の努力をする覚悟で予算編成作業に取り組む所存であるので、国立大学におかれてもご理解とご支援をお願いする次第である。

また、臨時行政調査会から既に第1次~第3次答申が出されていることはご案内のとおりであるが、いま、臨調の第2部会においては、時代の変化に対応した学術行政の整理・再編合理化の審議がすすめられており、国立大学についても学部学科等の整理再編をはじめとする具体的な指摘が行われている模様であるので、国大協の方でもこれの対応について真剣な検討が必要ではないかと思われる。文部省としては、先生方と相携えて長期的な展望の下に、国立大学の発展のために一層の努力を続けて参りたいと考えているのでよろしく願いたい。

【協議】

◎ 昭和58年度予算案について

初めに、宮地大学局長より58年度予算編成の全体の状況、定員関係の問題、学生納付金の問題と育英奨学事業に関する問題、および現在臨調で取り上げられている文教に関する指摘事項等について説明があった。

次いで国分会計課長から、予算編成作業の日

程ならびに明年度予算の取り巻く環境等について説明があった。

これに関して、主として次の事項について質疑応答ならびに意見の交換が行われた。

- 学生の納付金の増額改定について
- 育英奨学金の貸与枠、返還期間の短縮、返還免除範囲の縮小等について
- 学生納付金の改定と奨学金の増額との関係

について

- 一般会計と特別会計との関係について
- 科学研究費の見通しについて
- 私学助成費の見通しについて
- 国立大学のあり方について

以上をもって本日の協議を終了した。

「森村文化論」への
視点

山形大学農学部教授
(森林経理学)
北村 昌美

*

「森林は文化的創造物」とするのが筆者の年来の主張である。しかしこれにはかなりの人が反発ないし戸惑いを感じるのではなかろうか。なるほど森林からの恩恵が文化を育てたことは認められるとしても、そもそも森林は自然物、むしろ文化の対立物ではないかという考え方である。

国により地方によりかなりのずれはあるとしても、森林と人間の歴史がそういった時期を経てきたことはもちろん否定できない。中部ヨーロッパ、特に西ドイツ

でさえ、『ガリア戦記』などにかつては深い暗黒の森林が支配していたと記載されている。シュヴァルツヴァルトは今日「黒い森」として知られているが、実は人外境である「暗黒の森」を意味する名称であった。シュヴァルツヴァルトの地名が初めて記録に表れた9世紀半ばには、むしろ明るいブナやナラが今日以上に広がっていたという。多くの案内書や解説書が、黒々と茂るモミやトウヒの故にそこを「黒い森」という、としているのは従って誤りと言うべきであろう。

しかし、今日のシュヴァルツヴァルトのどこにも、もはや「暗黒」というイメージはない。そこには人里があり牧草地があり森林があり、それらが一体となって独特の景観を形づくっている。森林は今や人間の環境の主要な要素なのである。もはやそれは単なる自然物ではなく、その住民の影響を色濃く受けた新たな創造物と言ってよいであろう。

わが国の森林に対しても、今や人間の環境要素として必須のものという認識が強まってきている。木材をはじめとする林産物の生産や、国土保全、水源かん養などの機能の大切さは言うまでもないが、それにもまして森林が存在するというそのこと自体の大切さである。これは単に面積や蓄積の量に着目するのではなく、森林の配置や質あるいは構造をも含むと考えるべきであろう。

こうして形づくられていく環境は、シュヴァルツヴァルトに見られたようにそれぞれの土地の住民の影響を強く受けるに違いない。同じ自然条件のもとでも、形づくられる環境は決して同じにはならない。住民の意識と文化を反映した独特の表情を持つようになるのは当然であろう。そのゆえに森林は文化的創造物であると筆者は主張する。すぐれた文化はすぐれた森林環境を、貧弱な文化は貧弱な森林環境を生むのである。

ただ緑を守れという発言に終始するのではなく、こういった視点から森林を考え直すことが大切であろう。新たな「森林文化論」と言ってよいであろうか。

第71回総会国立大学協会事業報告

(注) 第70回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (50回)

(1) 第70回総会

57. 6. 22 (火) 第1日
6. 23 (水) 第2日

(2) 事務連絡会議

57. 6. 24 (木) 幹事会
6. 25 (金) 第37回事務連絡会議

(3) 理 事 会

57. 6. 22 (火)
10. 27 (水)

(4) 常置委員会 (20回)

1) 第1常置委員会

(主要審議事項) これまでの本委員会の検討事項について問題点の洗い直しを行い、今後の検討課題について概ね次のような方針とすることにした。

①放送大学の問題については、国立大学と関わる点が多いが、その具体的な進展状況を見ながら適宜対応することにする。②臨調関係の問題については、「基本答申」の提出に続く「最終答申」への審議の推移を見守りつつ適切に対処することとする。③従来検討を続けてきた大学院の整備拡充の問題については、「大学格差問題特別委員会」が今後この問題を重点的に検討するため同委員会の改組を進めている状況もあり、本問題の審議は同特別委員会の方に委ねることにする。(大学格差の問題は代って第1常置委員会が担当することにする。)④助手問題(助手の位置づけと処遇改善等)については、昭和53年以来第1常置委員会と第6常置委員会の合同小委員会で検討を続けてきたが、結論を得ないまま中断しているので、再度この問題に取り組むこととする。

以上のような方針で今後の審議を進めることを決定したほか、国立短期大学協会から要望のあった「夜間短大卒業生の4年制大学編入一夜間コースの開講」の問題についても協議した。

(委員会開催状況)

57. 6. 23 (水) 常置委員会
9. 27 (月) 常置委員会

2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 昭和54年12月以降「高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」について検討を重ね、昨年11月の総会にその「中間

まとめ」を提出したが、その後これの補完事項として残されていた〔高等学校の「職業科」に係る出題科目案〕を取りまとめ、これを本年6月の総会に提出した。そして、これを公表して関係方面の意見を徴したうえ、先に発表した「中間まとめ」と一括した「実施案」を取りまとめ、これを「昭和60年度以降の共通第1次学力試験出題教科・科目等に関する最終報告案」として今総会（11月総会）に提出することとした。

また、この最終報告案に関連する出題の範囲および旧教育課程による高校卒業者の経過措置等の問題について引続き検討することとしている。

一方、これと並行して、共通第1次学力試験の実施上の諸問題を含めた国立大学の入試改善全般の問題について、いわゆる「輪切り現象」等の問題を中心に検討を行っている。

（委員会開催状況）

- | | |
|---------------|--------------|
| 57. 6. 23 (水) | 常置委員会 |
| 7. 16 (金) | 入試センターとの懇談 |
| 9. 16 (木) | 入試センターとの懇談 |
| 10. 14 (木) | 小委員会 |
| 10. 14 (木) | 常置委員会 |
| 10. 25 (月) | 入試教科目改訂専門委員会 |
| 10. 26 (火) | 常置委員会 |
| 11. 16 (火) | 打合せ会 |

3) 第3常置委員会

（主要審議事項）一昨年夏から集中的に審議してきた「留年問題」に関し、昨年6月に各国立大学に対して行った「留年問題に関する調査」（主として留年に関わる制度的な面の調査）の集計結果を過般の6月総会に報告したが、さらに本問題を掘り下げるため検討を続けてきた。しかし、これから先の問題は学生の意識の領域に関わることになり、その検討には種々困難が伴うことから、本問題の検討は一応打切ることとした。

一方、大学卒業予定者のための就職事務の開始時期等の問題（いわゆる就職協定の問題）に関し、57年度においては、これの監視役に当たる労働省がこの就職協定への参加を取り止めたことから、この協定の維持、順守の責任が大学側に一層加重されることになったため、これの対応策について就職問題懇談会（国公立大学・高専関係11団体の集まり）と連携をとりつつ検討を続けている。

（委員会開催状況）

- | | |
|---------------|-------|
| 57. 6. 23 (水) | 常置委員会 |
| 9. 17 (金) | 小委員会 |
| 10. 26 (火) | 常置委員会 |

4) 第4常置委員会

（主要審議事項）本委員会の推進の努力もあって実現をみた「学生教育研究災害傷害保険」（昭和51年度より実施、学徒援護会主管）に関し、これが発足してから5年を経過した時点で、その実情を把握し、その運営の改善に資しようということから、昨年12月各国立大学に対しこの保険制度に関するアンケートを実施し、その調査結果を過般の6月総会に報告したが、その後この結果に基づく改善意見を学徒援護会に対し申し入れた。

なお、本委員会は来年6月に改編され、第3常置委員会と合併して「学生の厚生補導」全般に関する事項を担当することになる予定であることから、これまで本委員会で審議してき

た事項を整理し、新委員会に申し送ることになっている。

(委員会開催状況)

- 57. 6. 23 (水) 常置委員会
- 8. 30 (月) 打合せ会
- 11. 16 (火) 常置委員会

5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 例年実施している外国学長の招致について、本年度はメキシコより3名の学長を10月13日より2週間に亘り招待し、帰国の前日の25日には、メキシコ大学長を中心として教育・学術方面の関係者との懇談会を開催した。なお、明年度の外国学長招致計画についての検討を行った。

また、今後の検討課題として、国内大学間の交流問題のほか、海外の大学と日本の大学との国際学術交流の問題を取り上げる予定としている。

(委員会開催状況)

- 57. 6. 23 (水) 常置委員会
- 11. 16 (火) 常置委員会

6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 本委員会の主要な担当事項である大学財政に関する問題については、国立学校特別会計に関する昭和58年度予算概算要求について文部省側の説明をきき意見交換を行った。

また給与問題については、過般の6月総会に「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」ならびに「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」を提案のうえこれを関係方面に提出したが、研究技術専門官の問題についてはその後人事院の実務担当者との会議も行い、その実現の促進に努めている。

一方、今年度の国家公務員給与に関する人事院勧告が見送られるという異状な事態が生じたので、国立大学の立場からこれの対応について検討し、遺憾の意を表する「声明」を発表する方針を決め、これを今総会(11月総会)に諮ることとした。

(委員会開催状況)

- 57. 6. 23 (水) 常置委員会
- 9. 29 (水) 大学財政小委員会

(5) 特別委員会 (13回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申をうけて「学術情報センター」の設置が進行中であるが、これに対する大学図書館等の協力機構を整備する必要があるため、その問題点の検討とこれの整備促進について検討を続けている。また、従来から検討を続けてきた大学図書館の整備充実の問題についても引き続き検討することになっている。

(委員会開催状況)

- 57. 10. 27 (水) 特別委員会

2) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 昨年4月以降検討を続けてきた教員免許制度・資格制度の問題を中心とする「大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—」の調査研究の骨子がまとまったので、これを今総会(11月総会)に報告したのちこれの成文化にかかり、来年6月総会に「調査報告書(案)」を提出のうえ各大学の意見を徴して、11月総会に最終報告書を提出することになっている。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|-------|
| 57. 7. 19 (月) | 小委員会 |
| 9. 10 (金) | 小委員会 |
| 10. 26 (火) | 小委員会 |
| 11. 16 (火) | 小委員会 |
| 11. 16 (火) | 特別委員会 |

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 一昨年11月にまとめた調査報告書「アンケート調査結果を中心とした—教養課程教育の実状—」の中に提起されている問題をさらに検討して教養課程の在り方について研究するため、「教養課程に関するアンケート調査」の実施を計画し、今総会(11月総会)にそのアンケートの原案を提出する予定で作業を進めている。なお、このアンケート調査は、本特別委員会委員が所属する大学に対して行い、各学部の教官、卒業生等を対象に個人調査を行う計画である。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|-------|
| 57. 7. 20 (火) | 小委員会 |
| 9. 6 (月) | 打合せ会 |
| 11. 16 (火) | 小委員会 |
| 11. 16 (火) | 特別委員会 |

4) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を促進する目的をもって昭和38年に設置された本特別委員会は、時勢の推移とその審議の進行に伴いその問題の焦点が大学院の拡充整備に集約されてきたことから、今後この問題を専門に検討するため委員会の名称も「大学院問題特別委員会」と改称し、それに伴い委員会の構成も拡充して新規に発足することになった。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|-------|
| 57. 9. 14 (火) | 特別委員会 |
| 10. 27 (月) | 特別委員会 |

5) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育に関する当面の諸問題について検討を行った。

(委員会開催状況)

- | | |
|----------------|-------|
| 57. 11. 16 (火) | 特別委員会 |
|----------------|-------|

(6) メキシコ国大学学長招待準備委員会(3回)

(主要審議事項) 例年実施している外国学長招致事業としてメキシコから3名の学長を招待

することが決まったので、2週間(10.13~26)に亘る訪問視察計画を立てるとともに、3学長が国内各地の訪問視察を終えて帰国する前日には、関係機関・団体等の関係者を招いて3学長を中心とする懇談会を実施した。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|-------|
| 57. 8. 23 (月) | 準備委員会 |
| 10. 25 (月) | 準備委員会 |
| 10. 25 (月) | 懇談会 |

(7) その他の諸会合(8回)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 57. 7. 29 (木) | 就職協定遵守委員会 |
| 10. 14 (木) | 人事院と第6常置委員会関係者との懇談 |
| 10. 15 (金) | 国公立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 10. 25 (月) | 文部省と第2常置委員会関係者との懇談 |
| 11. 4 (木) | 就職問題に関する大学3団体懇談会 |
| 11. 4 (木) | 日教組との会見 |
| 11. 4 (木) | 東京地区大学教職員組合連合との会見 |
| 11. 15 (月) | 就職問題懇談会 |

2. 要望書その他の諸活動(8件)

○対外的諸活動

57. 7. 8 第70回総会において決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」および「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」について、石塚事務局長が文部省、人事院を訪れ、関係官に趣旨説明のうえ要望書を提出した。
57. 7. 26 臨時行政調査会の「基本答申」の基礎資料となる各部会報告が提出された段階で、その部会報告に盛られた文教政策に関する見解の内容に鑑み、これに対する本協会の基本的見解を取りまとめ、臨時行政調査会の土光会長始め各委員等にこれを提出した。

○各国立大学への意見照会等

57. 6. 29 第2常置委員会では、同委員会が取りまとめた「昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目(案)」が第70回総会(57.6.22)において承認されたので、これに関する資料を各国立大学始め関係方面(公立大学、高等学校、教育委員会等)に送付し、これに対する意見がある場合には提出されるよう依頼した。

○資料・連絡強化等

57. 7. 1 第3常置委員会では、「留年問題」の検討に資するため昨年6月に各国立大学に対して行った「留年問題に関する調査」の集計結果がまとまったので、委員長名をもって各国立大学長あてこれを送付した。
57. 7. 1 第4常置委員会では、「学生教育研究災害傷害保険」の改善の検討に資するため昨年12月に各国立大学に対して行った「学生教育研究災害傷害保険に関するアンケート」の集計報告がまとまったので、委員長名をもって各国立大学長あてこれを送付した。

57. 7. 27 臨時行政調査会の「基本答申」の基礎資料となる各部会報告が提出された段階で、その部会報告に盛り込まれた文教政策に関する見解の内容に鑑み、これに対する本協会の基本的見解をまとめ臨時行政調査会の土光会長始め各委員等にこれを提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
57. 8. 23 第70回総会(57. 6. 23)において決議された各要望書の処理について、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。
57. 9. 1 第2常置委員会では、各国立大学が「昭和60年度以降の大学入試」について検討する際の資料として、「新学習指導要領による高等学校教科書」の斡旋を行うことにした旨、委員長名をもって各国立大学長あて通知した。

3. 要望書等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
6. 26	第16回国立15大学人文系学部長会議	人文系学部の拡充整備について	第1・第6常置 大学格差特別委
"	国立7大学理学部長会議	大学院博士課程設置その他6項目	"
6. 28	全国大学院生協議会	大学：大学院の理念・大学院生の研究生生活条件・学術研究体制の充実等	第1・第4・第6 各常置 大学格差特別委
7. 7	鳥根県公立高等学校長協会	共通1次試験場の指定変更について	第2常置
7. 15	第32回国立大学工学部部長会議・総会	予算・定割・待遇改善・博士課程設置等	第1・第6常置
7. 17	在阪経済5団体	大阪大学法学部における国際関係法コースの設置について	第1常置
"	国立15大学理学部長会議議長	公開臨海実習に対する予算措置について	第1・第6常置
"	国立九大学法・経学部長会議	社会科学系学部の充実・大学院問題・留学生問題等	第1・第5・第6 各常置 大学格差特別委
7. 21	国立農水産系大学学部長協議会	修士課程助手の手当支給	第1・第6常置 大学格差特別委
8. 2	国立大学一般教育担当部局協議会会長	一般教育の改善について	第1・第6常置 教養課程特別委
9. 1	全国国立大学教養(学)部部長会議	授業料等の値上げについて	第6常置
"	"	組織・予算等について	第1・第5・第6 各常置 教養課程特別委
9. 20	愛知教育大学長	第6次定員削減に関する見解について	第6常置
9. 24	新制大学農学部長協議会	中国政府派遣留学生に対する公的援助、非常勤講師予算の増額	第5・第6常置
9. 28	東京農工大学教官有志	国立大学教官の待遇改善について	第6常置
10. 25	九州地区国立大学長	人事院勧告の凍結について	第6常置
"	琉球大学教授職員会議議長	人事院勧告の凍結について	第6常置
11. 4	東京地区大学教職員組合連合	人事院勧告の凍結について	第6常置

4. 刊行物

57. 8 会報第97号
57. 11 会報第98号
57. 11 国立大学の当面の諸問題

諸 会 合

(昭和57年10月～12月)

- | | | |
|-----------|-------|-------------------|
| 10月14日(木) | 10:00 | 第2常置委員会拡大小委員会 |
| | 14:00 | 第2常置委員会 |
| | 15:00 | 人事院との懇談会 |
| 10月15日(金) | 10:00 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 10月25日(月) | 10:00 | 入試教科目改訂専門委員会 |
| | 14:00 | メキシコ 国学長招待準備委員会 |
| | 15:00 | メキシコ 学長との懇談会 |
| 10月26日(火) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 第3常置委員会 |
| | 14:00 | 第2常置委員会 |
| 10月27日(水) | 10:30 | 図書館特別委員会 |
| | 11:00 | 大学格差問題特別委員会 |
| | 13:00 | 理事会 |
| 11月4日(木) | 11:00 | 東京地区教職員組合連合との会見 |
| | 14:00 | 日教組大学部との会見 |
| 11月15日(月) | 10:30 | 就職問題懇談会 |
| 11月16日(火) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| | 14:00 | 第4常置委員会 |
| | 14:00 | 第5常置委員会 |
| | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| | 15:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| 11月17日(水) | 10:00 | 第71回総会(第1日) |
| 11月18日(木) | 10:00 | 第71回総会(第2日) |
| | 18:00 | 幹事会 |
| 11月19日(金) | 10:00 | 第38回事務連絡会議 |
| 12月3日(金) | 11:00 | 日教組大学部との会見 |
| 12月7日(火) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 12月9日(木) | 16:00 | 第2常置委員会拡大小委員会 |
| 12月10日(金) | 16:00 | 大学入試センターとの懇談会 |
| 12月14日(火) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| 12月15日(水) | 14:00 | 第6常置委員会給与問題小委員会 |
| | 14:00 | 就職問題懇談会 |
| 12月20日(月) | 13:00 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 12月23日(木) | 11:00 | 学費問題に関する打合せ会 |
| 12月24日(金) | 13:30 | 特別会計制度協議会 |

要 望 書 等

人事院勧告凍結に対する会長声明

声 明

今般、政府は昭和57年度国家公務員の給与改定に関する人事院勧告の実施の見送りを決定したが、この決定は、財政非常事態のもとにおけるきわめて例外的な措置であるとは言え、人事院勧告制度の本旨に反する憾みがあるばかりか、この制度のもとで定着してきた良好な公務員労使関係の基礎をも揺がしかねない恐れがあることを懸念する。

しかも、国立大学においては、教職員の給与の据置きは有為な人材の確保を困難にしかねないとともに、大学の教職員の士気にも影響を及ぼし、大学の使命である高度の研究・教育の遂行にとっても妨げとなることが憂慮される。

このような理由により国立大学協会としては遺憾の意を表明せざるを得ない。

昭和57年11月17日

国立大学協会会長

平 野 龍 一

国立大学の学生納付金の改定と育英奨学制度について（要望）

昭和57年12月24日

国立大学協会会長

平 野 龍 一

政府におかれては、行政改革と財政再建という我が国当面の緊切な課題について真剣に取り組まれていることに対し、敬意を表するものでありますが、明年度の予算編成に当たり国立大学の学生納付金（入学金・授業料）の増額改定や育英奨学金について有利子化を図る等の意図があると伝えられていることについては、当協会として懸念を抱くとともに、強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学における学費負担とくにその授業料のあり方については昭和57年7月20日の第二次臨時行政調査会会長あての意見書等において、当協会の基本的見解を繰り返し表明してきたところ

であります。受益者負担の原則や私立大学との均衡等の観点に対する当協会の疑義について十分に配慮されることなく、明年度においても当面の財政収入の増額を図るために更に学生納付金の改定を行うことは、容認できないところであります。

また、育英奨学制度については、現在文部省において制度の基本にまでさかのぼって調査研究が進められていると承知しているところであり、育英奨学事業が教育の機会均等の確保のために今後とも果たすべき重要な役割に鑑み、そのあり方については、長期的な視野に立って事業の一層の改善充実を図るよう、慎重に検討される必要があると考えるものであります。しかるに、いま直ちに有利子化・返済期限の短縮・返還免除範囲の縮小等の措置がとられることについては、これまた容認できないところであります。

政府におかれては、我が国の高等教育の発展と教育の機会均等の原則の実現のために、この事態を憂慮するわれわれの意のあるところを賢察せられ、上記取り扱いには十分慎重を期されるよう要望します。

(要望書先：瀬戸山文部大臣
竹下大蔵大臣)

日本海時代への展望

島根大学法文学部教授
(日本経済史)
内藤 正中

*

昭和52年11月に閣議決定された三全総は、政府の全国計画では初めて、日本海沿岸地域を「日本海地域」と呼び、独立したブロックとして開発課題を明示した。

周知のように、日本海沿岸地域は「裏日本」と呼ばれてきた。産業革命を終えた日本資本主義は、地域的不均等発展の法則でもって、日本列島を、発展する「表日本」と、これに対する停滞的な「裏日本」に区別してきたのである。戦後の高度成長期の地域開発政策もまた、太平

洋沿岸ベルト地帯を軸に展開したため、表と裏の関係は一層明確になっていった。

すなわち、昭和35年の国民所得倍増計画である。北陸をはじめ、東北と山陰は「裏日本」といわれ、太平洋沿岸の「表日本」に道路交通網を整備して直結してゆくことによってだけ、地域発展の可能性があると考えられたわけである。37年の旧全総、44年の新全総においても同様で、「裏日本」という言葉は使われなくなったが、日本海地域の役割は、表日本に従属する裏日本としてのものであることには変りはなかった。

こうした政策展開に対して日本海地域では、政策変更を求める運動が一斉に起った。新潟日報社が「あすの日本海」の年間企画を新聞連載しはじめたのは45年1月からであり、毎日新聞社の「日本海時代」のキャンペーンは47年1月からであった。北陸や山陰の各県では、県政スローガンに「日本海新時代」がうたわれた。

それだけに、三全総が「日本海地域」を設定し、「東北から山陰にいたる長大な地域が、それぞれ特色を生かし、相互に関連し合いながら、太平洋岸の地域への依存から脱却し、独自の発展経路を求める必要がある」と、自立の開発戦略を政府が提示したことの意義は大きい。ただし、折角の地域設定ではあったが、5年の間に何がどれだけ実現されたかは疑問であるし、「日本海新時代」に向っての地元の積極的な取組みがみられなかったことは問題である。

日本海地域を活性化させるものは、いつの時代でも、対岸諸国との交流であることは歴史が明らかにしている。早い話が「日本海新時代」の背景には、日ソにつづく日中の国交回復があった。そうである以上、いま「アジアの時代」を迎えて、日本海地域には、主体的に任務分担が意識されなければならないはずである。そうしたなかで、地方大学にあっても、特に立ちおくれている対岸諸国との学術文化の交流に、積極的な役割を果すことが要請されているといえる。

資 料

昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について

昭和57.11.17

国立大学協会

国（公）立大学は昭和60年度以降も現行制度と同様の大学入学者選抜試験を行う。すなわち、各国（公）立大学は、共通第1次学力試験と各大学ごとに行う第2次試験の結果とを総合して、それぞれの大学の入学者を決定する。

共通第1次学力試験の出題教科は、国語・社会・数学・理科・外国語（英・独・仏）の5教科とする。国語・社会・数学・理科の4教科については、高等学校教育課程における必修科目のほかに選択科目を加えて出題する。

外国語は上記4教科に準ずる。

- 1 この基本的方針と、新高等学校学習指導要領の特色をふまえ、共通第1次学力試験の出題教科・科目は次のとおりとする。

国 語

「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を合わせて『国語』として出題する。

社 会

『「現代社会」と「倫理」及び「政治・経済」を合わせたもの』、「日本史」、「世界史」及び「地理」の4科目を出題し、『「現代社会」・「倫理」・「政治・経済」1科目と、「日本史」、「世界史」及び「地理」の3科目のうちから1科目を選択させ、計2科目を解答させる。この場合『「現代社会」・「倫理」・「政治・経済」』については、問題を選択解答させる。

（注）『「現代社会」・「倫理」・「政治・経済」』については、「現代社会」だけを履修した者並びに「倫理」及び「政治・経済」だけを履修した者のいずれにも対応した出題をする。

数 学

「数学Ⅰ」と「数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く。）」、「工業数理」並びに〔「簿記会計Ⅰ」及び「簿記会計Ⅱ（前半の内容を出題範囲とする。）」〕を合わせて『数学』として出題し、「数学Ⅰ」については全問解答、「数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く。）」、「工業数理」並びに〔「簿記会計Ⅰ」及び「簿記会計Ⅱ（前半の内容を出題範囲とする。）」〕については、これら三つのうち一つを選択解答させる。

（注）(1) 「数学Ⅱ（電子計算機と流れ図を除く。）」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履

修した者のいずれにも対応した出題をする。

- (2) 「工業数理」、並びに〔「簿記会計Ⅰ」及び「簿記会計Ⅱ（前半の内容を出題範囲とする。）〕の各科目はそれを履修した志願者に限って選択受験できるものとする。

理 科

「理科Ⅰ」、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の5科目を出題し、「理科Ⅰ」1科目と、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目のうちから1科目を選択させ、計2科目を解答させる。

外国語

「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」を合わせた『英語』と、これに準じた『ドイツ語』及び『フランス語』の3科目を出題し、1科目を選択解答させる。

- 2 試験の形式は、現行制度と同様にすべての受験生に対して、1に示す5教科7科目の試験を共通に課することを基本とした、いわゆる単一の試験形式で実施する。

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(後 任)
福井医科大学	高瀬 武平	能勢 善嗣 (事務取扱)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)
医学教育に関する特別委員会 大西 義久 (新潟大学教授)

寄贈図書

教育と情報 57年10月号, 11月号, 12月号, 58年1月号 (文部省)
大学と学生 57年10月号, 11月号, 12月号, 58年1月号 (文部省)
I D E 57年9月-10月号, 11月号, 12月号, 58年1月号, 2月号 (民主教育協会)
会報 47号 (大学基準協会)
みんぱく 57年10月号, 11月号 (国立民族学博物館)
国際交流 No. 32, No. 33 (国際交流基金)
大学時報 No. 165, No. 167, No. 168 (日本私立大学連盟)
筑波フォーラム No. 18 (筑波大学)
第5回中国・四国地区国立大学間合同宿舎共同授業報告書 (岡山大学)
一般教育学会誌 6号 (一般教育学会)
外国語教育・学習に関するアンケート調査報告書 57年9月 (関西大学)
大学問題研究資料室図書目録 昭和52. 4. 1-57. 3. 31 (早稲田大学)
研究ノート 15 “大学と社会” (東北大学)
短期大学における教員養成 39号 (私立短期大学協会)
自由と正義 2月号 (日本弁護士連合会)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名、各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （補導）
 - 第4 “ （学生の厚生）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会（会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員）。その下に、大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会（国大協会長ほか5学長、文部事務次官ほか4局・課長）

編集後記

* 当初の異常な暖冬も、終盤になって俄に厳しい寒気に見舞われ、その余寒がなお続いております。

その厳冬のさ中に、5回目を迎えた共通第1次学力試験が実施されましたが、全国的な好天気にも恵まれ無事完了をみましたことは、誠にご同慶に堪えません。

* 本号は、前総会関係の記事および昨秋招待したメキシコ国大学長の滞日記録等を掲載した関係で相当大部のものになりました。

今回の「特別寄稿」には、館岐阜大学長の“学長職を振り返って”を掲載することができました。公務ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。

* また「窓欄」には、内藤島根大学教授の“日本海時代への展望”および北村山形大学教授の“「森林文化論」への視点”という興味深い短篇をご寄稿いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。(R)

日の丸を背に子だくさん初写真

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和58年2月26日 印刷
昭和58年2月28日 発行 (非売品)

会報 第99号

(第33巻第1号 通巻第99号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 博文唱堂